

序 編

第1章 明治時代における当行の歩み

第1節 新潟県における銀行の生成と発展

1. 県内主要産業概観

明治前期における県内産業の特色

越後諸藩をもその渦中に巻き込んだ戊辰戦争によって旧幕府勢力は排除され、明治新政権が確立した。明治維新後、越後は幾多の変遷を経て、明治4年11月、新潟・柏崎・相川の3県に統合されたが、新潟県は6年に柏崎県、9年に相川県を合併し、明治19年には福島県東蒲原郡を編入して現在の本県が成立した。

県内産業は、明治10年の「新潟県物産表」をみると表1-1のように、農産物の占める地位が圧倒的に高い。特に鉱工業生産物には、織物、生糸、醸造、製茶、砂糖、

表1-1 新潟県物産表(明治10年)

種 類	産 額
農 産 物	6,231,584
鉱工業生産物	4,187,589
水・林産物	534,093
合 計	10,953,266

(注)：工業生産物には農村の工業製品(加工品)などもすべて含めてある。

資料：『明治10年新潟県下越佐両国物産表』より集計。

表1-2 県内の会社・工場数(明治13年)

種 類	数	種 類	数
通運会社	174	貸付・金融	36
国立銀行	5	用紙売捌	1
製糸物産	15	製 革	3
漁 業	1	酒 造	12
米 商	1	製 茶	4
蒸気船	5	農 場	6
製油・採油	7	(開墾を含む)	
織 物	4		

資料：『新潟県治統計表』(明治16年版)より集計。

油類などをすべて含めて集計し“農産物加工”

というとらえ方をしており、藩政時代からの伝統的在来産業が根強く残存していた。したがって、当時、県内の会社・工場のなかでは、通運・金融、酒造・製糸関係が目立つ程度であった(表1-2)。

県内農業構造を同じく明治10年の「全国農産表」によってみると、農産物のなかではやはり米の占める比率が高く、全農産物の73.1%に及んでいる(全国平均53.4%)。そして、蒲原郡が全県総生産額の37.4%を占め、次いで頸城郡の22.8%、魚沼郡の10.5%となっており、このほかは10%以下である。

やがて、政府・県のいわゆる“殖産興業政策”により、製糸、金融、石油などの分野に近代産

業の芽生えが認められた。こうした状況が新潟県における明治前期の産業の特色といえる。特に力が注がれたのは織物関係であり、絹織物・生糸業が次第に大きな地位を占め始めた。幕末から明治前期における県内機業地は表1-3のとおりであるが、なかでも有名な機業地を挙げると、明治以前から発展していた十日町、栃尾、小千谷、見附、加茂、五泉、山辺里および明治になってから発展した亀田、小須戸などである。

しかし、これら機業地の生産技術はまだ幼稚であり、大量に生産されるようになるのは明治20年代、30年代に入ってからである。

県内産業の振興を図るため、県内に女紅場^{じよこうば}一授産場が設置されたのは明治10年前後である(表1-4)。

新潟県に石油が埋蔵されていることは、“越の燃える水”として古くから知られていた。しかし、長い間、自然に浸透してきたものを採取する程度であった。石油の開発が考えられたのは、幕末から明治初年にかけて、外国から洋燈(ランプ)と、それにとす灯油が大量に入ってきてからである。

石油の需要が次第に高まってきたことから、明治初年、本格的開発の時期を迎えた。政府も、石油の必要性を痛感して越後油田の調査を計画、明治7年、大鳥圭介を信越地方に派遣したが、すでに地元民の関心は深まっており、手掘り法から機械力による大胆な開発が進められていた。明治11年前後、開発されつつあった越後油

表1-3 県内機業地一覧(幕末～明治初年)

種 類	地 域
絹 織 物	十日町, 栃尾, 五泉, 見附, 小千谷, 曾根, 山辺里, 長岡, 加茂, 村松, 新津, 小須戸
絹 綿 交 織 お よ び 木 綿 織 物	見附, 亀田, 吉田, 小須戸, 白根, 加茂, 葛塚, 村松, 沼垂, 長岡, 新津, 曾根, 今町, 水原, 安野, 三条
麻 織 物	十日町, 小千谷, 塩沢

資料：『北越機業史』より作成。

表1-4 県内女紅場設立状況

場 所	開 場 年 月 日	資 本 金	入 学 生	製 品 (主 なる も の)
新 潟	明治 9. 10. —	円 10,409	名 73	木綿, 絹
長 岡	9. 5. 28	11,306	35	木綿, 紬
柏 崎	10. 2. 16	4,103	35	諸織物
村 松	10. 12. 20	…	…	…
高 田	12. —. —	…	…	木綿
相 川	12. 5. 9	8,900	50	木綿, 絹

資料：『新潟県史』(政治部8), 『新潟県治統計表』(明治16年版), 『高田市史』より作成。

田の分布をみると、次のとおりである（『北越石油業発達史』より）。

上越……上深沢（月産1,300石）、達野（800石）、玄藤寺（1,000石）、松代、松ノ山、
大荒戸小谷、東飛山
中越……妙法寺（300石）、坂田（1,200石）、赤田、曾地（1,200石）、草生水（1,500
石）、尼瀬（1,500石）、浦瀬
下越……新津、黒川

そして、中越の油田に有望の折り紙がつけられ、政府直営の油田・坑が建設されると、これに刺激されて県内各地に民間の製油・採油会社も続々と設立された。

また、新潟県における鉄鋼金属工業発達の系譜をみると、藩政時代からの継承である銑鉄の鑄造業、刃物と、石油事業の勃興に伴って発達した諸機械器具製造から成り立っている。しかし明治前期までは、鑄造業を中心とする金属工業が圧倒的に多い。特に鉄のない雪国の一角に生まれた金物産業は、町人の資本力が封建制度の土台をゆすぶり始めた江戸中期、越後の代表的な商工業地を築いていた。この繁栄に革命をもたらしたのは、明治5年、日本に入荷した“洋釘”であった。ここで和釘づくりに終止符を打ち、代わって刃物を主体とする金物工業に転進、その後、幾多の試練をくぐり抜け、今日の「三条金物」に成長したのである。

長岡における近代商工業の芽生え

元和4年（1618）、長岡は、牧野忠成が入封するに及んで6万4,000石（のち栃尾郷1万石加増）の城下町となり、藩政時代には、物資の集散地、商業の中心地として栄えた。

明治維新に際し、長岡は、再度兵火の厄に遭い、商品や生活必需物資のすべてを灰燼に帰し、士民の窮乏はその極に達した。長岡藩庁では、窮状打開のため、明治2年2月、三島億二郎らが中心となって、「自労自活以て世に運動するは、人生の当然にして尤も重んずべき所なり、是を以て先づ務めて生計を営むは自然に従ふの道なり」と説き、藩中の婦女子を対象に蚕機織の産物会所を設立したが、時期尚早と不慣れのために成果があがらず、まもなく解散に追い込まれた。続いて三島らは、明治9年5月、女紅場を設立したが、この女紅場が長岡地方の工業発展に果たした役割は大きい。

その設立趣意書の冒頭には、「抑も女紅場を設置するの意たる、偏に女紅を進め物産を起さんと欲するに在り、故を以て暫く養蚕より着手し、漸を以て製糸紡織の

業に就かしむるなり。……」（『長岡市史』より）と述べられている。そして、紬、甲斐絹、糸織物、帯地、夜具地、ハンカチ、洋傘地、縮緬などが生産されたが、明治22年、営業不振と新技術教授の役割の終了を理由に解散する。

さらに、長岡復興の原動力のひとつに石油事業の勃興がある。

明治4年、村松の某（氏名不詳）が宮路・成願寺付近で石油の露頭を発見して手掘りを試みたが、出油しなかった。次いで同6年、石坂周造が長岡に石油会社出張所を設置して浦瀬山で手掘井数本を試掘したが、これもまた十分な成績をあげることができなかった。しかしそれ以来、具眼者が油田開発に目を向けるようになった。その後の経緯について『長岡市史』は、次のように記述している。

「明治十七年、小坂松五郎は尼瀬の油田を視察して得る処あり、遂に同二十一年、資本金三万円で北越石油会社を創設し、浦瀬腐沢に試掘し、掘進六十余間で出油を見た、これが石油会社の始めであり、採油成功の嚆矢であった。同年山田又七・殖栗順平等は資本金六千円で、山本油坑会社を組織して、掘鑿に着手したが、成績が思はしくないので、数年で休坑した。明治二十三年、山田又七・殖栗順平等は資本金一万円で長岡石油会社を設立し、松田周平を社長に推して事業に着手したが、これは成功した。続いて同二十四年には、資本金一万円の高津谷石油会社及同二千円の地獄谷石油会社を設立し、共に成功を見た。これ等が、東山油田の創業であり、県下否全国採油事業の先駆をなしたものである。」

東山油田開発当初の状況は以上のとおりであり、その後、大平石油会社、古志石油会社、扶桑石油会社、明栄石油会社、日之本石油会社、宝田石油会社、蔵王石油会社など有力者の投資する諸会社が設立され、かくして東山油田は、明治37～38年ころまで順風満帆の時代を迎える。原油の精製も盛んで、現在の中島七丁目から松葉町にかけて一帯の田んぼは貯油場となり、当時、市民は、“金を生み出す黒煙”と喜んで製油事業に精を出した。

「始めて赴任したのは越後のどこかであつた。越後は石油の名所である。学校の在る町を四五町隔て、大きな石油会社があつた。学校のある町の繁栄は三分二以上此会社の御蔭で維持されて居る」——明治40年1月、『ホトトギス』に発表された夏目漱石の「野分」のなかの一文であり、長岡地方における石油事業が活況を呈していたことを物語っている。

同時に、製油業者らは、廃物重油で火力電気を起こして電気事業も計画、曲折を経ながら明治34年には東千手町に火力発電所を創設する。そして同38年、北越水力

電気株式会社設立に伴い、その権利一切を譲渡するまで火力発電事業と取り組んでいる。

また長岡は、天恵の良油田の開発が進むにつれて工業並立都市へのきっかけを握ることとなった。石油掘鑿に不可欠の鑿井機械をはじめ、東山油田から精製のため市内中島地区へ運び込む鉄管などの需要が日増しに多くなり、これにつれて各種の鉄工業が驚くべき速度で発達し、発動機、蒸気機関、精米機、鉄道鉸山用品、灌漑排水機、力織機が製造され、数多くの関連会社が設立されて、石油と並んで鉄工業長岡の名が世に広まるようになった。

さらに、長岡復興の原動力として、士族・商人の接近が挙げられよう。この士商両者の真の接触は、三島億二郎（長岡藩士）、岸宇吉（唐物商）両名の意気投合から設置されたランプ会が直接の動機となった（後述）。このランプ会などに刺激された市民は、二、三の研究機関を設けて長岡再建に奔走した。明治12年には共愛社と称する商工業研究団体が組織され（明15長岡商業諮詢会と改称）、次いで、19年には意見発表を主目的とした同会と別に実行機関としての三夜会が誕生し、その後、長岡経済会の結成（明33.5）へと発展する。

一方、明治11年、呉服町に正米十石建米社が開設された。が、受け渡しの紛争から数年で解散した。次いで27年6月、同じく呉服町に米穀取引所が創設され、さらに30年5月、関東町に長岡二品（株式・石油）取引所が設立された。この両者は、33年9月に合併して三品取引所として運営され、その後37年、取引所物件中から石油を除いて長岡米穀株式取引所に引き継がれる。

また、長岡を中心とする交通機関の開発に目を注ぐと、明治以前における貨物・旅客輸送は、信濃川による上下船および新潟港から他府県への海岸航路に依存する以外に方法がなかった。

明治17年5月、新潟・長野の人々は、上田―長野―直江津―新潟間の信越鉄道を出願、19年、同鉄道が長野県から直江津まで延長するに及んで初めて汽車による交通の恩沢に浴した。しかし、長岡地方にとっては不利・不便を脱し得なかった。そこで明治29年2月、北越鉄道株式会社を創立、31年に長岡を中心とした全線が連絡した。こうして長岡は、石油の町、相場の町、経済的実力を有する町として、一つ一つ、その基礎を築き、続いて、日清戦争後の明治28年下期から30年にかけての企業ブーム、さらに、日露戦争後の39年以降における企業の新設・拡張計画など軍備拡張政策を背景に、目をみはる発展をみせた。

2. 県内における国立銀行の創立と経緯

新潟為替会社の設立と解散

明治元年11月に新潟港が開かれ、翌2年10月には新潟運上所（のちの新潟税関）が業務を開始した。新潟為替会社が設立を許可されたのも明治2年であった。同社は、通称新潟出張会社と呼ばれ、政府貸下金はなく、東京為替会社、東京通商会社（明3.7、東京開商会社と改称）、横浜為替会社から多額の出資金を受け入れて開業した。

新潟為替会社の開業日は明らかでない。2年12月、同社と通商司出張所、通商会社設立のため、東京為替会社や横浜為替会社などの関係者7名が新潟に出張しており、翌年1月に金券5万両を発行しているので、この間に開業したものと思われる（『新潟市史』はその設立を2年8月としている）。

新潟為替会社の頭取には、白勢篤之介、本間新作、鈴木長八、村田吉左衛門、高橋治七郎、小川弘二郎の6名が就任し、斎藤喜十郎ほか12名が諸係の取扱を命じられた。同社は、紙幣発行のほか、官金の取扱や貸付、為替業務などを営んだが、その後、貸付金の延滞が増加する一方、社員の公金費消事件や、東京・函館へ米・豆を積送した船の難破事故などが相次いだため多額の欠損金^{注)}を生じ、他の為替会社と同様に解散した。

注) 新潟為替会社の欠損金は、最終の清算時には25万4,388円となり、そのうち、東京為替会社、東京商社がそれぞれ35%、横浜為替会社が30%を負担した。

国立銀行条例の公布

為替会社は、設立後わずか3年余にして衰退したが、内外商業の興隆進歩は金融機関を必要とし、銀行または銀行類似会社設立の請願が相次いだ。他方において政府は、財政の窮乏から太政官札をはじめとする多額の不換政府紙幣を濫発しており、この際、新たに金融機関を設立してその発行する銀行券をもって既発政府紙幣の整理を行い、通貨制度の整備と殖産興業の促進を図らねばならなかった。

そこで政府は、アメリカの National Bank 制度にならって、明治5年11月15日、太政官布告第349号により「国立銀行条例」を公布した。

同条例によれば、国立銀行の資本金を5万円以上とし、資本金の6割の政府紙幣を大蔵省に納付し、それと引き換えに同額の金札引換公債証書を受け取り、この公債を抵当に同額の銀行紙幣を発行し、資本金の4割は正貨を保有して兌換準備とす

る仕組みであった。これにより国立銀行は、銀行紙幣発行の特権を与えられ、官金の出納事務を担当して一般の銀行業務を取り扱うことになったが、明治7年までに設立されたのは、東京第一国立銀行、横浜第二国立銀行、新潟第四国立銀行、大阪第五国立銀行の4行にとどまった。

国立銀行の設立がこのように少なかったのは、株式制度に対する一般の無理解と、設立の際の厳しい条件に加え、貿易の輸入超過および当時の貿易通貨である貿易銀の下落によって正貨の流出が続いたため、正貨兌換義務

を負う国立銀行券の発行は直ちに兌換請求となって表れ、銀行業務の運営がきわめて困難となったことに主因がある(表1-5)。

かくて、経営不振に陥った国立銀行4行は、明治8年3月8日、政府に対して正貨兌換を改めて政府紙幣をもって兌換に充てるべきことを請願した。しかし、政府はこれを認めず、一時の急を救うため、8年末、銀行紙幣を抵当としてその発行限度の半額の政府紙幣を貸し下げた。

翌9年に入っても情勢は悪化する一方で、国立銀行4行は再び政府紙幣の貸し下げを請願、同年6月に合計63万円の借り入れが許可された。この貸下金によって国立銀行の経営不振は一応緩和されたものの、発行紙幣142万円の大半が抵当として国庫に死蔵されたため、銀行券の流通によって兌換制度を確立し、政府発行の不換紙幣の整理促進をねらった国立銀行条例の意図は、事実上失敗に帰した。

国立銀行条例の改正

これよりさき、政府は、旧士族の秩禄を廃止するため、明治6年12月、太政官布告第425号ならびに第426号をもって士族以下禄高100石未満のものに家禄・賞典禄奉還の出願を許し、翌7年3月に布告第39号で「秩禄引換公債証書発行条例」を公布して同公債証書を支給した。越えて11月、布告第118号によって100石以上にも奉還を許し、同時に、第119号で「資金被下方規則」第1・2条を改めたが、第2条では「禄高百石ヨリ以上ハ、五拾石ハ現金、其餘ハ都テ公債證書ヲ以テ相渡スヘク」となった。つまり、奉還の高が150石であれば、50石は現金、残りの100石は公債証書を渡し、他はこれに準ずる、というのである。

新潟県では、翌8年1月13日付県庁布告第10号をもって、7年10月までに許可済

表1-5 国立銀行券発行高 (単位：千円)

年次	銀行数	下付高	実際流通高
明治6	2	1,362	852
7	4	1,995	802
8	4	1,420	233

(注)：単位未満切り捨て。
資料：『明治財政史』より作成。

みのものには、8年1月15日から25日までの間に秩禄公債証書および同年の利子を交付する旨を通達した。かくて、華・士族の秩禄処分のため1億7,400万円にのぼる巨額の金禄公債（禄券）が発行されることになり、新潟県だけでも禄券高240万1,415円、ほかに利子1年分16万7,088円余に達している。

しかし、一時に巨額な公債を発行すれば公債価格の急落は必至であり、士族の困窮を救うためにはなんらかの対応策が必要であった。そこで政府は、「正貨兌換ノ制度ヲ改メ通貨即チ政府紙幣ヲ以テ兌換スルノ制トナサレンコト」という先の国立銀行の請願を入れて、金禄公債を銀行紙幣発行の抵当とすることを認め（これには大蔵省紙幣寮付属書記官・イギリス銀行学士アーラン・シャンドがインフレを懸念して警告した）、明治9年8月1日、太政官布告第106号で「国立銀行条例」を改正した。政府としては、国内における40万人に及ぶ士族の動揺を抑え、さらには、多額の金禄公債を資本として国立銀行を設立させることによって、同時に民間金融の疎通を促進するという一石二鳥の効果をあげることにねらいがあった。

改正の要点は、①資本金の法定最低限度の緩和（第17条）、②銀行紙幣発行限度の拡張（第18～19条）、さらには③銀行紙幣の正貨兌換を廃止したことである。ちなみに、銀行紙幣発行の仕組みをみると、資本金の8割を公債証書をもって供託し、同額の銀行紙幣を発行することができ、2割を政府紙幣で準備すれば足りる。さらに供託する公債証書の範囲も、6分利付金札引換公債に限られていたものが、秩禄公債ほか4分利付のものでよいことになった。

なお、政府は、国立銀行4行から預託されていた金札引換公債142万円を買い上げ、その代金によって新たに購入した公債をあらためて預託させ、改正条例による営業免許をそれぞれ下付することにした。

この改正により、国立銀行を通じて兌換制度を確立しようとした政府の意図は一步後退したが、銀行の設立をきわめて容易にした。

県内国立銀行の設立と推移

明治9年8月の「国立銀行条例」改正後、全国的に国立銀行の設立ブームが訪れた。このブームは新潟県にも波及し、11年11月以降12年7月までわずか8カ月間に、当行一北越銀行の前身である第六十九国立銀行のほか3行が開業した（表1-6）。

新潟の第四国立銀行を除いた国立銀行4行の本店所在地はいずれも旧藩の城下町で、経済の中心地でもあった。その資本も旧士族の金禄公債が主体であり、株主に

表1-6 県内国立銀行設立状況

銀行名	本店所在地	開業免状下付日	開業日	資本金
第四	新潟	明治(6.12.24) 9.12.19	明治(7.3.1) 9.12.19	万円 (20) 30
第六十九	長岡	11.11.2	11.12.20	10
第七十一	村上	11.10.7	11.11.15	7
第一百十六	新発田	11.12.10	12.2.5	5
第一百三十九	高田	12.2.26	12.7.3	10

(注)：かっこ内は国立銀行条例改正前のものである。

表1-7 県内国立銀行資本金の推移

(単位：千円)

年末	第四	第六十九	第七十一	第一百十六	第一百三十九	計
明治12	300	150	70	50	100	670
13	300	280	50	50	200	880
14	350	280	50	150	200	1,030
15	350	350	50	150	200	1,100
16	350	350	100	150	350	1,300

占める士族の割合は圧倒的であったが、持ち株は3株以下がほとんどであった。金禄公債を安全・有利に運用するため、国立銀行への出資金とすることが政府によって奨励されたが、士族は金融経済事情にうとかったから、有力な地主や商人が設立の実質的な推進者となり、多くの士族は、零細な株主として設立に参加するにすぎなかった。

しかし、なかには士族の主導権の強いものもあったが、設立後数年にしてその性格を変え、士族の役員がその地位を失って地主や商人がこれに代わっている。また士族の株主も、増資が行われるごとに著しく後退している。

なお、この国立銀行条例の改正により、既設の国立銀行もあらためて開業免状の交付を受けなければならなかったため、第四国立銀行は、資本金を10万円増額し30万円として9年8月に営業継続を出願し、同年12月に開業免状を下付された。

明治10年2月、西南戦争が勃発し、戦費支弁のために多額の不換紙幣が発行され、インフレーションを促進した。すなわち、戦費として5,000万円の紙幣が増発されたことから、通貨は、10年末1億1,900万円から11年末1億6,500万円に膨張した。このため物価が高騰し、9年と比較すると、12年には米価は1倍半、塩の価格は2倍に跳ね上がった。県内に設立された国立銀行5行は、この影響を受けて開業後の数年間、順調な経営を続けた。しかし、預金は微々たるもので、不足資金は増資に依存しなければならなかった。12～16年までに5行とも増資を行い、この間、5行の資本金総額は約2倍に達した(表1-7)。

当時は、表1-8にみるとおり、人民預金といわれた民間の預金が少なく、官公預金の比重がきわめて高かった。

設立当初の預金は、御用預金、人民預金に区分され、それぞれ、当座預金、定期預金、振出手形などがあり、人民預金のなかでは約定預金と商人による当座預金の利用が多かった。

また貸出金は、割引手形がきわめて少なく、当座預金貸越と、証書による貸付金がほとんどであった。

表1-8が示すように、預金は順調に伸びたが、13年以降、それを上回る貸出金の増加があったことから、その不足額は増資により賄わなければならなかった。

明治14年以降、大蔵卿松方正義によって実施されたデフレーション政策により、物価の下落、商況の不振、とりわけ米価の急落から、県内の国立銀行も人民預金が激減し、貸出金が増勢をたどったため初めて苦境に立たされた。15年以降は、松方デフレが浸透するなかで、農村不況が頂点に達する17年を克服しながらも、預・貸金とも22年まで横ばいに推移し、収益の低下から配当率も次第に引き下げられ、営

表1-8 県内国立銀行主要勘定の推移

(単位：千円)

年 末	紙幣流通高	資 本 金	積 立 金	預 金	うち人民預金		貸 出 金	諸公債証書
明治12	479	670	26	626	391		594	856
13	479	880	97	890	482		1,075	878
14	…	1,030	…	…	…		…	…
15	479	1,100	272	803	204		1,613	909
16	480	1,300	365	1,057	473		1,654	931
17	469	1,300	370	873	383		1,761	1,018
18	458	1,300	381	1,025	578		1,527	1,057
19	446	1,300	384	1,117	552		1,616	1,013
20	432	1,300	419	1,128	555		1,820	1,109
21	…	1,300	…	…	…		…	…
22	404	1,300	470	956	572		1,778	1,220
23	390	1,450	572	1,181	629		1,710	1,262
24	376	1,450	582	1,128	701		1,864	1,255
25	361	1,450	554	1,659	826		1,973	1,301
26	344	1,450	586	1,376	926		2,384	1,246
27	330	1,475	…	1,649	…		2,529	1,263
28	315	1,475	…	1,922	…		2,627	1,251
29	146	1,975	350	2,011	…		3,474	1,300
30	46	1,975	…	2,010	…		3,691	1,379

(注)：1) 単位未満切り捨て。

2) 明治29, 30年は新潟銀行(旧第四国立銀行)の計数を含む。

3) 津川第三十一国立銀行(明治19. 5 転入, 21. 4 大阪第四百四十八国立銀行に合併)は、県内での存続が2ヵ年にすぎないので除外した。

資料：『新聞決算公告』より作成。

業不振が続いた。

明治23年、わが国最初の近代的意味における経済恐慌が現出した。これについて『日本経済の貨幣的分析』の編者朝倉孝吉は「第1部 わが国の金融制度ならびに金融構造史」の項で、明治13年から20年まで、現金通貨、当座性預金、総通貨（定期性預金を入れた）のすべてが減少している点は注目すべきであり、明治21年から回復に転じ、26年以後、現金通貨は上昇トレンドを示すものの、かなり変動がみられる。そして、預金通貨を入れた総通貨は、明治初年と同様の急上昇カーブを示しているから、「通貨の面でみるかぎり」と前提しながら、これまで常識のようにいわれた明治23年の恐慌というのは明確でなく、むしろ明治13～20年までが昭和初期の恐慌時とともに通貨量が収縮した時期であるとの見解をとっている。

いずれにしても、県下の産米は、21年の218万2,000石から22年は206万2,000石と減収したために米価が急騰し、多量の外米を輸入しなければならなかった。さらに、アメリカの銀買入条例による銀価騰貴のため為替相場が急変し、わが国の輸出貿易は好調から一挙に逆転した。そこで23年3月3日、米価暴騰による金融梗塞対策として日本銀行兌換券制限外500万円発行——わが国最初の制限外発行（制限外発行税率年5分）がなされ、かくて、これまで好景気に支えられて群生した泡沫会社は破綻し、株価は軒並み落ち込み、金融の逼迫から金利が上昇を続け、大阪では日歩5銭、東京でも3銭を下らなかった。

24年以降は預・貸金とも増勢に転じたが、収益は逆に低下傾向を示した。日清戦争後は、償金の流入もあって企業熱が勃興して好況が続き、29年から30年にかけて資金需要が増大し、収益も好転した。貨幣金融制度もこれに伴い、先に施行された「銀行条例」（明26.7.1）に続いて「貨幣法」公布（明30.3.29、同.10.1施行、金本位制採用）など、いちだんと整備された。

国立銀行の普通銀行への転換

明治15年10月10日、日本銀行の開業に伴い、政府は、流通通貨の統一を図るため、翌16年5月5日、「国立銀行条例」の根本改正を行った。

その結果、国立銀行は、免許後20年で営業満期となって紙幣発行の特権を失い、その後は私立銀行に転換しないかぎり営業を継続できなくなり、かつ、既発行の国立銀行紙幣を営業満期までに漸次消却することになった。また、その消却事務は、日本銀行が行うべきことを規定した。

しかしながら、国立銀行紙幣の消却は必ずしも円滑に進行しなかった。まず、公債価格の高騰に逢着した。すなわち、23年の不況以後、銀価の下落、輸出の増加、正貨流入を背景とする金融緩慢を反映して公債価格の高騰が続き、年々買入れるべき公債証券が当初の予想をはるかに下回ったことがあげられる。次に19年10月の「整理公債条例」によって高利回り（7分）の公債が低利（5分）に借り替えられ、元資の利殖に見込み違いをもたらした。

こうした事情から、国立銀行は営業満期を迎えても、余剰金が受けられないばかりか、未消却紙幣を消却するために多額の出金を要することになった。このため、21年ころから国立銀行のなかに紙幣消却延期論が台頭し、猶予の請願がなされていたが、政府の方針は変わらず、27年5月、国立銀行の満期継続と解散手続きに関する法律案を第6帝国議会に提案、曲折を経て29年3月に「営業満期国立銀行処分^{注)}法」ならびに「国立銀行営業満期前特別処分法」を公布し、国立銀行の普通銀行への転換を図った。

こうして、29～32年にかけて、国立銀行153行のうち、30行が営業満期に、92行が営業満期前に普通銀行に転換した。県内では、第四国立銀行が29年12月に新潟銀行と改称したのを最初に、当行の前身の一つである第六十九国立銀行は、31年1月1日に株式会社六十九銀行と改組、他の3行も31年中に普通銀行に転換した。

県内の国立銀行は、他県に比較して普通銀行と貯蓄銀行の設立が遅れたことから、後述する銀行類似会社とともに県内における金融の大きな担い手となり、県内の商工業発展のために寄与するところが大きかった。

注) 「営業満期国立銀行処分法」は、国立銀行満期の際の営業処理に関するほか、そのとき発行紙幣が残存すれば、これに相当する金額を政府に納付するものとし、この金額は別に無利子で日本銀行から貸し付ける方法を定め、国立銀行のため紙幣消却の負担を軽減するとともに、政府は国立銀行から納付する金額をもって紙幣消却基金として交換義務を継承することとした。また、国立銀行紙幣の通用期限を明治32年12月9日とし、引換期間をその翌日から起算して満5カ年と定めた。

3. 銀行類似会社と私立銀行の生成

銀行類似会社の設立

明治前期において、私立銀行、銀行類似会社は急激に増加し、特に銀行類似会社の急増が著しく、明治19年には748社に達した。新潟県の金融機関の圧倒的多数を

占めたのも銀行類似会社であった。ピーク時の明治18年には80社を数えた。

本県における銀行類似会社の発生はかなり早く、明治12年の『新潟県統計書』には、貸金業として7社、物品抵当貸付金業として3社の名前が見られる。貸金業の7社は城下町として栄えた高田（現上越市）とその近郷にあったが、そのうち4社が商資励舎、2社が商法用達舎の名称を用いていることから、士族授産との関係が深かったと思われる。物品抵当貸付金業の3社は、積小社、北越商会、長岡商会であった。

（積小社）

新潟の積小社は、『新潟市史』によれば、明治四、五年ころの設立とされており、県内における銀行類似会社の最初のものであった。新潟為替会社が公金費消事件を起こした際、県から穴埋め資金の立て替えを命じられていることから、かなり堅実な内容の貸金会社であったと思われる。

（北越商会）

北越商会は、明治12年6月、渋沢栄一、八木朋直ほか8名が中心となり、資本金1万2,000円を募って新潟に設立されたものである。倉庫業を兼ねて保管の貨物を担保に金融を行う一方、^{あずかり}預証券を発行してその流通を図った。当時、預証券の発行はわが国では稀有のことであった。

北越商会設置申合規則は、同社の業務内容と設立の目的を次のように記述している。

「当商会の業務は、国内の米穀は勿論製茶其他凡そ物産の流通上に於て、農商の便宜を開かんことを旨とし、而して米穀の如きは其依頼により之を預り、預り券を交附し、売買或は質入等の信票となさしめ、又当商会に於て右米穀其他の抵当物に就き貸附金の融通を図り、且農商の望により、委託物を引受け、之が運搬販売のことを取扱ひ、世上の信憑を實際に得て、以て逐次殖産の隆盛を興起せんことを企望し、爰に営業上の便法を商議し規則を設く……。」

しかし、倉庫の位置が信濃川の河口から4キロ余も離れた沼垂鏡が岡にあり、立地条件が悪く、保管を託するものも少なかったため事業不振となり、明治17年7月に解散した。

（長岡商会）

長岡商会は、明治12年12月、第六十九国立銀行内に資本金8万円で設立され、翌13年3月11日に開業した。

大株主には、西脇吉郎右衛門（北魚沼郡小千谷町）、山口権三郎（刈羽郡横沢村）、山田権左衛門（三島郡七日市村）、遠藤亀太郎（三島郡藤橋村）をはじめ、長岡町所在の岸宇吉、佐藤作平、山崎又七、木村儀平、山口万吉、小川清松、目黒十郎、谷利平などが名を連ねている。

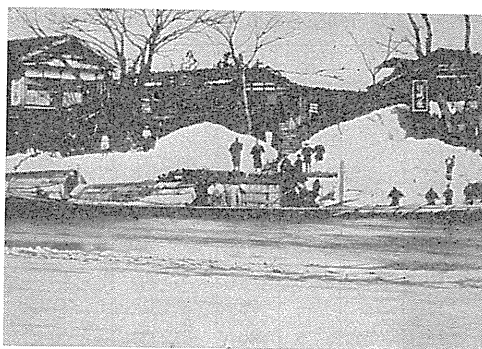
設立当初の株主総数は324名であったが、そのほとんどが第六十九国立銀行の株主によって占められていた。頭取は遠藤亀太郎（第六十九国立銀行取締役、地主）、支配人が岸宇吉（同副支配人）であったことから、当商会と第六十九国立銀行は姉妹会社の関係にあったといえよう。なお、会員は、遠藤亀太郎、長部杉四郎、山崎又七、佐藤作平、山口万吉、小川清松、下田藤太郎、岸宇吉、志賀定七、小林伝作、目黒十郎、渡辺良八、谷利平ほか1名の14名であった。

商会の目的は、13年3月27日付の『新潟新聞』に、「古志郡長岡商會にてハ、積立金の資本金八萬圓の内から新潟往復の川汽船二艘を買入、また活版所を設け、印刷を盛んにし、人民の便益を謀らんと頃日協議中……」と報じていることから、長岡地方の殖産興業が大きなねらいであった。

長岡商会は、新潟の有志と図り、川汽船会社（明7.7設立、資本金1万5,000円）に對抗して、新潟・長岡間往復の川汽船会社の創設を企画した。13年9月15日、新潟の荒川太二らが発起人となって、安全社（資本金2万円）の設立願を県に提出、翌10月8日に営業免許を受け、同社は11月20日に新潟区下大川前通り二之町に設立された。その際、長岡商会は、同社の資本金の32.5%に充たる6,500円（65株）を出資し、ほかに長岡町民5名がそれぞれ7株ずつの35株（3,500円）を出資しており、長岡側の資本は半数を占めた。^{注)}

鉄道が開通するまで、東京から県内への貨物輸送は、ほとんど三国峠を越えて六日町から船で下ったものである。当時、六日町・長岡間の船は不定期で運賃も高く、そのうえ船数も少なかったため長岡商人は不便を嘆いていた。そこで長岡商会は、長岡の商業の発展を期して、魚野川の通船権を掌握しようと図った。六日町の船を全部買い占め、同町に通船取引所を設けて運賃を一定にし、船数を増し、安全社の経験を生かして積極的な通船業務に乗り出した。この通船取引所がのちの長岡内外用達会社である。

このように、長岡商会は、川汽船会社への出資、通船業務などを兼営して長岡地方の商工業の発展を図る一方、貸金業務にも力を注いだ。『岸宇吉翁』（小畔亀太郎編、明44.10刊）によれば、「商會の貸金は、生産事業奨励の意に出たのであるから、



六日町・長岡間の川船（小出渡船所附近）



川蒸気船の混雑（明治末年）

北海道には最も多くの貸出をした」と記述している。長岡出身の太刀川善之助を商会の代理人として北海道における貸し付け事務の一切を取り扱わせたが、彼のあっせんだけで貸し付けた口数は多数にのぼったといわれている。また同書は、「当時の事務擔當者は小林喜平，柳町勘平の諸氏で，此の活動の爲に如何ばかり産業界を向上せしめたかは人の知る所である」と記述し，商会在貸金業務を通じて長岡地方と北海道の発展に大きな足跡を残したことを物語っている。

このほか，長生橋の維持・管理のため多額な資金を投下するとともに，事務員を出張させて橋銭の徴収も行うなど多方面にわたって業務を推進した。

長岡商会は，創立十数年で解散した（時期不詳）。その間，長岡地方の商工業の発展に寄与するところ大であったが，収益面ではみるべきものがなく，解散の際にようやく元金の割り戻しができたにすぎなかった。しかし，株主中の有志が，この割戻金をさらに出資して長岡製糸場を興しているのは注目に値することである。

注) その後，安全社の汽船で新潟・長岡間の交通を盛んにした。明治15年，新潟の川汽船会社は安全社に買収され，社名を川汽船会社安全社と改称した。しかし，明治16年2月，小千谷の有力者によって新潟・小千谷間の通航を目的とする彙進社が設立されたことから競争が激化した。そこで，競争によって弊害が生ずるのをおそれた鈴木長蔵（のち新潟市長，衆議院議員歴任）らの熱心な調停により，19年2月，両社合併して社名を安進社と改めた。

銀行類似会社の増設と衰微

新潟県内の銀行類似会社は，明治12年には10社を数えたが，新潟，長岡，高田およびその近在に限られた分布であった。さらに，翌13年には県内各地に23社が増設され，18年にはピークの80社となった。

本県の銀行類似会社のなかには，県内の国立銀行の資本金を上回る規模のものもある一方，資本金1万円未満の会社もかなりの数に達したが，1社当たりの平均資本

金は4万円前後で、他県に比較してけ
 っして小規模ではなかった(表1-9、
 表1-10)。このことは、県内各地の商
 工業中心地に設立された銀行類似会社
 が多く、しかもその資本金において、
 県内国立銀行の下位行を上回るものが
 16年末ですでに5社を数え、10万円以
 上を有するものが11社に及ぶなど、当
 時としては比較的大きな資本のものが
 含まれていたことによるものである。

県内各地の銀行類似会社のなかには、
 他行とコルレス契約を締結して積極的
 に為替業務を行い、公金も取り扱うな
 ど国立銀行に比較して遜色のないもの
 もあったが、総じて資本金を貸し付け
 る貸金会社であり、預金は僅少であっ
 た。

また、13年以降、山間僻地に至るま
 で県内各地の農山村に小資本の銀行類
 似会社が設立されたが、同様に預金は
 僅少で、そのほとんどが資本金を貸し付ける貸金会社であった。

松方デフレが進行するなかで、17年を頂点とする農村不況のため、県内の銀行類
 似会社のなかには業態が悪化し、19年以降、解散するものが増加した。さらに、滞
 貸金の整理による自社株の所有が増加したため減資する会社が相次いだ。

このように、県内の銀行類似会社の多くは、農村の不況期に増設され、農村金融
 の担い手となったが、営業満期前に解散したもの、他業種に転換したもの、普通銀
 行に改組したものもあり、25年末には34社に激減した。

銀行条例の公布と県内銀行の増設

明治9年の「国立銀行条例」改正により、従来禁止されていた銀行の名称を用い
 ることができるようになったため、私立銀行の設立が相次いだ。銀行の称号を持つ

表1-9 県内銀行類似会社の会社数・資本金の推移

年 末	会 社 数			資 本 金	1社当たり 資 本 金
	増加	減少	残		
明治12	…	…	10	千円 …	千円 …
13	23	—	33	…	…
14	26	} 18	…	…	…
15	16		…	…	…
16	17		74	3,166	43
17	4	—	78	3,231	41
18	5	3	80	3,233	40
19	2	} 28	…	…	…
20	3		57	2,286	40
21	—		4	53	2,193
22	—	1	52	…	…
23	—	9	43	1,687	39
24	—	6	37	1,389	38
25	—	3	34	1,336	39

資料：『新潟県統計書』より作成。

表1-10 他県銀行類似会社との比較

県 名	会 社 数	資 本 金	1社当たり 資 本 金
長 野	107	千円 795	千円 7
山 梨	80	1,787	22
新 潟	78	3,238	42
石 川	57	1,007	18
静 岡	46	973	21

(注)：上位5県,明治17年末。

資料：『日本帝国統計年鑑』より作成。

私立銀行の嚆矢は、9年3月、三井組を改組して設立された三井銀行である。

12年以降は国立銀行の設立が禁止されたため、全国的に私立銀行の設立が急増し、12年に10行、13年に39行、15年に176行、17年に214行、19年には220行となり、国立銀行数を上回るようになった。

しかし、新潟県においては、国立銀行設立の禁止後、銀行類似会社設立が相次いだことから私立銀行の設立はきわめて遅く、19年5月に銀行類似会社の愛信社（中頸城郡柿崎村、資本金1万円、明17.8設立）から改組した柿崎銀行が最初であった。ちなみに、同行は、改組時に倍額増資して資本金を2万円としたが、銀行とは名ばかりで内容の伴わないものであった。

その後、しばらく私立銀行の設立はみられなかったが、24年3月に広融社（南蒲原郡見附町、資本金10万円、明14.2設立）から改組した見附銀行が県内2番目の私立銀行として設立された。しかし、この見附銀行の設立を最後に、明治26年の「銀行条例」施行まで本県内において私立銀行は設立されなかった。

一方、政府も明治21年以降各銀行に対し、每期預・貸金の状況を大蔵省に報告させるなどの措置をとっていたにすぎなかった。

23年8月25日に銀行条例が公布され（明26.7.1施行）、銀行の規制が初めて法制化された。同条例は全文11条の簡単なものであったが、昭和3年1月1日に現行の「銀行法」が施行されるまで継続した重要な法規であった。銀行条例の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 公に開いた店舗において、証書の取引、為替事業、また諸預かり金および貸付などを営業するものは、名称の如何をとわずすべて銀行とする。
- (2) 銀行事業を営もうとするものは、その資本金額を定め、地方長官を経て大蔵省の認可を受ける。
- (3) 銀行は半年ごとに営業報告書を大蔵大臣に送付し、財産目録、貸借対照表を公告する義務を負う。また大蔵大臣は、その業務および財産状態を検査できる。
- (4) 1人または1会社に対する貸付、割引について制限を設け、払込資本金額の10分の1を超過してはならない。

特にこのなかで、貸出の限度が設けられた点が注目される。これは、普通銀行を商業銀行として育成し、貸出の特定企業への集中化を避け、いわゆる機関銀行化を防ごうとしたものである。しかし、この試みは失敗に終わり、東京銀行集会所の数年にわたる反対運動などが効を奏し、明治28年に条例の改正により大口貸出の制限

規定が削除されたが、いずれにせよ、同条例が、その後におけるわが国の金融・経済に大きな影響を及ぼしたことを見逃すことができない。

なお、当時は、全国的に零細な貯蓄預金専門の私立銀行も増加していたので、普通銀行よりも厳しい監督を施すため、銀行条例と同時に「貯蓄銀行条例」も制定され、取締役の無限連帯責任制、貯金払い戻し保証のための国債供託制、資金運用方法の制限などの措置が講じられた。この二つの条例によって、ようやくわが国の銀行制度が確立したのである。

銀行条例は同時に、乱立していた銀行類似会社の取り締まりを強化するねらいもあったから、その施行を契機にして全国的に銀行類似会社の整理が進行し、約半数が普通銀行に転換した。

明治25年末に34社を数えた県内の銀行類似会社は、銀行条例施行後、25社が普通銀行に転換し、他業種へ転換したもの3社、解散その他6社となり、26年以降、統計面から姿を消した。一方、26年7月以降28年までに5行（上能生金融会社、秋成合資会社、小出荷為替合資会社、雷土銀行、三島農商銀行）の普通銀行が新設され、28年6月には県内貯蓄銀行の嚆矢となった直江津積塵銀行、同年9月には新潟貯蓄銀行が新設されて、28年末の県内銀行数は、国立銀行5行、普通銀行32行、貯蓄銀行2行、計39行に達した。

日清戦争後、景気が回復し企業熱が勃興したため、銀行の業績は好転し、再び銀行の設立が増加して34年末には1,867行を数えた。この間、国立銀行のうち122行が普通銀行に転換した。また、特殊銀行も相次いで設立され（明30年日本勧業銀行、31年農工銀行、33年北海道拓殖銀行、35年日本興業銀行）、30年の金本位制採用と相まって、わが国の貨幣金融制度はいちだんと整備された。

県内においても、日清戦争後の好況と企業熱の勃興、油田開発、北越鉄道の開通を背景として、29年以降、銀行の設立ブームが続いた。すなわち、29年に11行（普通9行＜うち国立銀行からの転換1行＞、貯蓄2行）、30年に18行（普通13行、貯蓄5行）、31年に12行（普通9行＜うち国立銀行からの転換4行＞、貯蓄3行）、32年に7行（普通5行、特殊1行、貯蓄1行）、33年には13行（普通10行＜うち貯蓄銀行からの転換1行＞、貯蓄3行）が新設され、33年末の銀行数は91行（普通75行、特殊1行、貯蓄15行）に激増した。

これよりさき、明治29年4月、「農工銀行法」が公布され、中小農工業者を対象として長期低利の資金供給を目的に府県単位に農工銀行の設立をみたが、本県では

32年6月、資本金100万円で新潟市西堀通に新潟県農工銀行が設立された。初代頭取には鈴木長蔵が就任、長岡銀行の初代頭取山口権三郎も取締役役に名を連ねた。

一方、銀行の増設ブームが続くなかで、30年以降35年までの間に、解散または合併などにより消滅した銀行は4行に及んだ。詳細は不明であるが、30～31年ころに木山銀行（前身流融社、西蒲原郡木山村、資本金1万円、明14.8設立）が姿を消している。次いで33年5月、商資株式会社（前身商資用達会社、西頸城郡大和川村、資本金2万円、明13.12設立）が同村内の大和川貯蓄銀行（資本金4万円、明30.7設立）と、上能生金融会社（西頸城郡上能生村、資本金7,000円、明26.7設立）が近在の公益銀行（前身能生谷一円公益会社、西頸城郡南能生村、資本金8,000円、明18.8設立）と合併、県内における銀行合併の嚆矢となった。さらに、35年には北越貯蓄銀行（三島郡尼瀬町、資本金3万円、明31.1設立）が解散し、直江津貯蓄銀行が直江津商業銀行に、直江津積塵銀行が直江津銀行にそれぞれ改組している。

明治34年の恐慌以降、景気は沈滞し、金融も緩慢に推移したが、37年2月の日露戦争勃発によって民需産業はさらに沈滞を続けざるをえなかった。戦後は企業勃興期を迎えて一時好況を呈したが、早くも40年にはその反動を生ずるに至った。そして、政府の景気回復策も効を奏せず、国際収支の悪化を抱えたまま大正期を迎えることになる。

この間にあって、貯蓄銀行も含め全国銀行数が34年の2,359行（うち普通銀行1,867行）をピークに漸減傾向を示すなかで、県内の銀行数は、ほぼ横ばいに推移した（表1-11）。40年には加茂実業銀行が設立され、42年には椎谷銀行が静岡県から転入したため、42年末の銀行数は92行（普通79行、特殊1行、貯蓄12行）に達した。

一方、38年以降大正元年までの7年間に、県内銀行の業績は、払込資本金1.4倍、

表1-11 明治後期の全国・新潟県の銀行状況

(単位：千円)

年 末	全 国 普 通 銀 行				新 潟 県 内 銀 行			
	銀行数	払込資本金	預 金	貸 出 金	銀行数	払込資本金	預 金	貸 出 金
明治38	1,697	252,697	692,520	796,432	90	16,517	13,782	28,510
39	1,670	256,523	1,033,762	1,111,765	90	17,580	20,842	32,755
40	1,658	286,314	944,295	1,113,162	91	20,521	23,309	39,998
41	1,635	295,549	938,072	1,098,149	91	22,046	24,004	40,157
42	1,617	311,354	1,054,413	1,123,377	92	22,566	26,604	43,678
43	1,618	315,313	1,185,697	1,249,953	92	22,943	32,033	...
44	1,613	327,162	1,256,247	1,393,505	92	23,392	34,043	51,910
大正元	1,621	369,415	1,357,271	1,522,951	90	23,592	34,579	56,463

資料：『明治大正国勢総覧』、『新潟県総覧』、『新潟県統計書』、『県下銀行営業報告中主要科目一覧表』より作成。

預金2.5倍、貸出金2.0倍に増加し、39年には初めて預金が払込資本金を上回った。

4. 県外銀行の県内進出

第一・第四十四国立銀行の進出

新潟県外に本店を持つ国立銀行で、本県内に初めて支店を開設したのは第四十四国立銀行（本店東京）であった。同行県内支店の開設事情、開設時期などについては詳細不明であるが、同行の開業が明治11年8月であることと、明治12年版の『新潟県統計書』に同行の新潟支店と直江津支店の名前が見られることから、11～12年にかけて開設されたものと思われる。新潟支店と直江津支店のいずれが早く設置されたかも不明であるが、当時の直江津は新潟とともに県内における米穀の積み出し港として栄えたところであり、あるいは同時に開設されたと考えられなくもない。

いずれにしても、県内では国立銀行の草創期にあたる明治11～12年ころに、すでに新潟と直江津に二つの支店を開設したことは注目に値することであった。両支店開設の目的も米の荷為替取組が大きくなねらいであったと思われるが、14年3月3日付の『新潟新聞』に掲載された同行の閉店広告によれば「……今般本店ノ都合ニヨリ閉店致候……」とあり、2年有余にして廃止された。

次いで、明治17年3月、第一国立銀行が新潟支店を新潟市本町通八番町に設置して、専ら米・銅に対する貸付と荷為替の取扱を行った。『第一銀行史』によると、当時の考課状にいわくとして、「新潟は北海の第一港なりと雖も冬春の候は、雪積み海荒れて通商甚だ不便なりしが、近年汽船の航路開けたるより其形勢大に改まるに至れり。産物は米穀を大宗となし、……該支店は貸付為替荷為替割引当座預及貸越業の営業均しく相進み、為替は東京を第一とし、大阪之れに次ぐ、荷為替は目今東京を多しとす。……之を要するに、営業稍々緒に就き、他日応分の効を奏するは疑を容れざるなり」と記述しており、開業早々にもかかわらず、業務が多忙であったことと、将来に大きな期待が寄せられていたことを知るのである。

さらに同行は、北越鉄道の直江津一沼垂間が全通した翌年の明治33年9月に長岡出張所を開設した。当時の長岡は、北越鉄道の開通と東山油田の開発により盛況をみせていた時期であり、きわめて時宜を得た措置であった。

その後、同行では支店の整理方針強化に基づき、新潟支店、長岡出張所とも廃止することになったが、当行の前身である六十九銀行とは創立以来浅からぬ関係にあ

ったことから、明治38年6月の支店・出張所廃止にあたり、六十九銀行は、同行から新潟支店の営業譲渡を受け新潟支店を開設することになった。

豊国銀行その他の進出

新潟県外の普通銀行で県内に最初に支店を設置したと思われるものに日吉銀行（栃木県佐野町、大5末資本金1万円）がある。同行が鉢崎支店（中頸城郡米山村）を設置したのは明治32年10月と古く、当時、県内では銀行の増設ブームが続いていたころであった。同行は大正13年11月に破産しているため、同支店の廃止はそれ以降と思われる。

次に、京阪銀行新潟支店の名前が明治38年5月21日現在の『第9回北越銀行同盟会出席人名表』に見られることから、同店はそれ以前に設置されたことになるが、明治40年6月15日限り廃止された。

日露戦争後の好景気の反動で深刻な不況に見舞われていた明治41年4月に、豊国銀行（東京市日本橋区小網町、資本金1,000万円、明40.11設立）が長岡支店（長岡市関東町）を設置し、さらに、同年12月には新潟支店（新潟市本町通九番町）を開設した（表1-12）。長岡支店は翌42年7月に廃止となったが、その後、新潟支店は順調に業績をあげながら昭和期を迎える。そして昭和3年2月、同行が昭和銀行に買収されたことに伴い、同行新潟支店は昭和銀行新潟支店となったが、同年8月、第四銀行に営業譲渡して第四銀行本町支店に衣替えした。

表1-12 県外銀行の支店設置状況(明治期)

銀行名	開設時				最終時	
	本店所在地	支店名	所在地	開設年月	最終年月	消滅理由
第四十四国立銀行	東京市新和泉町	新潟支店 直江津支店		明治11～12 "	明治14. 2 "	廃止 "
第一国立銀行	東京市日本橋区兜町	新潟支店 長岡出張所	新潟市本町通八番町 長岡市表一ノ町	明治17. 3 明治33. 9	明治38. 6 "	六十九へ譲渡 "
日吉銀行	栃木県佐野町	鉢崎支店	中頸城郡米山村	明治32. 1	大正13.11以降	廃止
京阪銀行		新潟支店		明治38.5以前	明治40. 6	廃止
豊国銀行	東京市日本橋区小網町	長岡支店	長岡市関東町	明治41. 4	明治42. 7	廃止
		新潟支店	新潟市本町通九番町	明治41. 12	昭和3. 8	第四へ譲渡

資料：『新潟県統計書』より作成。

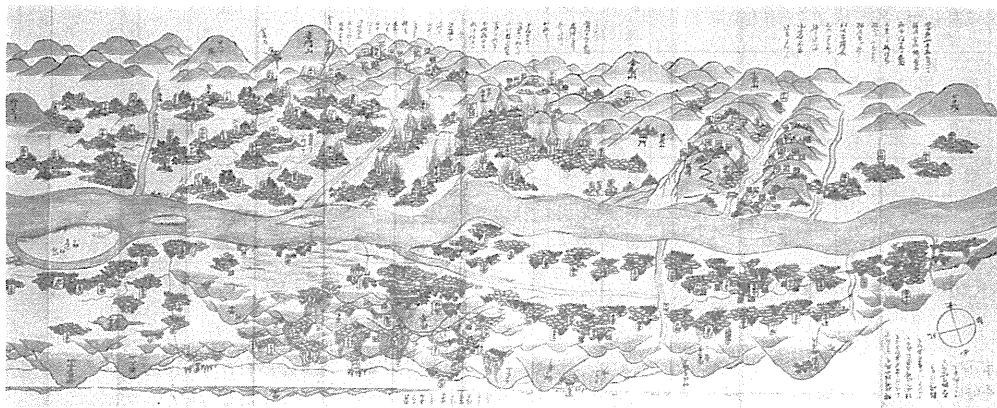
第2節 六十九銀行の創立

1. 第六十九国立銀行創立の背景

敗戦の疲弊

そもそも長岡藩は、牧野忠成によって元和4年(1618)に開府したが、「牧野家系図」や「御系図」によると、この牧野氏は、文治元年(1185)ころ阿波に移り住み、その後、消長をたどりながら現在の愛知県豊橋市街の北方一牛久保の一角に城を構え、戦国時代のなかをもみ抜いて独特の士風をつくりだした。それは、ご家風として家臣たちが互いに励まし合い、子供たちにも会得させるために書き残したと伝えられる「参州牛久保之壁書」に見ることができる。その一字一句は、鮮烈な武士道的気迫を感じさせる。まず、冒頭に「常在戦場」の4字を掲げ、行住坐臥、心に油断なきを説き、次いで、武士の守るべき礼儀作法を挙げ、さらには、「百姓ニ似るとも町人ニ似るな」とか、「鼻ハ欠とも義理を欠な」「腰ハ不立とも一分を立てよ」「士の魂ハ清水で洗へ」など18カ条を掲げ、主君への絶対的献身のもとに、武士の意地、あるいは一分を強調している。この牛久保の壁書の理念は、上州大胡時代を経ながら脈々の生命力となって長岡に引き継がれたが、はしなくも戊辰戦争で賊軍の汚名を負わせられながら250年の幕を引く羽目を招来したのだった。

惨敗の長岡藩は、7万4,000余石の領地を没収され、藩主牧野忠訓^{ただくに}に代わって弟^{ただかつ}の忠毅に先祀を嗣がせ、古志・三島両郡のうち2万4,000石で再興を許されはしたものの、兵馬のじゅうりんで城下は灰燼に帰し、藩士でさえ一椀の粥をすすりかね、



長岡攻防絵図(五尊文庫蔵)

町民の痛手は計りしれないものがあった。しかも、物価の暴騰が追い打ちをかけて人々の暮らしを破壊し、どん底へと突き落とした。

窮状打開のため設立された産物会所は、まもなく解散に追い込まれ、その後、女紅場を設立して家中の婦女子に内職を授け、多少なりとも家計の助けとし、あわせて長岡の物産にさせようともくろんだが、これも営業不振で挫折してしまった。平均35俵の扶持米から1俵足らずに激減した士族にとって、商売を始めはしたが、その多くは駆け引きを知らず、根っからの商人に牛耳られ、「士族商法」とあざけられながら離脱する者も数多くみられ、日を追って人心は揺れを深めた。

こうした不安の渦のなかで、三島億二郎らは、再三にわたって政府当局に救助を嘆願した。敗戦の処理を双肩に担って登場した三島は長岡復興の恩人であり、第六十九国立銀行創立の重要人物である。文政8年(1825)長岡藩士伊丹市左衛門の2男に生まれ、同僚の川島家を継ぎ、明治戊辰後、三島と改め、鋭二郎の名を億二郎にかえ、戦犯藩主の助命嘆願に奔走し、窮乏にあえぐ全家中の救助に没頭した。さらに、帰農・帰商を推進し、新教育の実施や産業復興のための施設を開き、病院・洋学校・銀行の新設から北海道開拓に至るまで、どれひとつとして億二郎を主軸に始められ、運営されなかったものはない。すなわち、長岡町の復興ならびにこれに連なる新施策のことごとくが、三島を原動力にして盛り上がったと称しても過言ではない。三島の人物を克明に調査していえることは、特有の粘りと、シンの強さはもとより、自らの栄達を求めることなく、新しい時代を開こうとする理念ならびに人間愛に発しているといつてよい。

しかしながら、三島の努力のかいもなく嘆願はむなしく退けられ、明治3年2月、やむなく士卒に対し、面扶持を給することにした。面扶持とは、1戸内の人員に応じて口米を与えることで、このような純然たる戸口制は、窮乏した藩でなければなかなか実施できるものではない。上士が1人1日当たり4合、中士が3合8勺、下士3合6勺、上卒にあっては2合5勺、中卒2合3勺、下卒が2合の割合であった。もっとも、これは政府に対する救済の嘆願が聞き届けられるまでのつなぎである。翌4年6月になると、政府の特別の詮議でわずかながら7月1カ月分の救助米として1,231石余の拝借を許され、翌7月には士卒族の帰農商を命じて士族に7俵、卒族に4俵の手当米を支給する均禄制を採用した。

ランプ会の光

日は過ぎるも、敗戦の傷痕はなかなか癒えず、暗いじめじめした空気が重く人々の心にのしかかり、払いのけようにもその気力が失せかかっていた。このようなおり、洋燈（ランプ）が初めて長岡へ持ち込まれた。

明治の滔々たる文明開化を表徴するもののひとつに、ランプが挙げられるが、江戸末期の開港とともに舶載されたこのランプは、当初、富豪などごく限られた人たちのもとで使われたにすぎなかった。ところが、急速に押し寄せた欧風化の波は、瞬間にランプを全国に普及させた。このランプを長岡へ持ってきたのは、『時事新報』（明32.8.19付）によると三島億二郎の一子三島徳蔵だといひ、『奮闘之長岡』（北越新報社発行、大3.11刊）は、鈴木鉄造が横浜でドイツ人スネルから買い求めて持ち帰ったのが第1号だとし、幾つかの説が流れている。それはそれとして、『岸宇吉翁』（小畔亀太郎編、明44.10刊）をひもとくと、いつの日か岸宇吉がランプを購入して点じた。これを知った近親や知り合いが、もの珍しさから夜になると彼の“西洋行燈”拝見にと押しかけた。すると、岸は得意満面、その効用をひとくさり説いたのち、その使用を勧めている。

このころ、岸をはじめとして市井の文化人をもって任ずる人たちが、榊野直（医師・俳人）のところへなんとはなしに集まり、談義に花を咲かせていた。もとより当初は、会というほどのまとまりではなかった。それが回を重ねるうちに次第に形を整え、この集まりに会名をつけようということになり、だれの発案かわからないが、新時代にあやかって「ランプ会」と名づけられ、会の標識もランプのホヤを採ったといわれている。

榊野の稿本『創世紀』の明治8年に「^{らんぷ}蘭布会盛行」とか、三島億二郎の『明治十一年十二月一日起筆 代紳私記』の12年3月2日付に「關氏（關矢孫左衛門）ト榊野ニ會ス。長岡社（育英團體）擴張ノ事ヲ謀ルナリ。夜、ランプ會アリ」の記事が散見され、ランプ会のともしびが明るく映えていたことをうかがわせる。

この会は当初懇親を主体にし、類は友を呼ぶの集まりであり、明確な意識のもとに発足したものではない。そこには気心の知れた気ままな、自負心の旺盛な人たちが寄り合い、鬱憤ばらしのようなおしゃべりが交わされたが、次第に意欲的な高まりをみせて会の構成も組織立ち、常議員に三島億二郎、岸宇吉、渡辺六松、榊野直、近藤九満治、目黒十郎、佐藤作平が就任して運営され、ほかに三芳野千春、山田権左衛門、笠原文平、森源三、藤野善蔵、木宮静一郎、松田周平ら、その後創設され

た第六十九国立銀行の役員や大株主も名を連ねた。そして、当時町内で反目し合っていた士族と町民の融和を図りながら、各自の体験や新知識を基礎に、長岡の経済情勢に目を注ぎ、戦後の混迷と模索から脱するための活動が続けられた。このランプ会は、第六十九国立銀行の創設に伴って、その楼上を会場に毎月1と6の日に開く「一六会」に移行し、小林雄七郎^{注)}などを招いて時事問題を聴いていたが、やがて、ランプ会の意図は若い世代に引き継がれて、共愛社を生み、それが長岡商業諮詢会に発展し、さらに実行機関としての三夜会の誕生をもたらし、明治19年から34年にかけて、長岡はもとより中越商工業界を牛耳り、長岡の町制実現(明34.11)、長岡経済会に移行後は市制実現(明39.4)の牽引力となって活躍したのである。

注) 小林雄七郎は、新潟奉行をつとめた長岡藩士小林又兵衛の第7子で、虎三郎の弟にあたる。十七、八歳ころ虎三郎とともに江戸へ出て中村敬宇の門に入ったが、英語の必要性を痛感し、横浜で宣教師ダビット・トムソンから英語を習い、パーレーの『万国史』をひもとき、明治4年2月には慶応義塾で学んだ。慶応義塾の在学期間はわずかであったが、福沢諭吉の洋学に対する蓄積を直接摂取する機会を得た。やがて、1カ年の契約で高知藩士民教官として海南校の教壇に立ち、5年5月初旬に帰京すると塚原周造の紹介で大蔵省紙幣寮の役人になり、第六十九国立銀行設立のきっかけをつくった。一面、彼の進歩的な目は翻訳・著作に向けられ、まず、明治6年8月、大蔵省のアラン・シャンドが『銀行簿記精法』を脱稿して同省で刊行することになり、それを紙幣権助の彼が刪補校正したのをはじめ、9年には文部省発行の『百科全集 法律沿革事体』に筆を執り、翌10年にドイツの歴史書『日耳曼国史』を訳し、また、『経済学講義』を脱稿、12年には陸軍文庫になった『拿破崙第一世伝』を翻訳するなどした。22年6月、博文館から上梓した『薩長土肥』では薩摩人を才子的武人と断じ、長州人を武人的才子と鋭く批判を加えたのが最後の著作となった。そして、23年7月の第1回衆議院議員選挙に古志・三島郡を含む第5区の有志から推されて当選し、星亨の率いる立憲自由党に入り、在任1ヵ年足らずで病没した。

銀行設立の息吹

明治9年8月1日、太政官布告第106号による「国立銀行条例」の改正は、国立銀行の設立をきわめて容易にした。

たまたま、大蔵省紙幣寮に勤めていた長岡出身の小林雄七郎がことの推移のあらましを知り、いち早く郷里で士族救済に奔走中の三島億二郎にこの旨を知らせた。わらをもつかむ思いの三島にとっては、まさにチャンス到来であったにちがいない。三島の片腕として長岡の復興に心を砕き、経済の道にも明るい岸宇吉に相談のうえ、貧窮にあえぐ長岡士族のため銀行設立に意欲をかきたてた。

そして、この国立銀行条例の改正に引き続き、4日後の8月5日、布告第108号

により政府は「金禄公債証書発行条例」を公布し、これまでの華・士族の家禄・賞典禄を廃止し、その数カ年分に当たる金額の金禄公債証書を交付することにした。が、この証書を受け取った定職のない士族の多くが、その日の生活のため公債を換金したことは全国一般の現象であった。

国立銀行条例の改正に基づいて、金禄公債証書の所有者である華・士族は、自己の公債証書を出資して銀行の株主になり、または、互いに各自の公債証書を資本金として新たに銀行設立ができることになった。

それは、10年3月、大藏卿大隈重信から各府県に内達したなかに、金禄公債証書で国立銀行を創立させるねらいについて、物産を興し、授産のための良挙であることはもちろん、「将来就産之道ヲ失ハシコトヲ深慮セラレシ候儀ニ有之」（『明治財政史』第13巻より）のように、あるいは、大藏卿松方正義が再び国立銀行条例を改正するにあたって、16年3月、太政官に提出した「紙幣銷却方法説明書」にも「……是ニ於テカ全国士族ヲシテ公債証書ヲ資本トシ、紙幣發行ノ銀行ヲ設立セシメ、條例ヲ設ケテ之ヲ保護シ、以テ幾分カ其恒産ヲ失ハサラシメントノ廟議ヲ興サレタリ」などとあり、国立銀行条例の改正が、飢餓に悩む士族の保護・救済と密接なかかわりがあることを裏づけている。国立銀行をして“禄券銀行”とか“士族銀行”といわしめたゆえんである。

吉川秀造も『士族授産の研究』で、明治9年以降政府が国立銀行の設立を保護奨励し、約3万人に近い士族に対して1,300万円以上の額の投資の途を開くと同時に、若干の士族をして就職の機会を得させ、153行のうち100行内外は「士族の禄券銀行」だとしている。これに対して『明治前期日本金融構造史』のなかで朝倉孝吉は、典型的な士族銀行と称される幾多の国立銀行の実態を分析し、あるいはその他幾つかの国立銀行を例に挙げ、株主籍別調査や設立事情などを通じて、最初のころは商人・地主の資力によってつくられ、9年以降、金禄公債の関係や第十五国立銀行設立などから株主のなかに華・士族のウエートが増したものの、数年で士族の比重が減り、16年5月の国立銀行条例改正後は、商人など士族以外の人々によって維持・経営されたとみるべきで、一時的に金禄公債による変動はあったが、国立銀行は、しょせん「多くのものは商人・地主たちの資力によってつくられ、始められ、また商人・地主たちのものに帰ってくる」と論述している。この点は本論でも明白になるろう。

ところで、何年のものか不明だが、5月1日付で小林雄七郎から郷里の三島億二

郎に書信が送られた。そのなかに「岸宇も不相替銀行会社之事ニ勉励致居候。会社之儀ハ弥設立之因。御地ニ於ても定而設立事務勉励之徒可有之、事頗る重大ニ属シ、軽々着手之筈無之儀ニ付、第一ニ前嶋氏ニ諮り、万端顧問、次ニ石黒・長谷川両氏小生其間ニ周旋イタシ、岸氏ト熟議、大抵其礎モ相定候」とあり、岸宇吉が銀行創設に奔走し、いよいよ設立に向かって動き出したことを記し、拙速を戒め、有識者の協力を得て万全を期すようアドバイスしている。したがって、発信は明治10年と思われる。

創立願書提出

(三島の日記を追って)

さて、三島億二郎を中心に銀行設立の協議が重ねられ、資本総額は10万円とし、このうち発起人の出資金を3万1,000円と決定し、明治10年8月、国立銀行創立願書新潟県経由で大蔵省に提出した。この創立願書は、以下のとおりである。

明治九年八月一日御頒布相成候国立銀行條例ヲ遵奉シ、新潟縣越後國古志郡第十六大區一小區長岡坂ノ上町三十二番地ニ於テ私共申合せ、追々御發行相成候金祿公債證書ヲモ相加へ、資本金十萬圓ヲ以テ国立銀行ヲ創立仕度。尤モ資本金ノ内三萬一千圓ハ別紙割合ノ通り私共ヨリ出金仕、殘額六萬九千圓ハ株主ヲ募集可致奉存候間、何卒創立御允許ノ上相當ノ名稱御附與被成下度奉願候也。

明治十年八月

発起人 三島億二郎以下十五名連署

なお、発起人として名を連ねたのは、次の人たちであった。

- 三 島 億二郎 (長岡本町 士族)
- 遠 藤 亀太郎 (三島郡藤橋村 地主)
- 岸 宇 吉 (長岡町 唐物商)
- 志 賀 定 七 (" 紙商)
- 山 崎 又 七 (" 酒造業)
- 山田 権左衛門 (三島郡七日市村 地主)
- 近 藤 八郎治 (古志郡堀金村 地主)
- 榑 野 直 (長岡本町 士族)
- 目 黒 十 郎 (長岡町 書籍商)

山口 万吉 (長岡町 唐物商)
小川 清松 (" 唐物商)
鈴木 鉄造 (" 製油業)
木村 儀平 (" 呉服商)
谷 利平 (" 商人)
渡辺 良八 (" 油屋)
青柳 逸之助 (三島郡河根川村 地主)

かくて、翌9月11日、新潟県令永山盛輝は、次の副申を添えて大蔵省に送致の手続きをとった。三島の『十年九月 東京行之記』をみると、その内容は次のとおりである。

国立銀行創立之儀ニ付上申

當縣管下越後國長岡ニ於テ別紙之通国立銀行之儀願出、同所ハ致テ商法盛之土地ニテ、金融之運轉モ繁劇ニ付、往々一般之便宜トモ可相成存候間、可然御指揮相成度、此旨添書ヲ以上申候也。

明治十年九月十一日

新潟県令 永山盛輝

大蔵卿

大蔵大輔

代理

松 方 正 義 殿

残暑の厳しい9月7日、三島は長岡を出発し、三国峠を越え、同月12日、東京に到着した。銀行創設用務のための上京である。三島の『十年九月 東京行之記』により東京における動きを追ってみると、

着京の翌13日付に「家書(小林雄七郎)并藤野氏(善蔵)江之書を投函する。乃、俵ニテ小林氏を訪ふ。銀行件之大略ニ付種々談話。十時、梅浦某(精一)を囲む。奇といふべし」と記し、さらに「○簿記法稽古ハ青柳可然。但、許可之上」ともある。三島の日記は引き続いて、

「○岸宇、出京可然。但、猶一會之上可申遣。○委任狀無之間ハ内部ニテ周旋。○祿券ハ賣買許可願を出ス事なるべしといふ。猶協議すべし。○銀行ニテ其ノ銀行ノ株ハ可成買(フ)ヘキ事。但、澁澤(栄一)様の所爲と云。」

と、片々に行動を克明に書きつづっている。この日記を離れて、第六十九国立銀行創設の事情は語りえない。

9月14日付に「(前略)四時前、車を命じて麻布なる永山(盛輝)令公を訪ふ。談、銀行件ニ及ぶ。永山公云、過日之願書ニ添書して出セリ。添書之意、長岡ハ北越中商人乃出精する處ニテ、且ツ、上下三十里ノ船通路もあり、一銀行を置いて可然考、就てハ何分之御詮議を仰ぐとの事也ト云。予、令公ノ注意を謝、次ニ祿券之禁賣買云々を質ス。令公亦條理上禁止ハ廢サルベキ説也。而して別ニ願ふニも及ぶまじと申サル儀、大藏へ聞合せ可申との事也」とあり、同月16日付には「○株金五十圓之事。○發起人之内三千圓之者五名を要する」とか、20日付には、「銀行條例を買ふ。雄七郎来訪。委任狀來る。澤より之書來る。○創立證書・銀行定款ヲ出シタル後、免狀下付之節ハ惣代ノ者出京シ居ルベキヤ。○創立證書・銀行條例ノ寫、又ハ版本ハ幾十部ヲ要シ、又何ノ地ニテ製スルヲ便トスルヤ。○社印ノ差出之方東京人ニ依頼スル事。印影ノ用紙并其寸法等承合スヘシ。」と、いろいろな心覚えが記述されている。

(簿記伝習)

明治10年8月26日、その筋に簿記伝習について、次の願書を提出した。

簿記傳習願

新潟縣下

越後國第四大區小九區上河根川村

平民

青柳 逸之助

右之者儀、今般當銀行ノ簿記法傳習爲致候條、此段奉願候也。

明治十年八月廿六日

右同縣下同國

長岡町

第六十九國立銀行

發起人物代

三島億二郎代理

高梨 帛治

この願書に対し、8月31日付で「願之趣聞届候條、委細之儀、銀行課へ可承合候

事」の許可書が入り、青柳逸之助は上京のうえ簿記研修のため第一国立銀行に通った。

地方で国立銀行を創設するにあたり、発起人たちが直面したもののひとつは、銀行業務に欠くことのできない簿記方の人選と雇用であろう。しかも、それには洋式簿記の記帳技術が要求された。富田鉄之助（第2代日本銀行総裁）は、その著『銀行小言』（明18.10刊、和装2冊）のなかの「手代の登用法」に、手代を採用しようとするならば、「コレヲ知人ニ求メ、又ハ新聞紙に広告シテ求ムベシ」としている。が、当時の長岡では容易に人材を捜し出せず、関係者自ら銀行業務全般のイロハから習熟に務めなければならなかった。

青柳が第一国立銀行に通って学んだのは、当時、地方国立銀行における簿記伝習の推進力となったのはもとより大蔵省であるが、指導的地位にあったのが第一国立銀行だったからである。明治6年8月に開業した同行は、アーラン・シャンドを招いて行内に稽古所を設け、また、彼の『銀行簿記精法』に基づいて旧来の記帳方法を改め、新たに簿記計表などを作成したが、これがわが国における洋式簿記の草分けといわれた。さらに、翌7年9月にはこれまでの漢数字の横書きをアラビア数字による記帳に換えた。このように、率先して銀行業務の整備・発展を図った模範銀行ともいべき第一国立銀行であったから、同行に指導を求めた新設国立銀行が少なくなかった。

2. 待望の開業

大蔵省との折衝

明治10年9月21日、三島億二郎は大蔵省に出向いて国立銀行を創立する理由を述べ、先に提出した創立願書の成否をただしたところ、目下審議中で、決定次第通知する旨の回答があった。

同月23日、三島は、東京・麻布の県令永山盛輝宅を訪れ、大蔵省と折衝したもようを説明して今後の協力を依頼し、翌24日、再び大蔵省に出向いたが、各地からの銀行設立願書が続出して、早急には決しがたいとの話であった。『明治財政史』（第13巻）の言葉を借りれば、銀行創立を意図するものが多いのは、「国立銀行条例」の改正により銀行に多大の特典が与えられたためで、「玉石混淆殆んど際限ナシ」の状況であり、また滝沢直七も『稿本日本金融史論』に、「私立銀行を計画しつゝ、ありしものはいうまでもなく、地方官の論達を誤解して、苟も資産あるものは銀行

設立の義務あるもの、如く妄信し、全国みな国立銀行の創立ニ狂奔し」という様相を現出していた。

その後、先に提出した創立願書は事務的に手落ちのあることが判明し、また内部事情の変更から、次の創立願書御引替願を提出した。

国立銀行創立願書御引替願

過般、奉願候願書中發起人青柳逸之助壹名ヲ記載仕ラス、粗漏之取調仕奉恐入候。且ツ、今般發起人中遠藤龜太郎・近藤八郎治・岸宇吉之三名出金高別紙之通増額仕度候ニ付、旁願書御引替奉願旨申上候。依之逸之助名ヲ加へ、且、三名増金之取調仕候願書奉差上候間、先願書御下渡被下度此段奉願候。

明治十年十月六日

發起人物代

新潟縣長岡住士族

三島 億二郎

地元の長岡では、9月に入ると、士族たちにそれぞれ金禄公債証書が交付されたので、10月1日、坂之上校で第1回の集会を開き、創立証書、定款などの案件が提出され、三島からこれまでの経過説明が行われ、「銀行事務要領」の各項を議し、「申合規則」を作成して一同が調印した。

定款をみると46条から成り、銀行各号ノ事、本店設置ノ事、資本金ノ事、株式券状ノ事、頭取ト取締役撰挙ノ事、總會ノ事など14項目にわたっている。また、『第壹回半季實際考課狀』（營業事務之事）には、「當銀行發行紙幣ノ抵當トシテ上納スヘキ金禄公債證書ハ、七朱公債百圓券八十二圓ニテ買入、十月一日公布ニ據テ七十七圓ノ割ヲ以テ公債證書十萬三千九百圓、抵當價八萬三圓ヲ大藏省ヘ相納メ、銀行課長・出納局長ノ御預證ヲ受領セリ」とある。

しかるに、株式の募集にかかったところ、7朱利付金禄公債額面100円のを82円で評価することに反発し、武士をないがしろにする不屈きなやつはたたき切ってしまうと息巻く者もいたと『岸宇吉翁』に書かれている。これは第六十九国立銀行に限った措置ではない。例えば、山形第八十一国立銀行、千葉第九十八国立銀行などでも同じように82円で評価している。

先に提出した創立願書の成否の感触を得るため、明治10年10月2日、三島が大藏省に出向いたところ、すでに岡山・前橋・長野各地の出願者が詰めかけていた。そ

の多勢にいささか驚きながら、同月15日、外山脩造^{注)}を訪ねて中央の情勢などをただしたが、その問答の幾つかが三島の日記『十年九月 東京行之記』につづられている。摘記してみると、数多くの銀行創立願書が提出されているなかで、「其 第廿五迄ハ近日許可を得、廿六よりハ明年ニ譲る」という説があると記述され、その真偽を問いただしている。

大蔵省としては、国立銀行濫設防止のため、かねて国立銀行条例の改正を検討していた。10年11月には、大蔵卿から太政官への稟議のなかで、「今既ニ許可セシ者 参拾四ニシテ、未タ許可セサル者参拾参、通計六拾有餘ニ至レリ。加フルニ目下各地方ニ於テ尙創立ヲ希望シ、協議イタシ居候哉ノモノ 許多ニシテ其數殆ント豫定スヘカラサルノ形勢ニ有之。然ルニ国立銀行ノ儀ハ各自紙幣ヲ發行セシメ候モノニ付、能ク其流融ノ度ヲ量リ、豫シメ其發行額ヲ制限セザルトキハ、遂ニ如何ナル弊害ヲ醸成スルモ難測」(『明治大正財政史』第14卷)と述べている。そして、12月に太政官布告第83号をもって国立銀行条例の補正追加を行い、さらに追加条目の趣旨を含め、11年3月には官省布告第5号で第18条の改正を公布した。それは、「国立銀行ヨリ發行スル紙幣ハ、資本金十分ノハタルヘシ。然レトモ大蔵卿ハ、全國ニ發行スヘキ銀行紙幣ノ惣額ヲ制限スル事アルヘシ。故ニ新タニ創立ヲ願フ者アルトキ、其資本金額ヲ節減シ、或ハ其創立ヲ許可セサル事アルヘシ。尤モ發起人ノ請願ニ依テハ、特ニ其發行紙幣ノ割合ヲ節減シテ其創立ヲ許可スル事アルヘシ」とあり、これまでの発行紙幣の担保である公債証書の供託方に関する単純な規定から、国立銀行の発行紙幣額は資本金の80%を原則とし、さらに新たに創立を出願しても、資本金額を削減したり、あるいは創立を許可しない場合もありうるということが明記され、これによって国立銀行設立の許否、資本金の多少および紙幣発行額などが大蔵卿の自由裁量にゆだねられ、その権限が大幅に拡張された。

このような時期、いいかえれば、銀行濫設の対応策が大蔵省内で検討され、新設を極力抑えようとする動きの最中、長岡から創設の陳情がなされたわけで、簡単に許可となるはずがない。三島は、12月2日に帰郷したが、その後も依然梨のつぶてで、大蔵省からなんの連絡もなかった。

注) 外山脩造は、天保13年(1842)11月、長岡の近郊古志郡小貫村(栃尾市)の庄屋安井家に生まれて外山家を継ぎ、長岡藩軍事総督河井継之助の知遇を得て戊辰の役に随従したが、敗戦のち慶応義塾に入り、のち共立学舎に転じ、31歳のとき秋田県十等出仕になる。大蔵省紙幣寮十二等出仕を拝命したのは明治6年であり、その後、権大属に推された。しかるに、渋沢栄一の要請によって、びん乱した大阪第三十二国立銀行(資本金13万円)立て直しのため同行の総

監役に招聘された。この総監役の職掌は、6年6月の第一国立銀行の総会で一株主の立場から渋沢が、一般重役の上において「毎事を監正する役員」を選任すべきだと提議し、やがて自ら新設の総監役に就任し、事実上の主宰者になった経緯がある。外山が第三十二国立銀行総監役に推されたのも、渋沢が彼をして乱麻の断を自由に行わせようとする配慮からであろう。外山と第三十二国立銀行頭取平瀬亀之輔の間に取り交わした契約書の第2条に「該銀行在勤中総監ノ名ヲ以テ頭取・支配人ノ事務ヲ統轄シ」、第3条に「頭取・取締役ハ其營業事務ニ付テハ、細大トナク外山氏ノ考案ヲ諮詢シテ後之ヲ執行スベシ」（『輕雲外山翁』）とあり、事実上頭取に近い立場から年来のウミをえぐり出し、あるいは、安田善次郎を介して入行した山中麟之助に東京支店支配人のポストを与えて整理にあたらせるなどして同行をよみがえらせた。15年10月に日本銀行理事兼大阪支店長となったが、第三十二国立銀行では、従来どおり総監役のつもりで行務を見守ってほしいとの約定を結んでいる。

許可指令到来

明治11年2月1日の三島億二郎の日記は、「東京小林・外山両氏江書ヲ出ス。創立願ノ指令ナキを以て、その次第ヲ尋ぬる也。外山書中ニ銀行課へ速ニ御指令被下度之紙面ヲ封入して外山ニ託ス」と心のいらだちを書きつづり、同月11日付には「家禄ヲ廉価ニ抵当し、例へハ百円ノモノヲ四、五十円ニテ他人ノ手ニ委スル事ナキ能ハス。之ヲ救フノ方如何」とか、同月14日付に「岸宇来ル。小林氏ノ書ヲ示ス也。銀行ノ件也」の記事が散見される。

幸い大蔵省の厳しい審査に合格し、4月2日付で次の指令直第95号の許可書を受領した。意外に許可が早かったのは、三島らの熱意もさることながら、側面的に大蔵省への懸け橋となった小林雄七郎、外山脩造の支援を見逃すことができない。

願之趣特別之詮議ヲ以テ聞届候條、創立證書・銀行定款ハ金祿公債證書下付ノ日ヨリ九十日間ニ可差出。尤、右名稱之儀ハ第六十九国立銀行ト可相唱候事。但、銀行紙幣ハ目下製造中ニ付、右受取方之儀ハ創立證書・銀行定款差出候節可伺出事。

明治十一年四月二日

大蔵卿 大隈重信

三島は、この設立許可の指令に接してホット安堵の胸をなでおろし、さらに、開業免状の下付に向かって奔走した。

役員についてはまだ流動的であったが、6月1日、三島は県庁に出向いて県令に厚く礼を述べ、担当書記官に、下付の禄券を速やかに渡されるよう依頼し、担当書記官からは、加入士族の姓名を知りたいので書き出すよう申し出があった。

ときに、発起人には名を連ねていなかった北魚沼郡並柳の素封家関矢孫左衛門が経営に積極的に加わってきた。関矢は、弘化元年（1844）1月、越後刈羽郡新道村（柏崎市）飯塚七重郎の4男に生まれ、安政5年（1858）に魚沼郡並柳村名主関矢徳右衛門の養子となり、父祖の功績によって並柳村ほか12カ村（糸魚川藩）割元役に推された。明治元年には居之隊を編成して政府軍小松宮の先鋒をつとめ、同9年7月、新潟県第14大区長を拜命、翌10年2月の西南の役では巡査を志願して出征し、第2新撰旅団第6大隊第3中隊長を仰せつかり、同年8月、解隊の際に天覧の榮に浴した。関矢が第六十九国立銀行と深いかかわりを持つようになった経緯は明らかでないが、熱血漢で統率の才に優れ、経理にも詳しく、かねて知己であることから三島は一臂の力をかすよう請うたのであろう。このため関矢の動きは、明治11年に入ってからきわめて活発化している。

ところで、明治11年6月発行の『銀行雑誌』第7号（『日本金融史資料』明治大正編第6巻）に、長岡と深い関係にあり、第六十九国立銀行創設に力添えしてくれた検査官四等属外山脩造らの調査記録「銀行検査官報告書撮要」を収載しているが、そのなかで冒頭、長岡は第六十九国立銀行創立の許可を得た地であると記述したあと、藩当時は“旦那さま商人”で、座り込んだまま商売する者が多かったが、戊辰後は発奮して東京から直接金巾^{カナキン}やその他の商品を多量に仕入れて売りさばき、その商業は県下第1位と持ち上げ、このうえ国立銀行が開業すれば「數年ヲ出ズシテ、其地ノ景況大ニ觀ヲ改ルモノアルベキヲ信ズルナリ」と記録されている。

しかし、けっして誇張でないことは、同年7月26・27両日にわたって『新潟新聞』が掲載した論説によっても知ることができる。すなわち、戊辰敗戦の虚脱から立ち上がった長岡商人は、ひたむきにかせぎまくり、さらに国立銀行が設立されるならば「必ラス商業ノ進歩ヲ助ケ、數年ヲ出ズシテ遂ニ能ク第一等ヲ占居シ、新潟縣下ノ商人ハ悉ク長岡ヲ仰イデ商業ヲ營マントスルニ至ラントス」と、たくましく生き抜くその根性をほめたたえているのである。

開業免状の下付

明治11年10月8日、三島億二郎は関矢孫左衛門ともども県令を訪ね、誓詞、創立証書を提出して奥書を依頼し、また、定款に目を通してもらい、同月23日、兩名は上京の途についた。そして同月30日、創立証書、定款、誓詞のほか、支配人について「第六十九国立銀行支配人撰擧方之儀、目今其人ヲ不得ノ間、當分ノ内、山田權

左衛門ヲ以テ兼勤爲仕度」(『公私日乗』)の願書を大蔵省に提出した。山田権左衛門を支配人兼務に推すことは内部に多少異論があった。三島は前々から岸宇吉を配するつもりでいたようで、三島の『十一年九月之記 十一年十月東京行之概略』の11月1日付に、「支配人ハ一名ニテ可然云々ニテ、山田一名ノ事ニイタシ、岸宇吉ノ名ハ張紙セシト云。支配人ニハ岸一人ニ可然ヲ、岸ヲ省キ、山田トシタルハ遺憾也シ。是レ山田ノ取締ナルヲ支配人ニシタキ願ヲ出シタルニヨリ不得已此ニ至レリト云。依テ開業間ナク岸ヲ支配人トスル届ニ及フヘキ事申合スル也」とあり、定款にはないが暫定的に岸を副支配人に据え、創業後なるべく速やかに支配人に直すことで話し合いがついた。

翌11月2日、大蔵省に出向いた三島は、紙幣頭得能良介から11月2日付の開業免状と創立証書を下付された。これは鶴岡第六十七国立銀行、郡山第六十八国立銀行(奈良)に続き、その名称のとおり69番目にあたる。木版刷りの文字の開業免状には「此銀行ハ大日本政府ヨリ發行スル所ノ公債證書ヲ抵當トシテ銀行紙幣ヲ發行シ、之ヲ通用シ、之ヲ引換フル儀ニ付、明治九年八月一日、大日本政府ニ於テ制定施行シタル国立銀行條例ノ手續ヲ履行シタルコト分明ナルニ付、今此開業免状ヲ交付シ、自今右條例ヲ遵奉シ、国立銀行ノ業ヲ營ムコトヲ許可スルモノ也」と書かれ、四方彩欄は銅版、菊花の紋章が入っている。

こうして、当面の創立にかかわる主要用件を終了し、関矢と青柳逸之助を同行して第一国立銀行の支配人永田甚七に面接、免状下付のことを告げてこれまでの協力を謝した。

三島の日記はなお続けて、「將來ヲ依頼スル。約束書ノ如キハ、澁澤頭取モ遠カラズ歸京ナルガ故、其上ニ結ブベク取極ル。此ヲ辭シ、關氏ト共ニ(青柳氏ハ銀行課ニ至ル)第二十四銀行ニ至リ、塚野・浅野ニ面シ、是亦免状ヲ得シ事ヲ申ス」と記述してあるが、第一国立銀行との「約束書」というのは、つまりコルレスpondens契約のことである。すなわち、関矢の『公私日乗』の11月5日付には、「曇、第一銀行ニ行、永田甚七氏ニ遇フ。開業免状ヲ以シ、後來之依頼ヲ乞フ。且、コーレスホンデスノ事ヲ云。永田云、當行約定ヲ爲ス。約定金之三分一ヲ抵當ニスルコト公債證書ニ而宜シ。出納方ニ逢ヒ、簿記生之厚誼ヲ謝ス。第二十四銀行ニ行、塚本氏ニ逢フ。第四銀行(神田佐久間町の東京支店)ニ行、原田銀藏(銀造)ニ逢フ。爲換約定之事ヲ話ス」と記述され、さらに、「青柳氏大蔵省行、紙幣注文之事ヲ伺フ。紙幣掛某云、五圓・壹圓之分ハ既ニ官ノ定ムルアリ。即、貳萬四千圓ヲ壹圓紙幣ニ

而渡シ、五萬六千圓ヲ五圓紙幣ニ而渡スト云」とある。

11月8日、関矢と青柳は、公債証書の当期利子を受け取るため大蔵省出納局に向き、百円券を956枚と利子3,346円、ならびに五拾円券124枚と利子217円、その他貳拾五円券84枚と士族分の利子として3円50銭、総計券面10万3,900円のほか利子を受領し、同月10日には小林雄七郎を訪ね、紙幣注文のことや、第一・第四国立銀行とのコルレス契約について種々教示を受けた。

そして、12日に三島と関矢は、紙幣交付までのつなぎとして8万円の通貨拝借願書、それに壹円札で2万4,000円と五円札で5万6,000円の紙幣注文書を携行して大蔵省に赴いた。14日には8万円のうち7万円の拝借金の指令書を下付され、18日に大蔵省出納局において、7万円（銀行紙幣五円券6万円、壹円券1万円）を受け取った。それから第四国立銀行東京支店に出向いて3万円だけ為替を取り結び、次いで、第一国立銀行で振出手形にして2万3,000円を預けた。他の1万7,000円については、「菊屋新藏江岸ヤ（岸宇吉）ヲ以壹萬五千圓ヲ公債抵當ニテ貸付ケ、貳千圓ヲ餘シ、一分近々爲替ニ取斗候積リ。内、壹千圓三條新月社爲替貸付候」（『公私日乗』）とある。菊屋新藏、三條新月社の実体は明らかではないが、ただこの新月社は、三條町有力者石田長八、小松屋万吉、銭屋二四郎らのほか、一ノ木戸浅間屋伝右衛門、越前屋孫平次が深い関係を持っていた。

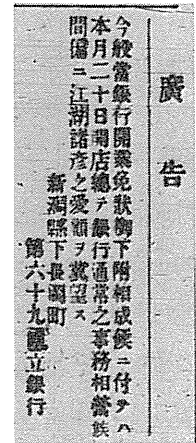
12月3日、三島と関矢は連れ立って大蔵卿大隈重信邸を訪ね、これまで高配にあずかったことを深く謝したが、関矢の日記によれば、このとき大隈は、兩名に対して銀行家としての身の処しかたを諭した。それは、銀行とは人々の金庫で、その金庫のなかには血と汗の結晶が預けられている。金庫番の行員は、すべからく信任を得ることが前提となるが、信任とは、行員の一人一人が正実・勤勉であるということ、この点を心して励むようにとのことだった。関矢は、12月5日に離京して自宅に帰り、長岡から促されて同月14日夕刻来岡したが、「午後六時、銀行ニ出テ、青柳・柳町・高梨子會ス。開業之事ヲ云フ」と『公私日乗』に記述している。

開業—明治11年12月20日

第六十九国立銀行の発足準備のため、当初は長岡坂ノ上町32番地の家屋を充てていたが、なにぶんにも狭隘のうえ地形的にも不便のため、表三ノ町42番地の平沢方に位置変更願を出したのが開業を目前にした11月13日で、その許可を得て直ちに移転した。そして、1株50円、総株数2,000株、資本金10万円をもって第六十九国立

銀行が開業した。ときに、明治11年12月20日であった。創業当初の役員・行員は、次のとおりである。

頭	取	関矢	孫左衛門
取締役兼支配人		山田	権左衛門
取	締	役	三島 億二郎
同（検査方）		遠	藤 亀太郎
同（出納方）		青	柳 逸之助
副支配人		岸	宇 吉
書記（簿記方）		高	梨 帛 治
同		柳	町 勘 平



開業広告（『新潟新聞』明治11.12.20）

小ぢんまりしたものであるが、当時としては最高のスタッフと

いえるだろう。三島の推挙により頭取の座に就いた関矢は、銀行に対して信念を持っていたようだ。『公私日乗』のなかに銀行にかかわる関矢の所信とみるべき幾つかの言葉がある。

事必ス階級アリ。級一級毎ニ層一層ノ行進ヲナスヘシ。安（いづくん）ソ急進妄取ス可シヤ。

初ニ慎マスンハ、之後ニ戒ムルモ及フナカラン。

銀行ノ經營スル事業ハ、決シテ自ラ物産ヲ興スニ非ラス。亦自ラ商品ヲ賣買スルニ非シテ、唯貸者・借者ノ中間ニ立、交互ノ紹介トナリ、以テ〇工業ヲ勉（つとめ）サルモ物産其カラテ假リテ以テ興リ、自ラ貨物ヲ賣買セサレモ商業頼テ以旺ナルニ到ル。

このほか、「銀行ノ機局ハ、實ニ頭取・支配人ニ在リ。之ヲ撰ムモノト、其撰ニ當ルモノト俱ニ慎マサル可ラサル也」、あるいは、「一種人ニ異ナリタル才幹ヲ具ヘサル可カラス。貨幣ノ通塞ト商業ノ浮沈トヲ察シ、能ク其業ヲ一張一弛シ、以テ圓轉機ニ應シ、變ニ處スルノ才識是レナリ」と指摘し、さらに、慈悲深いということは一般的に美德とされてはいるが、頭取、支配人にとっては、「忌ム所也。何ントナレハ慈悲深キモノ、俠氣アルモノハ、得意先ノ哀訴ニ抗スル能ハス」などと記述している。

株主の構成

関矢孫左衛門の『公私日乗』には、「加入者」として、発起直後、新たに加わっ

た人々として1,350円の関矢孫左衛門、1,000円の大塚幸三郎、500円では高橋九郎、木村下平、高頭仁平、山本誠十郎、池田忠蔵、佐藤作平、田中二四郎、清水巳之七の名を挙げ、さらに「土族八百八十五名惣代」として、小笠原民雄、稲垣林四郎、秋庭半、井上直蔵、内藤誠市、田部武八、高野省吾、奥田庄蔵、松下右忠次、柳町勘平の10名を列举している。しかし、この惣代のうち株主となったのは、比較的上位の土族と目される3株所有の稲垣と井上、2株所有の小笠原、松下、柳町で、他は株主名簿にない。

当初、三島億二郎らは、土族たちに株主として参加するよう呼びかけた。が、土族たちは銀行が何物であるか知らないだけでなく、目前の生活苦に疲れ果ててそれどころではなかった。ようやく説得されて加わってはみたものの、それも義理程度にすぎなく、期待どおりに進展しなかった。そこで、地元商人ならびに近在地主を勧誘し満株にこぎつけた。

このことが過言でないことは、表1-13に示した創業時の株主構成をみれば判然とする。

まず、第一に挙げられる特徴は、30株以上の大株主13名のなかで、商人が8名、地主が4名、土族に至っては1名にすぎない。第二に、商人、地主の株金がいずれも1,500円以上であるのに、土族では三島億二郎の株金3,000円のほかは3株150円以下の零細株主である。第三に、職業別の構成比をみると、人数のうえでは土族が98.5%と圧倒的に多く、地主が約0.5%、商人が約1.0%にとどまり、株数でも、土族の74.5%に比して、地主12.0%、商人13.5%で、やはり土族が際立って多い。

確かに、第六十九国立銀行の出発が土族を対象に誘因されたことは既述のとおりであるが、それをもって「土族銀行」ときめつけるのは、いささか即断にすぎる。問題は、その経営権を握っていたのはどの階層であったかである。すなわち、30株以上の大株主や役員の構成面からみても、「土・商・地の協力による銀行」という

表1-13 (1)株主構成

区 分	土 族			商 人			地 主		
	人数	株数	金 額	人数	株数	金 額	人数	株数	金 額
株 60	1	60	3,000 ^円	1	60	3,000 ^円	4	240	12,000 ^円
30				7	210	10,500			
3	94	282	14,100						
2	454	908	45,400						
1	240	240	12,000						
計	789	1,490	74,500	8	270	13,500	4	240	12,000

表1-13 (2)株主構成比率 (単位:%)

区分	士族	商人	地主
人数	98.5	1.0	0.5
株数	74.5	13.5	12.0

表1-13 (3)30株以上の大株主

住所	氏名	職業	株数	株金
越後国古志郡長岡本町	三島億二郎	士族	60	3,000
〃 三島郡七日市村	山田権左衛門	地主	60	3,000
〃 〃 藤橋村	遠藤亀太郎	〃	60	3,000
〃 魚沼郡並柳村	関矢孫左衛門	〃	60	3,000
〃 古志郡長岡町	岸 宇吉	唐物商	60	3,000
〃 三島郡河根川村	青柳逸之助	地主	60	3,000
〃 古志郡長岡町	志賀定七	紙商	30	1,500
〃 〃	目黒十郎	書籍商	30	1,500
〃 〃	山口万吉	唐物商	30	1,500
〃 〃	渡辺良八	油屋	30	1,500
〃 〃	小川清松	唐物商	30	1,500
〃 〃	谷 利平	商人	30	1,500
〃 〃	木村儀平	呉服商	30	1,500

より「商・地の主導型銀行」というべきであり、これを裏づけるかのように、士族の衰退に伴い、地元商人ないし近郊地主と入れ代わったのである。

3. 初期の業況

紙幣の発行

明治12年1月31日付で大蔵省は次の布達を行い、神戸第七十三・松代第六十三国立銀行ならびに第六十九国立銀行の発行する銀行紙幣についても、既発の国立銀行紙幣同様に、公債証書の利息と海関税を除いて疑念なく授受するよう公示した。

甲第一四號

今般国立銀行條例ヲ遵奉シ、左ノ場所ニ設立シタル国立銀行ニ於テ公債証書ヲ抵當トシテ更ニ引換準備金ヲ置キ、銀行紙幣ヲ發行セシメ、右本店ニ於テ通貨ヲ以テ交換爲致候條、公債証書ノ利息ト海關稅ヲ除クノ外租稅其他一切公私ノ取引上總テ無疑念授受可致、此旨布達候事。

但、右紙幣ノ儀ハ、明治十年十二月第九十號・明治十一年七月第十六號布告ノ品ト同一ニ付、別段見本相添ヘサル事。

明治十二年一月三十一日

大藏卿 大隈重信

兵庫縣下攝津國入部郡
兵庫出在家町一六番地 第七十三國立銀行

長野縣下信濃國埴科郡
松代町三三一番地 第六十三國立銀行

新潟縣下越後國古志郡
長岡表二ノ町四十二番地 第六十九國立銀行

次いで、第六十九国立銀行では、同年2月3日から20日までの間に8万円の銀行紙幣を大蔵省から受け取り、発行紙幣の引換準備金として2万円を通貨で保有することになった。かくて、待望の発行紙幣が市中に出回ることになり、早くも同年6月末の発行紙幣流通高は全額の8万円となった。



紙幣受領委任状

相次ぐ増資と時価発行

西南戦争後のインフレーションが高進するなかで、旺盛な資金需要に対応するため、5万円増資して資本金を15万円としたのは開業まもない明治12年10月であった。

翌13年になると、インフレはさらに激しさを増し、資金需要は旺盛となるばかりであった。三島億二郎の『十三年二月 東行之記』の2月9日付に、「銀行増株ニ付、課長ニ詢ルノ件」の記事が見受けられる。増資について依頼を受けた中央に顔の広い三島が、本省の課長に面接して打診したのであろう。やがて、同年7月12日の株式総会において、特に銀行紙幣を要請することなく、前年に続いて13万円増資の出願を決議し、翌8月23日に許可を得、同年10月23日、資本金を28万円に増加した。

次いで、15年1月15日の株主総会において、前回同様、銀行紙幣を要請することなく7万円増資の出願を決議した。当時は松方デフレが緒についたばかりであったが、米価の急落によって農家の金融は逼迫を告げ、預金は減少し、貸出も増加傾向にあったことから、増資によって資金不足をカバーしようとするものであった。

『第八回半季實際考課状』(明15上期)は、増資の理由について、「資本金貳十八萬圓

ノ處猶ホ使用金ノ乏シキニ因リ……」と記述している。

同年5月4日に7万円増資を請願し、5月12日に許可を得、翌月22日には全額の払い込みを完了したが、資本金増加証書に承認を受けたのは同年11月13日であった。この増資によって資本金は35万円に増加したが、これは、創業時10万円の資本金が4年足らずの間に3.5倍に膨れたことになる。また、35万円という資本金は、第六十九国立銀行より5年前に設立された新潟第四国立銀行と同額であった。

特筆すべきことは、第1回の5万円増資、第2回の13万円増資、第3回の7万円増資にあたり、その都度いまでいう時価発行を行ったことであり、当時としてはまさに画期的なことであった。

第六十九国立銀行の株価は、設立後まだ日が浅いにもかかわらず額面を20～30円も上回っていた。そこで市価に近い価格で新株の募集を行ったのである。額面以上の剰余金は新・旧株の平均を図るため、その一部を旧株主に配当する一方、大部分は別段積立金として内部留保に充てた。15年下期末の別段積立金の累計は、3回の増資によって11万8,000円となったが、これは同期末の預金残高(11万)を上回り、資本金の $\frac{1}{3}$ に充たる金額であった。すなわち、第1回の増資時には2万467円、第2回には7万2,533円、第3回には2万5,000円が別段積立金に積み増しされ、無利息の運用原資として安定収益の確保に果たした役割は大きかった。

首脳陣の交代

(第2代頭取山田権左衛門)

頭取関矢孫左衛門に対し、本県庶務課から登庁するよう来状があり、関矢は、明治12年4月20日、県庁で県令永山盛輝から正式に北魚沼郡長の内諭を受けた。続いて、三島億二郎にも白羽の矢が立てられ、同年4月28日、関矢とともに県庁に出向き、関矢は北魚沼郡長、三島は古志郡長の辞令を交付された。かくて、関矢は当然頭取を辞任しなければならなかったが、後任として山田権左衛門を推挙した。三島の『明治十一年十二月起草 代紳私記』の12年5月5日付に「夜、銀行ニ會ス。頭取關矢轉任ニ付、引繼ノ爲メ取締會スル也」、翌6日付には「午後、銀行ニ會ス。頭取任免ニ付、帳簿・金圓實際ニ付テ授受アリ。關矢・山田・青柳・岸・高梨集ル。夜、亦出席、市中發起人ニ關矢退任、山田就任ノ仔細ヲ告ク」とあって、まもなく山田権左衛門が第2代頭取に就任した。

山田家は、南朝の豪族村岡城主村岡三郎の子孫と伝えられ、三島郡辺張村(和島

村)の庄屋であったが、山田喜右衛門のときに同郡七日市(三島町)に移り、6代権左衛門脩暢にいたって上ノ山藩割元大庄屋に任じ、以来廃藩置県まで受け継ぎ、苗字帯刀御免の家柄であった。当の権左衛門は8代目にあたり、天保4年(1833)5月、北蒲原郡築地村(中条村)佐藤三郎左衛門の3男に生まれ、幼名を達蔵といい、弘化4年(1847)9月に山田家を継いで権左衛門を襲名、廃藩後、第4大区長などを歴任し、剣道、謡曲に優れていた。

三島は、当初、銀行役員と郡長職を兼務できるものと思っていた。しかし、念のため県に照会したところが、「不相成旨」の通知に接し5月22日、山田、関矢、遠藤の参集を求めて取締役の人選を協議した。かくて、6月6日、三島は関矢とともに取締役を辞任し、関矢の代わりに発起人の目黒十郎、三島の後任に士族の柳町勘平がそれぞれ取締役に就任した。が、辞任後の三島は、その後も陰になり日なたにならななって第六十九国立銀行のため協力を惜しまなかった。

次いで明治14年3月、岸宇吉は支配人から常勤の取締役に選任され、取締役柳町勘平が支配人を兼務することになった。

(第3代頭取三島億二郎)

かねて眼病を患っていた頭取山田権左衛門は、明治16年早々、治療のため上京することになり、不在中、取締役岸宇吉が頭取代理を務め、次いで、同遠藤亀太郎が交代した。

その後、山田頭取は、ひたすら撰生したものの、なかなか快方に向かわず、それかといって重要ポストをいつまでも空席にしておくわけにはいかない。そこで、ついに辞職を決意し、後任には古志郡長を辞任して北海道開拓に取り組もうとしていた三島億二郎を迎えることにし、17年1月9日の株主総会において、三島億二郎、岸宇吉、柳町勘平、遠藤亀太郎、小林伝作が取締役に選任され、互選の結果、三島が頭取に推され、当分の間、岸が支配人を兼務することになった。

(第4代頭取岸宇吉)

明治24年1月7日、株主総会においてそれぞれ議案を可決したのち、岸宇吉、三島億二郎、高橋九郎、目黒十郎、遠藤六太郎が取締役に選任され、互選の結果、岸が頭取に推され、小林喜平を支配人に決定して陣容を整えた。かくて、これまでどちらかといえば裏方として三島をもちたててきた岸が、初めて表舞台に姿を現した。

士族の離脱

士族の離脱について一例を示すと、稲垣林四郎が、次のように創業5日後の明治11年12月25日に、はやばやと持ち株3株のうち1株を手放した。

銀行株式賣渡證

一、一株

此代金五拾圓也

右者第六十九國立銀行株式ノ内、拙者所持有之分、今般貴殿へ賣渡、書面之金員正ニ受取候。向後貴殿御所有可被成候。爲後證株式賣渡書如件。

明治十一年十二月廿五日

右賣渡人 稲垣 林四郎

右證人 柳 町 勘 平

山 口 權三郎 殿

(刈羽郡小国町 山口順太郎藏)

あるいは、辰口教祇、柳町猪之弥、梅野源藏、伊丹秀三郎、星野武善太、大野房五郎、藤井仙八、岩崎祐五郎などが同年末までに山口権三郎に持ち株を譲渡した。

長岡の窮乏士族が、どうして持ち株を山口に売却したのか明らかでない。かつて藩内で比較的上層部に属した彼らにとって、顔見知りの町内で金銭に換えることは貧窮をみすみす宣伝し、口さがない者のえさになる。それでは、“武士は食わねど高楊枝”で、とうていプライドが許さない。そこで、やや離れていて噂が届きにくい土地の物持ちとして山口家を選んだのであろう。

ところで、稲垣ら15名に及ぶ売買証文は、山口家に保存された文書中から発見し

表1-14 貸付金の職業別口数の推移

期 末	士 族				商 業		農 業		口数合計
	口 数	構成比	残 高	構成比	口 数	構成比	口 数	構成比	
昭和14.上	598	61.2	千円 33	% 28.0	214	21.9	165	% 16.9	977
15.下	491	63.7	32	17.0	174	22.6	105	13.6	771
16.下	308	63.4	18	8.0	91	18.7	87	17.9	486
17.下	279	59.6	16	6.0	118	25.2	71	15.2	468
18.下	184	57.0	11	4.0	90	27.8	49	15.2	323
19.下	109	40.1	20	6.7	108	39.7	55	20.2	272
20.下	87	39.7	5	1.8	83	37.9	49	22.4	219

(注)：1) 貸付金には当座貸越を含まない。

2) 明治15年下期末には、士族・商業・農業以外に職業不詳のものが1口あった。

たものの一部にすぎない。さらに、士族の離脱を貸付金口数からみると表1-14のとおりである。創立後～明治13年上期までの『実際考課状』が欠本しているために、その間は不明である。また、13年下期も口数が欠け、したがって14年上期以降になるが、士族に対する貸付金口数が商・農業に比較してきわめて多い。しかも、年を追うごとに先細りとなっている。そして貸付金総額が漸増するなかで、士族に対する貸付金残高が口数同様に漸減したため、1口当たりの金額では、19年下期末を除いて50～60円台を前後してほとんど変化がみられない。このように、士族に対する貸付金はきわめて少額であり、債務の返済後は再び銀行を利用することがなかったものと思われる。

その理由は種々挙げられようが、そこに、手にしたわずかの銀行株や家財道具類を片端から売り払い、食いつないでいた士族の窮乏がうかがえる。まさに、明治戊辰による敗残の後遺症がうずきつつある時代であった。

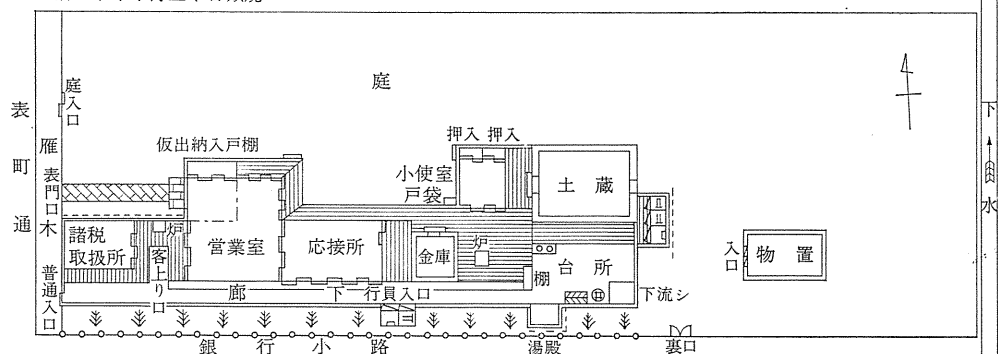
本店の新築

創業当初の店舗は借家であったが、明治12年、事務量の増大に伴って新築することになり、4,579円余を投じて表三ノ町東側若狹屋の敷地（表三ノ町2番地、明22、地番変更で同町1番戸となる）を購入し建設工事に着手した。その間、9月8日から暫時、呉服町志賀定七方を仮営業所に充てた。そして10月18日に竣工したので、同月20日から新店舗で営業を開始した。当時の平面図の写しが残っているので次に掲げる（図1-1）。

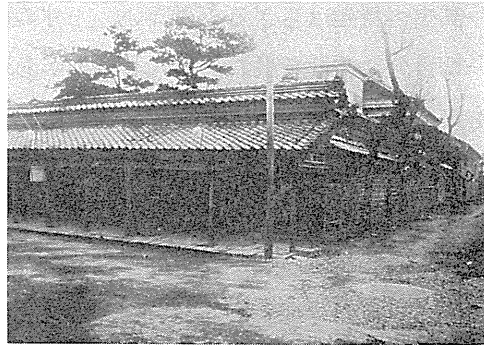
しかし、12年に新築したばかりの本店は、明治30年10月30日夕刻、渡里町北運組事務所の失火に遭遇した。近火との報で駆けつけた行員は、現金・証書・抵当物件

図1-1 第六十九国立銀行焼失前平面図

明治十二年十月十八日竣工
明治三十年十月三十日類焼



などほとんど持ち出した。建物そのものは土蔵造りであったから外部から密閉し、それぞれ目塗りして整理を終了した。ところが、ひと安心するまもなく、烈風のため風呂場付近から火炎が吹き込み、見るまに内部をすっかり焼き尽くしてしまった。同夜12時ごろ183戸を焼失して鎮火したが、翌朝早々、焼け跡を整理する



第六十九国立銀行本店（明治30年新築）

とともに、とりあえず表三ノ町2番戸の加藤修蔵宅に移って営業を続け、同時に、以前の場所において新築工事に着工し、12月2日をもって移転を終了するなど、多難な年であった。

業務軌道に乗る

（創業当時の営業ぶり）

創業当時の営業ぶりについて、渡辺六松は『奮闘之長岡』のなかで、「戊辰前後の商業」と題して「創立の頃には未だ金庫という都合のいゝものはなく、又、借家で営業して居たので、毎日仕事を済ますと現金や帳簿は発企人が代る代る自分の土蔵へ預り、朝になると銀行へ運ぶといふ有様で、今から考へると実に見られた体ではなかった。又、貸金と預金との利子に就いて奇体な話がある。岸さんが上京されて留守の時であったが、私が岸さんの内意を受けて居たから銀行へ行ってみると、何某へ何円貸す日歩3銭、何某より何円預る日歩3銭のことゝ書いてあって、貸金と預金の利子とが同じい率だ。そこで其帳面を扱う手代に質問すると、其返事が面白いじゃないか、同じ利息で貸したり預かったりすれば差引が丁度いゝ、帳面をつけるには至極都合がいいといった様な調子であった。夫から是を此儘にして置かれぬと考へたから、岸さんの帰るのを待って話をしたので、岸さんも成程と早速預金と貸金の利子に差をつけることに改められた」と述懐している。今日では想像もできないのんびりした話ではある。

また、創業当時は貸出はすべて取締役の合議で決定することになっていた。明治13年に入行した小畔亀太郎が上述の『奮闘之長岡』のなかで、銀行経営者も取引者も初めてのことであり、ずいぶん珍談があったとしながら、「人が金を借りに来ると、一々取締役の承諾を求めなければならぬ。取締役が皆な銀行に居る訳でないから一

一其宅へ持廻はらざるを得ない。一寸の間に合はぬ。岸翁は、取締役に対して自今一切自分に委せて呉れ、其代り損失がある場合には自分が弁償するという。他の人も夫なら心配が無いと云うので任せた。岸翁の名儀は支配人であったが、全権は創業の際から翁にあった」と述べているように、岸宇吉の貸出に対する固い信念と積極的な姿勢をうかがうことができる。

（公金の取扱開始）

明治12年7月1日、国税金領収順序の改正により、あらためて新潟県地方税取扱為替方を命じられた第四国立銀行では、同月3日、県下15郡役所所在地に代理店を設置した。また同行では、同年11月1日から大蔵省為替方として、新潟区・西蒲原・南蒲原・中蒲原・北蒲原・岩船・加茂・羽茂・雑太の1区8郡からの国税金・税外収入金の取扱を開始しているので、第六十九国立銀行も、古志・三島・刈羽・北魚沼・中魚沼・南魚沼6郡の国税と税外収入の取扱を同時に開始したものと思われる。

次いで、翌13年4月1日、第六十九国立銀行は、新潟県地方税取扱為替方を命じられ、古志・三島・刈羽・北魚沼・中魚沼・南魚沼6郡を担当することになり、公金の取扱もようやく軌道に乗った。

（栃尾出張所の開設）

第六十九国立銀行にとって、けだし最初の出張所である栃尾出張所が古志郡栃尾町村第183番地乙に設置されたのは明治13年10月26日であった。

設置の理由について、『第五回半季實際考課状』（明13下期）は、「爲換仕拂等ノ便ヲ計リ……」としているだけで簡にして要を得ないが、当時の栃尾は西南戦争後の好況で、明治9年ころに創織された節織物の生産が活況を呈していた。このため為替の取扱が増加し、その便宜を図る必要から栃尾町有志によって出張所の設置が強く要請されたものと思われる。

業績の伸展

西南戦争後のインフレーションが高進するなかで米価が高騰を続け、明治10年に1石当たり3円44銭であった新潟正米平均相場は、13年には9円22銭と約2.7倍になった。この米価の高騰を背景に商況が活発化し、創業初期（明治11～13年）にお

ける第六十九国立銀行の業績は著しい伸展を見せた。

すなわち、資本金は、旺盛な資金需要に対応するため増資が相次いだことから、創業時の10万円が2年足らずで28万円と2.8倍になり、預金は19万8,000円の純増、貸出金は実に41万3,000円に増大した。有価証券は諸公債の買い入れによって増加し、発行紙幣の抵当公債(8万5,000円)を含めて15万8,000円の保有となった。当期純益金も高金利を背景に資本金の増加に伴って著増し、配当率も12~16%の高率を維持した。

『日本金融史資料』(第7巻上)によると、全国国立銀行中、資本金10万円クラス23行の12年上期の当期利益金(前期繰越金を含む)は、1万2,462円余の高知第八十国立銀行(明11.10設立)を筆頭に、盛岡第九十・東京第百十二国立銀行が1万円台で続き、熊本第九国立銀行が9,712円余、8,000円台では若松第三十一国立銀行の1行、7,000円台にあっては4行、そして6,000円台が3行を数え、第六十九国立銀行は11番目の位置にある。13年上期においては、資本金15万円の11行中、高知第七国立銀行(明10.2設立)が1万9,235円余でトップを切り、第六十九国立銀行が2位、丸亀第百二十七国立銀行が1万2,248円余で3位を占めている。

なお、『銀行局第二次報告』は、明治12年7月~13年6月の間に、株式を売買し、あるいは譲与した国立銀行を調査して一表にまとめている。当時、銀行の株式は、1株100円、50円、25円の3種に分かれていたが、その表における価格はすべて1株100円の割で計算し、かつ、両期の価格を通じて平均相場を挙げている。そして、この期間に第六十九国立銀行の平均株価は1株50円を100円に換算して150円89銭3厘の高値を示している。これは、全国国立銀行のうち1株50円の94行中第1位であり、八王子第三十六・東京第四十四国立銀行が120円台で続いている。一株100円の銀行でさえ、横浜第二国立銀行が187円83銭8厘、東京第一国立銀行が182円63銭3厘、新潟第四国立銀行が165円96銭3厘であることから推察されよう。

4. 不況の進行と業況の変化

農村の金融逼迫

明治14年、西南戦争後の好景気の反動が表れた。同年10月、大蔵卿に任じた松方正義による不換紙幣整理、いわゆる“松方デフレ”の進行に伴って通貨が収縮し、物価は著しく低落した。景気も急転して下降し、18年まで深刻な不況が続いた。米

価の動きを新潟正米平均相場で見ると、明治13年の1石9円22銭から、14年には8円6銭、15年には6円25銭となり、さらに16年には4円87銭、17年には3円75銭に暴落した。

当地方でも、商況が次第に不振となった。14年2月ごろやや緩慢であった金融は、米価の下落につれて繁忙となり、貸出金の返済がいっこうに進まなかった。貸付金・当座貸越とも運転が少なく、新規の資金需要に応じ切れなかったことから、一時、金融は逼迫を告げた。7月以降も米価が下落し、金融は繁忙を続け、年末に近づくに従って逼迫した。

15年に入っても金融は逼迫を続け、2月には梗塞状態となり、市中の金利も2割前後となった。金融逼迫の原因は、米価の下落から農家が米を売り惜しみ、借金によって地租を納入したためである。3月下旬から5月初旬まで商人が不況を反映して仕入れを控えたことから、金融はやや緩慢となったが、農村の金融は依然として梗塞状態が続いた。7月以降も商況は不振を続け、11月下旬に米価が急落したため諸物価も下落し、商況がまったく沈静化して金融は梗塞の極に達した。『第九回半季實際考課状』(明15下期)は、「商況實ニ萎靡ヲ極ム、近來絶テ無キノ變動ナリ」と当時の商況を記述している。

翌16年に入ると、当地方では、商況の不振から商人の資金需要は緩慢であったものの、米価の下落が続くなかで農家の資金需要はいっこうに衰えをみせず、借入希望者が引きも切らない状態で、その大半は謝絶せざるを得なかった。

17年も7～9月までは農家の購買力が地に落ち、商況も依然として不振を続け、金融はきわめて緩慢であったが、10月末から11月にかけて次第に繁忙となり、12月には第六十九国立銀行創業以来の超繁忙となった。この超繁忙ぶりについて『第十三回半季實際考課状』(明17下期)は、「預り金ノ引出シ多ク、又新規借用人彌増加シ、金融ノ繁忙ナル其状態ハ當行創立以來曾テ無キ所ニテ、悉ク其需メニ應スルヲ得ス往々謝絶スルモノアルニ至レリ」と記述している。金融が超繁忙となった主因は、いうまでもなく米価の下落による農村の窮乏に加えて、干ばつによる米の凶作から農家の資金需要が増大したためである。明治17年の県内産米は157万石、前年に比較して18.1% (34万8,000石)の減収となり、13年以来5年ぶりの凶作であった。

頂門の一針

小畔亀太郎は、『奮闘之長岡』のなかで、「当時（創業）金利が高いから資金の需要は幾らもある、日歩四銭五銭は珍しくない、勿論法定利率は一割二分であるが其以外のものは手数料として徴収したものである。従って銀行の配当も一割六分乃至一割八分、額面五十円の株式が七十円以上、八十円もしたものである」と思い出を語っている。しかし、これがけっして誇張でないことは、既出の資料によってうなずけよう。

この配当について、巷間に次のような話がいまなお伝わっている。いつの日か定かではないが、岸宇吉が時の大蔵卿松方正義を訪れ、なにかと世話を受けた礼を述べ、今後の配慮を依頼し、ようやく18%の配当を持続することができるようになったことを謝した。16%の配当率が18%になったのは14年下期からであり、16年上期まで連続4期間、18%を維持した。岸としては別に他意があるわけではなく、松方の力添えによるとの気持ちで言ったまでのことである。すると、松方は突然、慥然たる面持ちで別室に入ったまま出てこない。取り付く島もなく、岸は秘書を介して気を損ずるようなことをしゃべったかを問いただしたところ、松方の言葉は、「高配当を誇らし気に語る前に1円の得意先を忘れてはならない。株主優遇もさることながら、零細な得意先はもとより、まず地域社会ということを念頭におくべきである」との言葉が返ってきた。岸にとっては、まさに頂門の一針といえた。それかあらぬか、18%の配当率は17年から14%になり、次いで12%に減じた。

官・公金の取扱増大

明治15年6月17日、大蔵省から、「国立銀行出張所は自今設置相成らず、現に設置の向きは本年12月限り相廃すべし」との通達があった。そこで、第六十九国立銀行栃尾出張所はわずか2年で閉鎖され、栃尾誠信社が継承することになったが、それは、松方デフレの展開に基づく一連の措置からとみられる。

また、これまで国庫金の取扱制度はすこぶる不完全であったが、日本銀行の発足（明15.10）によって、大蔵省為替方の任期切れを待ち、漸次同行に国庫金の取扱を移行することになり、16年4月、政府から国庫金に関する事務取扱を命ぜられ、同年7月1日から業務が開始された。

これにより、第六十九国立銀行では、同年10月29日、日本銀行と長岡国庫金取扱所納金事務代理約条を締結した。その納金区域は、古志・三島・南蒲原3郡のほか、

南・北・中魚沼郡を含む6郡に及んだ。さらにコルレス契約も締結した。なにぶん民間預金も少なかった創設期の国立銀行にとって、官・公金の取扱は魅力があった。

不況打開の打診

明治18年5月20日、頭取三島億二郎と取締役兼支配人岸宇吉は連れ立って上京の途についたが、『第十四回半季實際考課狀』(明18上期)は、三島、岸が「不快ニ付治療ノ爲メ」としている。しかし実は、渋沢栄一、松方正義ら中央の先輩を訪ね、いかにして不況を乗り切るべきか、その方策を拝聴するにあったようである。

時も時、5月19日付の『朝野新聞』(東京)が、「新潟県長岡にては路傍に食を乞ひ、甚だしきは餓死せんとする有様に付、有志者は協力して救助せり」と報道した。多少オーバーな表現であるものの、不景気は都鄙を席卷していた。

三島は翌6月18日には閣議前の松方大蔵卿を訪問したが、当日の対談の模様を要約すると、次のとおりである。

三島は松方に対し、「民間の飢渴に迫る惨状を省慮しなければならない、多数の農民に購買力を生じさせようとするには、なによりも休養を与えるべきである。私どもはそれを願っている。また、新潟県のように半年雪中に埋まり、交通も途絶する地方にとって、地租の納期短縮は適切を欠く」と進言した。松方はこれに対し、うなずきながら、「内閣においても深く注意し、善処したい。地租の納期は近いうちに改正され、田租については、11月から翌年4月までの間に25%ずつの4期分納になるだろう」などと答えている。

商況不振と金融緩慢

明治18年に入ると、金融は、前年末の逼迫を受けて引き締まりをみせたが、商況の不振から次第に緩慢となった。農家は、前年の凶作と18年の2回にわたる水害のため窮乏はその極に達し、生活難から塩・油などの最低必需品の購買にとどまる状態であった。このため商況は不振をきわめ、資金需要はまったく影をひそめて金融はさらに緩慢となった。

19年に入っても金融は緩慢を続け、商人は余資を公債・株式の購入に充てるほどであった。そして、金利は低下したが、資金需要はいっこうに喚起されなかった。一方、同年は、麦・菜種などの春作が良好なうえ、天候も適順で米の豊作が予想されたことから、商品も品物によっては1割以上に騰貴するものも現れるなど商況に

も生気がみられるようになった。しかし、まだ金融を動かすまでには至らなかった。8月下旬から生糸その他の物価が騰貴し、米も豊作だったことから、10月下旬には商況が立ち直りをみせ金融は引き締め気味となり、11月初旬から金利も上昇したが、12月になって金融はまた緩慢に向かった。ちなみに、信濃川堤防改築工事が起工されたのはこの年12月である。

20年に入ると、商況がやや活気づいて金融も引き締め、物価が漸次騰貴するようになった。そして、数年来の不況回復の兆ともみられたが、一時的な現象に終わり、9月以降、米の豊作にもかかわらず商況はまた不振となった。しかし、10月以降は北魚沼郡の生糸荷為替の取組、冬物仕入れ資金・納税資金などの需要が重なり、金融はやや引き締め気味となった。

市制・町村制が公布された年——明治21年も、米価の連年安から商況は不振を続け、金融も緩慢であった。大日本帝国憲法が発布された翌22年も、年初から9月までは、米価の連年安から農家の購買力がさらに減退し、商況は不振を続け金融も緩慢であった。10月に入ると、にわかに金融が逼迫し金利も上昇したが、これは、全国各地において暴風雨の被害と水害が相次いで米価が高騰し、京阪地方における金融逼迫の影響を受けたためである。

明治23年の恐慌と米騒動

(恐慌の影響)

明治23年になると、わが国最初の近代的意味における経済恐慌が現出した。2月14日付の『新潟新聞』は、「作年米穀の不作より忽ち米価の騰昂と為り、経済社会の状況も為めに殆んど其趣きを一変し、爾来全般の商業不振の勢を呈したり」とし、次に金融に触れて、「近頃諸株券が一瀉千里の勢を以て大下落を来したるも全く之に原因したること明白なる事実なるべけれども、又右の結果が更に原因と為りて弥々金融の必迫を醸したるが如し。例へば金融会社は、斯くも脆く株券の大下落を来したるを見て、従前は株券にて融通を附けたるものが、今日は高低変動極りなき株券に対し貸出すことを避くるのみならず、寧ろ之を拒絶するの有様あるより従て株券の信用は殆んど地に落ち来て、一方には株券を握て金を得ず、一方には尚金庫に余裕あれども危惧して貸出しを為さず、是れ即ち今日の必迫の一近因なるべし」とも論じている。

23年3月、政府は、日本銀行に兌換券制限外500万円を発行させ、次いで、同年

5月には兌換銀行券条例を改正して、保証準備発行限度額を従来の7,000万円から8,500万円に拡張するなど一連の臨機的施策を打ったものの、回復の曙光は容易に現れなかった。『第二十四回半季實際考課狀』（明23上期）は、当時の業況を次のように記述している。

「商業ハ連年萎微不振ノ情態ナリシニ就中本年ノ如キハ一層沈滞ニシテ商賈ヲシテ殆ント休業ノ觀アラシムルニ至ル其原因一ニシテ足ラスト雖モ一月以來米價ハ次第ニ昇昂シ爲メニ細民ノ如キハ不可言ノ慘狀ヲ顯サシム現今ニ至リテハ近年未曾有ノ極點ニ達シスノ米産國ニシテ却ッテ他ニ米穀ノ輸入ヲ促スニ至ル。」

そして、米価の暴騰を背景に、新潟県において外国米が輸入されたのもこの時が最初であった。

7月以降は天候が順調となり、豊作が見込まれたため米価はようやく下落したが、年初来の米価高騰の影響を受けて一般の購買力が著しく減退し、商況はますます不振となった。金融も不活発を免れなかった。

（県内の米騒動）

米価の暴騰で、すでに富山では、23年1月18日、米騒動が発生し、続いて新潟・福井・石川・山口・鳥取諸県に広がった。県内では、まず6月10日、北蒲原郡水原町細民90余名が県に対して県内米穀の出津禁止ならびに新潟米商会所の営業停止を訴えて即日却下されたのを契機に、同月26日夜、柏崎で数百人が蜂起して米穀・船問屋や太物商・肥料雑穀商を襲い、出雲崎では港内の停泊船に踏み込んで乱暴を働き、28日から30日にかけて三島郡五千石村や佐渡夷町でも騒ぎ立てた。なかでも、佐渡相川町の騒動が最も激しかった。

これまで1升7～8銭の同地の米価が、6月に入ると12～13銭に急騰したことから、ついに鉾山祭の翌日の6月30日、2,000余の暴徒が幾組にも分かれ、沢根・二見・河原田・八幡各町村における米商・富豪の店舗や居宅を襲って破壊した。地元警察署の手に負えなくなり、事態を憂慮した郡長は、警官および軍隊の派遣を知事に要請、7月3日に新潟から警官27名、5日には新発田から歩兵1個中隊が到着してようやく鎮圧した。

長岡でも種々の浮説流言が飛びかい、有力者によって義捐金が募られたが、第六十九国立銀行でも、長岡本町ほか3カ町に対して玄米100俵のほか金200円を拠出した。

恐慌後の業況

明治24年を迎えても、商況は連年と大同小異で特別な変化はみられなかったが、前年の豊作により農家に余裕が生じたため金融は緩慢となった。

しかし、4月以降、金融は漸次活発となり、春來の全国的な気象不順と、7月に北陸地方および九州の一部を襲った大水害、10月の中部地方を中心とした大地震などで米価が高騰したため資金需要が増大した。同年12月末の貸出金残高は56万9,000円となり、過去のピークであった16年6月末残高（56万3,000円）を8年半ぶりにわずかながら上回った。

25年に入ると、前半は前年の不作で農家の収入が減少し、資金需要が増大したため、商況の不振が続くなかで、金融は繁忙を告げた。従来、上期の金融は下期に比較して緩慢となるのが常態であったが、例年と異なり、同年6月末の貸出金残高は58万円と前期末をさらに上回りピークを更新した。一方、商況は、『第二十八回 半季實際考課状』（明25上期）によれば、「商業ノ如キハ一月以降ハ終始沈静ニシテ、一時ハ商賈ヲシテ休業ノ觀ヲ呈スルニ至ラシム」と記述しているように不振をきわめた。

しかし、年後半の金融情勢は、米の豊作から緩慢に推移し、11月には超緩慢となった。同年12月末の貸出金残高も54万7,000円と前期末を下回った。商況も概して沈静を続けた。

こうしたなかで、当地方では石油ブームが到来、石油開さく事業に奔走し、全財産を賭して省みない風潮を生むようになったが、金融面にその影響が表れるまでには至らなかった。

5. 日清戦争前後の業況

長岡地方の経済金融情勢

長岡地方の金融情勢は、明治26年も前期以来の緩慢基調を持続した。上期中の金融は、前年の豊作尻を受けて終始緩慢を続け、下期の金融も、7月から10月までおおむね平穩に推移し、11月になって一時活発化の兆がみられたが、漸次沈静に向かい越年した。

27年を迎えると、金融は年初から概して活発となり、資金需要に応じ切れない状態となった。

ときに、同年4月4日午前3時40分ごろ、表一ノ町の平瀧神社から出火した。夜明け前であったため燃え出すまでに人々はほとんど気づかず、火事と知って駆けつけたときは一面火の海で手の施しようがなかった。猛火は裏一・二・三ノ町ならびに表一・二・三ノ町のほか、船江町、上田町、渡里町、柳原町など中心街およそ620戸と土蔵12棟を焼き尽くし、ようやく午前9時半過ぎに鎮火した。

第六十九国立銀行は、俗にいうこの“平瀧火事”には幸い被災を免れたが、この大火で復旧資材が暴騰した。例えば、4分板1坪が70銭以上、木羽は1円で3～4把とほとんど3倍に値上がりし、手間賃も当然ながら急騰して、人足で男子1日24銭、女子は12銭、大工が35銭とこれまた倍額に跳ね上がった。横山栄七は、『奮闘之長岡』のなかで「長岡の株式界」と題して、「長岡の中央部目抜の処は悉皆烏有に帰したので人気は一時に銷沈し次で株式も一頓挫を来した、人気株の大平は火災の為め気崩れを生じ、三百八十円位に暴落し、其後又盛返して四百三十円を見せたが、此時日清両国の風雲愈よ急を告げ、軈て豊嶋沖一発の砲声国交遂に断絶して干戈を相交ゆるに至り、俄然（石油は）大暴落を告げ左しもの人気株も百五十円に暴落して、此時長岡の株式界に随分浮沈があった様である」と当時を語っている。

このため、資金需要はさらに増大し、金融は繁忙を続けた。27年6月末の貸出金残高は64万2,000円と初めて60万円台に達した。

明治27年8月、日清戦争が勃発すると、警戒人気から前年末来の企業勃興機運はいったん中断されたが、その後、戦勝気分支配されて、10月以降、金融は再び活発となった。

開戦2年目を迎えた28年も、年初から金融の動きは活発で、4月の終戦後も繁忙が続いた。金融繁忙の原因としては、①第六十九国立銀行業務の拡張、②地元商工業の発展、③米価・諸物価の騰貴、④軍事公債の払込、⑤購繭資金融資、⑥前年の大火による復旧資金融資の増大、などが挙げられる。こうして、同年6月末の貸出金残高は67万5,000円となり、ピークを更新したことはない。

日清戦争が終結したあと、28年の下期から30年にかけて、経済界は企業ブームに沸き返った。そして、戦後の好況を背景に輸入が増大し、市中の貸出も増加して金融市場を次第に圧迫するようになった。当地方の金融は、28年7月以降9月までは平穩に推移したが、10月から漸次引き締まり、年末に近づくに従って繁忙を呈した。

29年に入ると、物価の騰貴から資金需要が増大し、同年上期中の金融は活発な動きを示した。6月末の貸出金残高は71万2,000円と初めて70万円台に達し、前期末

に比較し11万6,000円の著増であった。この間、預金は8万4,000円の増加にすぎなかったため借入金が増加し、6月末の借入金残高は8万円の多額にのぼった。

ときに、29年7月21～22日、信濃川決壊により、新潟県下を襲った洪水は、明治期最大の被害をもたらした。信濃川沿岸の西蒲原・南蒲原・中蒲原・三島・古志・北魚沼諸郡の被害が甚大であったが、なかでも西蒲原郡は7月22日の“横田切れ”によって目をおおう惨状を呈した。

県下の被害状況は、家屋の流失・破壊1万余戸、死者78人、浸水家屋6万余戸に及び、田畠の被害も計り知れないものがあったといわれる。このため、29年の県内産米は178万1,000石、前年に比し25.9%（62万2,000石）の減収となり、17年に次ぐ凶作となった。

当地方の金融は、10月に入ると、凶作による米価の高騰からさらに活発化し、11月には近來にない超繁忙となり、一時的ながら貸出を停止せざるを得なかった。12月以降も繁忙のうちに越年した。この金融逼迫の原因について『第三十七回半季實際考課狀』（明29下期）は「第一近年當地方ニ於ケル各商賈ノ一般ニ其ノ商域ヲ擴張シ、全ク往昔ノ比ニアラサルコト、第二當國第一ノ物産タル米價ノ非常ニ暴騰シ、爲メニ多額ノ資金ヲ要スルコト等、其主因ナラムト信スルナリ」と記述している。29年12月末の貸出金残高は前期末に比較し3万4,000円増加して74万6,000円となり、ピークを更新した。同年下期中の預金の増加は2万3,000円にすぎなかったため借入金は減少せず、12月末の借入金残高は8万5,000円の多額にのぼった。

30年に入っても、年初は金融の逼迫が続いたが、2月以降は積雪のため荷動きが少なく商況が沈静し、金融はやや緩慢となった。例年であれば、3月末から4月にかけて雪解けを待って県内の諸港から米穀が多量に移出され、資金の流入をみるのであるが、同年は前年の大水害による凶作から移出どころではなかった。このため、資金は日を迫って県外に流出し、当地方の金融は5月末には再び逼迫を告げ、6月には購繭資金の需要から繁忙のうちに越期した。長岡地方における当時の模様について『新潟新聞』（明30.5.6付）は、石油株の暴落は金融逼迫に起因するものであると次のように報じている。

「四、五月來長岡地方株式の暴落甚しく頭重なりし。大平は云ふに及ばず、一時は羽振能かりし古志寶田の如きも直押に押下げ、殆んど底止する所を知る能はざる有様なるが、右は敢て出油量の減少したりしと云ふにもあらず、且つ石油は多少値下げせりと雖も、斯く迄の影響を及ぼすべしとも見えず、況して京濱地方の油況は漸々騰貴に傾きつつあ

ればさして失望する程のことにもあらず、全く金融逼迫の爲め株式を取り出すもの多きより出でたる現象ならんと云へり。」

さらに、30年7月と8月の2回にわたり、新潟県は再び大水害に見舞われた。同年の県内産米は、虫害も加わって平年の半作にも及ばない112万7,000石の大凶作となり、明治12年以来の最低を記録した。連年の凶作により県内産米は約200万石を減少し、外国米の輸入を仰がねばならなかった。このため、米価をはじめ諸物価は日々高騰を続け、資金需要が増大し、年末に近づくに従って金融は繁忙を告げた。そして、12月末の貸出金残高は前期末に比較し12万円増加して88万4,000円と初めて80万円台に達した。この間、預金は逆に9万7,000円の減少を示したことから、12月末の借入金残高も12万円と国立銀行時代のピークとなった。

為替取引の増大

明治12年に東京第一国立銀行とコルレス契約を締結したのが、第六十九国立銀行にとってコルレス契約の最初であった。その後、コルレス契約先は漸増し、20年には11カ所、25年には18カ所となり、26年以降は増加ペースが速まって、30年には71カ所の多きを数えた。

国立銀行時代の為替業務は、官・公金関係の公金為替と民間による人民為替に分類されていた。そして、当時はまだ当座振込制度もなく、為替はほとんど送金手形の取組によって行われ、代金取立手形もわずかなものであった。

明治22年までは、仕向・被仕向高とも公金為替が人民為替の取扱を上回っていたが、23年以降はようやく人民為替が公金為替を上回るようになった。また、24年までは仕向高に対する被仕向高の割合は30～40%台を上下し、50%を超えることはなかったが、表1-15にみられるように、23年以降はその割合が高まり、29・30年には100%を上回り、為替資金面からは差引流入勘定となった。これは、公金為替の被仕向高が29年以降、仕向高を大幅に上回るようになったことと、人民為替も被仕向高が26年以降著増し、29・30年に仕向高に対する割合が90%前後に増加したことによるものである。

このように、26年以降、為替の被仕向高が仕向高とほぼ拮抗するようになった事実は、長岡の商工業が時流に乗って著しく発展し、特に集散地としての長岡の商圏が県内はもちろん、近県にも及んだことを示すものといえよう。

表I-15 為替取扱高の推移

(単位：千円)

年次	仕向			被仕向			(B) (A) (%)	コルレス 先数
	公金為替	人民為替	計 (A)	公金為替	人民為替	計 (B)		
明治15	371	216	587	164	95	259	44.1	9
20	676	225	901	232	102	334	37.1	11
25	292	762	1,054	155	460	615	58.4	18
26	83	812	895	26	836	862	96.3	23
27	33	1,207	1,240	40	866	906	73.1	34
29	71	1,563	1,634	274	1,439	1,713	104.8	59
30	256	2,005	2,261	538	1,792	2,330	103.1	71

(注)：1) 為替取扱高には代金取立手形を含まない。
2) 明治28年は資料欠。

表I-16 人民為替の地域別取扱高状況(明治30年)

(単位：千円)

区分	仕向	被仕向	区分	仕向	被仕向
北海道	15	92	長野	22	34
東北	103	6	北陸	17	140
東京	1,197	457	京阪	184	296
横浜	23	91	県内	430	645
関東	14	31	計	2,005	1,792

(注)：京阪には神戸・名古屋を含む。

次に、人民為替の推移をみると、表1-15に示すとおり、仕向高は27年に100万円台を突破して120万7,000円に達したあと、30年には200万5,000円と急増したが、一方、被仕向高も29年には前年を66.2%も上回って143万9,000円となり、30年には179万2,000円に達する躍進ぶりであった。

表1-16は、明治30年の人民為替の取扱高を地域別にまとめたものであるが、この表からもわかるように、東京と東北への仕向高のみが同地域からの被仕向高を上回り、他の地域については、被仕向高が仕向高をすべて上回っているのが特徴的である。

そして、当時は関西および北陸との商取引もかなり活発であったことがうかがわれる。さらに、県内銀行間の取扱状況をみると、被仕向高は仕向高をちょうど50%上回っており、長岡が当時すでに中越地方の商業の中心地にとどまらず、県内における商業の中心地として県内一円に商圈を拡大していたことを物語るものであろう。

割引手形・荷為替取扱の増大

(割引手形)

割引手形の取扱は、明治11年の創業以来17年上期まで1件もなく、17年下期に当

表I-17 割引手形取扱高の推移

(単位：円)

年次	当所割引手形	他所割引手形	計	年末残高
明治17	7,818	2,950	10,768	200
18	11,395	2,630	14,025	740
19	5,651	—	5,651	—
20	15,581	85,577	101,158	1,350
27	31,020	8,127	39,147	—
29	49,593	13,387	62,980	1,499
30	46,640	53,158	99,798	500

(注)：明治21、28年は資料欠、明治22～26年は取扱なし。

所割引手形7,818円(振出地東京・大阪)、他所割引手形2,950円(支払地東京・大阪)、合計1万768円を割引いたのが最初であった。

割引手形の取扱は、その後19年まで、表1-17に示すとおり一進一退を続けたが、20年に当所割引手形1万5,581円(振出地東京・大阪)、他所割引手形8万5,577円

(支払地横浜)、合計10万1,158円と急増した。他所割引手形の支払地が横浜に限られていることから、そのほとんどが生糸代金回収のための割引であったと思われる。当時、新潟県の生糸産出高は18年以降漸増し、18年の8,000貫が19年には1万7,000貫、20年には1万8,000貫に増加していた。この1万8,000貫のうち、長岡近在の北魚沼郡が8,800貫で群を抜き、古志郡の2,800貫、南魚沼郡の2,200貫がこれに次ぎ、この3郡だけで県内全体の76.8%を占めていた。その後も県内生糸産出高は毎年増加し、25年には2万3,000貫、30年には3万4,000貫となっている。

しかし、22～26年の5年間は、商況の不振を反映して割引手形の取扱は1件もなかった。

再び割引手形が増加するのは27年以降で、30年には他所割引手形が当所割引手形を上回るようになった。

明治29年までは、表1-18に示すとおり、東京・大阪を振出地とする当所割引手形が圧倒的に多かったが、同年以降は新潟・三条・柏崎などの県内主要地振出のものが漸増した。

また他所割引手形も、新潟および三条・柏崎・小千谷・直江津などの県内主要地

表I-18 割引手形の振出地・支払地別取扱状況

年次	当所割引手形		他所割引手形	
	振出地	金額	支払地	金額
明治27	東京	29,850	新潟	8,127
	大阪	230		
	新潟	940		
	計	31,020	計	8,127
明治29	東京	15,920	東京	1,327
	大阪	27,993	新潟	9,221
	新潟	3,530	柏崎	1,622
	三条	2,150	直江津	1,217
	計	49,593	計	13,387
明治30	東京	14,521	東京	15,097
	大阪	12,527	大阪	14,421
	京都	2,547	新潟	15,612
	新潟	6,159	三条	1,756
	三条	2,335	柏崎	1,842
	柏崎	6,813	小千谷	2,502
	その他	1,738	その他	1,928
	計	46,640	計	53,158

(注)：明治28年は資料欠。

支払いのものが漸増し、日清戦争後の好況を背景に、長岡の商圈が県下に拡大しつつあったことを示している。30年には、他所割引手形が20年以降久しぶりに当所割引手形を上回った。これは、東京・大阪・京都を振出地とする当所割引手形が東京・大阪を支払地とする他所割引手形とほぼ同額となり、県内主要地支払いの他所割引手形が県内主要地振出の当所割引手形を上回ったためである。

(荷為替)

荷為替取組高の推移をみると、表1-19に示すとおり、荷為替の取扱も割引手形同様、明治17年上期までは1件もなく、17年下期に第一国立銀行大阪支店から生糸・支那綿1,220円が取り組まれたのが最初であった。また仕向荷為替については、18年上期に第三十二国立銀行に取り組んだ生糸3,500円が最初であった。

19年上期には、第三十二国立銀行東京支店に紬400円の荷為替が取り組まれたが、被仕向の荷為替は18～20年まで取扱がなく、明治10年代は低調であった。しかし、20年を迎えると、横浜向け生糸の荷為替が急増し、さらに、22年には16万円と20年の1.9倍に激増した。その後、23～27年まで生糸の荷為替が減少するが、これは生糸の販売先である生糸売込問屋（主に横浜）から製糸家に対し生糸売渡予約金の形で前貸しが行われるようになったためと思われる。26年以降、被仕向為替が急増す

表1-19 荷為替取組高の推移

年次	仕向	被仕向
	円	円
明治17	—	1,220
18	3,500	—
19	400	—
20	86,263	—
22	164,690	6,201
23	—	7,484
24	28,290	9,889
25	44,140	9,780
26	9,670	31,410
27	36,895	95,648
29	130,537	83,404
30	217,638	106,872

(注)：明治21、28年は資料欠。

表1-20 仕向荷為替の物品別取組高の推移

(単位：円)

年次	生糸	熨斗糸	干繭	紬・節織	石油	米	計
明治18	3,500	—	—	—	—	—	3,500
19	—	—	—	400	—	—	400
20	86,263	—	—	—	—	—	86,263
22	164,690	—	—	—	—	—	164,690
23	—	—	—	—	—	—	—
24	28,290	—	—	—	—	—	28,290
25	37,490	—	—	6,650	—	—	44,140
26	1,780	220	—	7,670	—	—	9,670
27	19,500	—	—	9,231	6,864	1,300	36,895
29	121,017	3,600	2,120	3,800	—	—	130,537
30	212,478	—	—	1,260	3,900	—	217,638

(注)：明治21、28年は資料欠。

るなかで、仕向為替が再び増勢に向かうのは29年以降であり、30年には21万円と被仕向為替の倍額となった。

次に、仕向荷為替の物品別取組高の推移をみると、表1-20に示すとおり、生糸が圧倒的に多かった。生糸は27年まで横浜向けがほとんどであったが、29年には京都・富山および県内の新潟・新発田にも仕向けられるようになった。そして30年には、仕向先として福井・金沢・八王子などの機業地が加わり、福井向けの生糸荷為替は10万円の多額にのぼり、横浜向けの6万円を上回るようになった。その他の主な仕向先は、富山2万7,000円、金沢2万2,000円であった。

紬・節織の荷為替は25年以降漸増するが、先細りとなっている。また、石油と米の荷為替は27年上期に初めて取り組まれたが、石油は東京に6,864円、米は函館に1,300円と微々たるものであった。当時、東山油田は発展の緒についたばかりで出油量も少なく、26年に3万3,000石、27年でも8万3,000石を産するにすぎなかった。そして製品の販路も、当初は県内がほとんどで、県外への移出はまれであったため、最初の取引として荷為替が取り組まれたものと思われる。米の荷為替は、国立銀行時代を通じて、27年上期に函館へ向けた1,300円が最初であり、最後であった。

金融面に影響を及ぼす米穀取引所の設立

長岡米穀取引所が創設されたのは、明治27年6月27日であり、呉服町で米の定期取引が開始されたのは同年8月1日からである。

米どころ新潟県の中央に位置し、集散地の長岡にとって米穀取引所の設立は、いささか遅きに失したきらいがあるが、当地方の経済・金融面に多大な影響を及ぼした点で意義深いものがある。

長岡では、明治6年を過ぎるころから正米の思惑売買が日を追って盛んになってきた。

正米取引熱の高まるにつれ、当地の人々によって適当な機関の設置が企図されたが、資金のめどがつかず不発に終わった。やがて10年4月5日、ひとあし先に新潟米商会所が新潟町東堀通八番町で営業を開始した。焦燥にかられた鈴木鉄造は、岸宇吉、高野徳平、駒形作七、渡辺良八らに誘いかけ、とりあえず翌11年、呉服町に正米十石建米社を開設した。この設立に参画した金子治作は、次のように語っている。

「鉄藏（鈴木）サンは岸屋（岸宇吉）サン藏王の油惣（佐藤惣造）サン綿徳（高野徳平）

サン駒形（作七）サン渡辺良八サン等と相談して……一本廿円宛の株を振分け、やま屋（鈴木鉄藏）が頭取、前の人達が皆役員となり、呉服町の通称酔忠サンの店を借り、正米十石建の売買を開いたが併し夜分のみ開く事とした。店へは頭取のやま屋と書記の私とが毎晩出勤するのであるが、やま屋では米を持たぬから万事私が代理して居た。」（『奮闘之長岡』）

以来、利用者も多く忙殺された。しかし、受け渡しの紛争から数年で閉鎖を余儀なくされた。

明治26年3月、取引所法が公布（10.1施行）されて、米商会所条例、株式取引所条例、取引所条例が廃止された。同法は、商品および有価証券について会員組織または株式組織の取引所を認め、その構造と運営を規律し、以来、取引所立法の基本となった。新潟では早速、従来の新潟米商会所を株式会社新潟米穀取引所（資本金20万円）と改め、同年12月から営業を継承したが、長岡においてはやや遅れ、翌27年6月、第六十九国立銀行の大株主渡辺良八（118株）をはじめ、平石五郎作（34株）、佐藤惣造（24株）、川上佐太郎（11株）、駒形作七（35株）らが出資し合って資本金3万円の株式会社長岡米穀取引所設置の出願がなされ、許可を得て営業を開始したのが8月1日であった。おりから市中は石油景気に翻弄されて株券の売買が火花を散らし、これに伴い株式取引所設立の認可を得んものと出願者が続出、その数は11名を数えた。もとより、これは却下された。そこでこれら出願者は、28年10月17日、渡里町真澄亭に集まり、小坂松五郎が中心になって一本化を図り、株式・石油の二品取引所発起認可申請書を提出した。そして認可されたので、29年10月20日、遊園地内撃石館において創業総会を開き、設置場所を関東町に定め、資本金7万4,000円、株数3,700株（1株額面20円）を議決するところまで議事が進んだが、役員選挙に移ると、寄り合い所帯だけににわかに紛糾し、とどのつまり、理事に小坂松五郎、横山栄七、若杉権一、須藤善二郎、山田兵二が選任された。翌30年6月1日、かくて長岡二品取引所が開業した。次いで、同年7月7日の定例総会に先立つ臨時総会において、株主から2品のほか蚕種・紡績・石油空罐の3品を加えることが議決された。しかし、この議決がそのまま実施に移されたかどうかは明らかでない。33年9月、米穀取引所と二品取引所は合併し一時三品取引所となり、37年には取引物件中から石油を除き長岡米穀株式取引所と名称を改めて大正を経、昭和に至るのである。

石油業との関連

明治4年、三島億二郎と岸宇吉は旧土族や有志と諮り、刈羽郡妙法寺・赤田から原油を輸送し、市内中島で製油事業を始めている。これは、三島と岸が第六十九国立銀行の創業前から石油業に強い関心を示していた証左として逸することができない。その後、明治19年、三島と岸

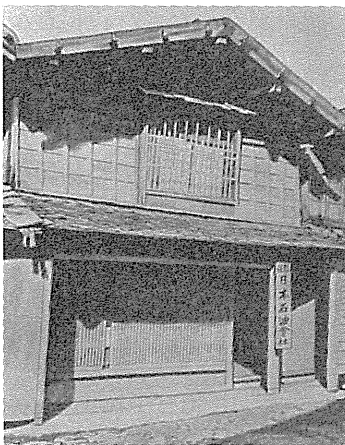


東山油田（手振り時代）

は、渡辺六松、小林伝作、目黒十郎らと上京し、大蔵卿改め大蔵大臣松方正義を訪れた。その際、松方蔵相は次のように語った、「近頃亜米利加の有力者は海外発展に全力を傾注して居るが、現に我政府に向って一つの相談を持込んで来た。夫れは三十万円を供託するから越後に於ける石油採取の権利を与えられたいという事である。熟々思うに、外人の手に此の利益を奪はるゝは国家将来の大打撃であるから、是は是非共邦人の事業とせねばならぬ。就ては諸君において之を試みては呉れまいか、実に国家経済上の大問題である」（『岸宇吉翁』）と。とりわけ岸は、松方の談に深く感じ、固く決意するところがあったようである。

明治10年代には、長岡周辺の東山・西山油田とも本格的な出油をみることはなかった。たまたま、明治20年後半から、まず東山油田が脚光を浴び、次いで西山でも出油したことから石油企業の設立に拍車がかけられた。石油の噴出こそ、実に窮苦にあえぐ長岡を起死回生に導いた天与といえる。

明治21年5月10日、日本石油会社では三島郡寺泊町聖徳寺において初の株主総会を開き、山口権三郎、本間新作、内藤久寛、牧口荘三郎、岸宇吉の5名を理事に選任、資本金を15万円とし、株金の振込を第六十九国立銀行に指定するなど岸と同社の関係が急速に進んだ。しかし、第六十九国立銀行の関係者が本格的に石油事業に乗り出す時期はかなり遅れ、蔵王石油(株)、長岡興業(株)などが個々に設立されるにすぎなかった。



創業当時の日本石油本社（三島郡尼瀬町）

そして、第六十九国立銀行の融資先と推定されるのが長岡興業(株)である。同社は、明治31年4月に設立登記を終了して発足したが、すでに10年前の明治

20年末に操業に入り、県下頸城郡や西山油田長嶺地区で採掘を行っていた。設立登記時の社長は、松方正義によって推薦された南一郎平（のちの南尚）であり、取締役には岸宇吉および山口万吉、渡辺六松、目黒十郎、山崎又七、長部松三郎、監査役に石田友蔵、牧口義方、渡辺藤吉が就任した。いずれも六十九銀行の役員ないし大株主で、ことに渡辺六松は筆頭株主であった。南社長は34年に辞任し、後任社長の椅子には岸宇吉が座り、秋田方面へも事業を拡張したが、37年の宝田石油(株)第2回買収合同の際、北越石油(株)などとともに吸収合併された。

また、27年7月、東京紳商横瀬文彦、太田実や小林伝作、三島徳蔵、五井伊次郎らが発起人となって設立された資本金7万5,000円の蔵王石油(株)も第六十九国立銀行と深いかわりがあり、東山加津保沢で共同掘鑿を開始した。小林は15年1月から17年11月まで第六十九国立銀行の取締役を務め、長岡財界人でもあった。三島徳蔵は億二郎の長男で、29年、二国万次郎、川上淳一郎に諮って古志郡栃尾地区に散在する石油会社の合同を策し、翌30年5月には同社副社長の資格で、日本石油(株)社長内藤久寛ともども米露両国の石油事業調査に赴いている。もとより徳蔵自身の石油に対する関心もさることながら、この一連の動きの背景には父億二郎の意思が働いたものと想像される。

鉄工業との関連

城下町として栄え、明治維新後、中越地方における商業の中心地となった長岡は、天恵の良油田の発掘によってにわかには工業並立都市へのきっかけを握った。このため、石油掘鑿に不可欠の鑿井機械をはじめ、東山油田から精製のため市内中島地区へ運び込むための鉄管などの需要が日増しに多くなり、これにつれて各種の鉄工業が急速に発達し、数多くの関連会社が設立された。

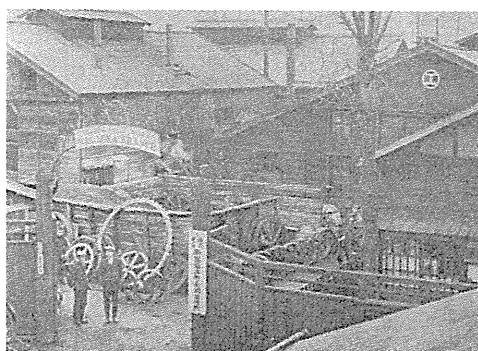


尼瀬油田（機械掘り時代）

そのなかの幾つかを拾いあげると、創業2年後の明治23年に日本石油会社は、アメリカから綱索式鑿井機を購入、尼瀬油田手掘福田泉ふくだんせんに据え付けて掘進を開始し、翌年4月、早くも日産40余石を出油した。これは、わが国における機械掘り成功の最初である。と同時に、これまで原始的な手掘り法だけに頼り、“かわい

い男に井戸掘りさせて、わたしも行き
やタタラふ^{注)}”と坑夫の間に歌われた作
業だったが、鑿井機の導入によって機械
力の真価をまざまざと見せつけ、石油業
の近代化と新しい発展への端緒となった。

新鋭機による鑿錐が良含油層に達し多
量の噴油をみたものの、その機械の一部
でも故障しようものなら大変だった。修



新潟鉄工所長岡分工場（明治35年）

理する鉄工所が県内になく、いちいち東京へ送ってようやく間に合わせた。こうし
たことから27年8月、日本石油(株)では、臨時株主総会において附属事業として新潟
鉄工所設置を決議し、翌28年6月、日本石油株式会社支店新潟鉄工所の社名のもと
に設立登記を済ませ、29年に営業を開始した。

31年に長嶺油田が噴出、翌年には新津油田も噴油し、32年8月、柏崎にかねて建
築中の日本石油(株)の社屋・製油所が竣工するに及んで、新潟鉄工所では柏崎分工場
を設けた。しかし、東山油田の最盛期を迎え、石油機械・器具の製作ないし修理が
新潟・柏崎の工場だけでは追いつけず、35年3月24日、長岡町鈴木常作所有の鉄工
所を買収して新潟鉄工所長岡分工場の看板を掲げた。その目的は、東山油田の盛況
に伴い、機械・器具の敏速な供給を図ることはもとより、さらには宝田石油(株)の注
文を手がけることにもおかれていた。日本石油(株)の附属鉄工所が商売敵の宝田石油
(株)の注文を取り付けることは至難にちがいがなかったが、この困難を乗り越え成功し
た。

この長岡分工場の建設を日本石油(株)社長内藤久寛から一任された渡辺嘉政は、
『応用機械工学』（1964・9月号）に、内藤社長とともに長岡へ行き、「いまの農事
試験所の隣（現在の今朝白三丁目、福島江沿いの国鉄アパート付近）へ物色に行ったの
です。すると、どこから聞いたのか、工員二、三十人の小さな鉄工場で、こんど日
石の資本で長岡で工場をたてられては、おれたちのような小さな工場はとても太刀
打ちできないから、ぜひ買いとってくれというところがあらわれた。ただ工場主の
条件は、職人も事務員も一人も首を切らんでくれというのです。そんなことで私は
ひきうけ、長岡で仕事をするようになりました」と述べ、さらに「長岡には、日石
と別系統の資本の宝田石油という精油会社がありました。そのうちに、私は宝田石
油の仕事をするようになりました。そして、石油会社の機械工場の建設から始めま

した。日石に対する新潟鉄工所とくらべて宝田石油の長岡鉄工所、つまり今日のオーエム製作所です」と述べているが、宝田石油(株)の付設として明治43年3月に発足したこの工場は、その後、大正2年3月に株式会社長岡鉄工所として独立し、宝田石油(株)の石油機械を主体に、日本石油・北樺太石油・満洲石油各社の発注に応じて量産にかかり、やがて大阪機械製作所と社名を改め、現在の(株)オーエム製作所長岡工場に脱皮する。

また、明治40年10月、長岡市内に鑿井諸機械の鑄造を主とする大原鑄造所（現(株)大原鉄工所）が誕生し、大正13年には機械工場と組立工場を併設して大原鑄工所と改め、昭和3年に至って日本石油(株)からマッドホッグポンプを受注し、これがポンプメーカーとしての土台となり、同年、北樺太石油(株)の鋼式掘鑿機やスチームポンプなど大量の発注を受けて業績をあげ、鑿井機メーカーの足場を固めて、国内はもとより南方油田開発にも大きな役割を演じた。難波鉄工所なども、もとはといえば石油機械の製作に始まる。

いずれにせよ、長岡における鉄工業は、石油の恵沢によって発達し、さらには銀行業務を拡大し、商業その他の産業に活況をもたらしたと言っても言い過ぎではない。

(注) タタラとは、当て字であろうが「踏鞴」とも書き、坑内に新鮮な空気を送り込むため、鍛冶で用いる^{かご}鞴にヒントを得、坑口で坑夫が踏み板の上立って、その両端を交互に踏み下ろす、いわばシーソーゲーム板と同じ工夫である。

6. 国立銀行時代における業績の推移

第六十九国立銀行は、後述するように、「国立銀行営業満期前特別処分法」に基づき、明治31年1月1日から「株式会社六十九銀行」として営業を継続することになるが、締めくくりの意味で、明治11年12月から30年12月までの国立銀行時代19年間の業績を振り返ってみたい（表1-21）。

主要勘定の推移

（発行紙幣の消却）

第六十九国立銀行の発行紙幣は、明治16年まで全額の8万円が流通していたが、17年以降は合同紙幣銷却法によって毎年消却が進み、流通高は漸減した。30年まで

表1-21 主要勘定の推移

(単位：千円)

期 末	紙幣流通高	資 本 金	積 立 金	預 金	貸 出 金	有価証券	当期純益金	配 当 率 (年率%)
明治11.下	—	100	—	16	74	85	2	—
12.下	80	150	1	134	208	145	8	16.8
13.下	80	280	24	198	413	158	18	16.0
14.下	80	280	100	92	409	161	34	18.0
15.下	80	350	133	110	533	164	34	18.0
16.下	80	350	144	86	504	188	28	13.2
17.下	78	350	157	120	539	179	28	14.0
18.下	76	350	168	174	450	223	23	12.0
19.下	74	350	179	205	490	203	27	12.0
20.下	72	350	195	297	489	202	23	12.0
21.下	70	350	205	167	495	210	29	12.0
22.下	67	350	222	176	481	215	25	12.0
23.下	65	350	233	177	493	215	24	12.0
24.下	63	350	244	207	569	241	27	12.0
25.下	60	350	258	177	547	235	22	10.8
26.下	57	350	272	225	586	231	19	9.2
27.下	55	350	283	236	604	233	21	10.0
28.下	53	350	293	355	596	244	23	10.8
29.下	49	350	304	462	746	244	26	12.0
30.下	—	350	351	490	884	257	25	12.0

(注)：1) 明治22年下期末の貸出金には御用貸上金2,500円を含む。

2) 当期純益金には前期繰越金を含まない。

の消却高累計は6万5,072円に達し、未消却高は1万4,928円となったが、この残高については、日本銀行から1万4,900円を借り入れ、政府に上納してその処分を完了した。

(預金の推移)

預金は、13年まで西南戦争後の好況を背景に著しい増加を示したが、14年以降、松方デフレが進行し、不況が深刻化・長期化するなかで、日清戦争が勃発する27年まで一進一退を続けながら伸び悩んだ。日清戦争後は、いわゆる“戦後経営”の波に乗って預金は増加を続けた。28年12月末の残高は初めて資本金を上回って35万5,000円となり、30年12月末には49万円に達した。

次に、預金の科目別構成の推移をみると、表1-22に示すとおり、20年までは公金預金の割合がかなり高く、民間預金が低迷するなかで19年12月末には民間預金を上回り、20年12月末には総預金の6割以上を占めるに至った。

21～26年までは、民間預金が漸増するなかで公金預金は減少し、その構成比は次第に低下して25年には10%を割り、26年には5.3%に落ち込んだ。公金預金は27

年以降29年まで増勢をたどったが、17～20年当時の高い構成比を示すことはなく、30年12月末の残高は10万円を割り、その構成比も15.3%を占めるにすぎなかった。

一方、民間預金は、26年まで13年12月末の残高（19万5,000円）を上回ることにはなかった。この残高には第2回増資時のプレミアム分（7万2,533円）が含まれていることを考慮しても、この間、商況の不振を反映して預金がいかに伸び悩んだか

表1-22 預金の科目別残高と構成比の推移

(単位：千円、%)

期 末	公 金 預 金		民 間 預 金										残高 合計	
			定期預金		当座預金		別段預金		そ の 他		計			
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比		残高
明治11.下	—	—	0	0.0	16	100.0	—	—	—	—	16	100.0	16	
12.上	—	—	6	27.3	5	22.7	6	27.3	5	22.7	22	100.0	22	
13.下	3	1.5	6	3.0	18	9.1	169	85.4	2	1.0	195	98.5	198	
14.下	17	18.5	4	4.3	16	17.4	55	59.8	0	0.0	75	81.5	92	
15.下	15	13.7	3	2.7	35	31.8	56	50.9	1	0.9	95	86.3	110	
16.下	19	22.1	4	4.7	15	17.4	48	55.8	0	0.0	67	77.9	86	
17.下	49	40.8	6	5.0	17	14.2	44	36.7	4	3.3	71	59.2	120	
18.下	65	37.4	18	10.3	48	27.6	42	24.1	1	0.6	109	62.6	174	
19.下	107	52.2	8	3.9	34	16.6	55	26.8	1	0.5	98	47.8	205	
20.下	184	62.0	14	4.7	27	9.1	72	24.2	—	—	113	38.0	297	
21.下	39	23.3	20	12.0	31	18.6	73	43.7	4	2.4	128	76.7	167	
22.下	33	18.8	10	5.7	59	33.5	74	42.0	0	0.0	143	81.2	176	
23.下	25	14.1	8	4.5	67	37.9	76	42.9	1	0.6	152	85.9	177	
24.下	27	13.1	4	1.9	100	48.3	75	36.2	1	0.5	180	86.9	207	
25.下	17	9.6	5	2.8	101	57.1	50	28.2	4	2.3	160	90.4	177	
26.下	12	5.3	4	1.8	114	50.7	56	24.9	39	17.3	213	94.7	225	
27.下	25	10.6	5	2.1	141	59.8	55	23.3	10	4.2	211	89.4	236	
28.下	82	23.1	20	5.6	191	53.8	56	15.8	6	1.7	273	76.9	355	
29.下	121	26.2	59	12.8	217	47.0	55	11.9	10	2.1	341	73.8	462	
30.下	75	15.3	87	17.8	275	56.1	43	8.8	10	2.0	415	84.7	490	

(注)：1) 公金預金は、明治22年までは御用当座預金・御用振出手形・御用支払送金手形・国庫預金為替方御用当座預金・国庫金取扱所預金の合計、明治23年以降は公金預金・国債元利預金・為替方預金・公金支払送金手形の合計。

2) 別段預金には約定預金を含みかっこ内に示したが、約定預金は明治19.5.31限り廃止され別段預金に吸収された。

3) その他は振出手形・支払送金手形の合計。

表1-23 預金利率の推移

(単位：%)

期 別	定 期 預 金	当 座 預 金	別 段 預 金	約 定 預 金
明治13.下	8.0	無利子のもの多し	無利子のもの多し	8.0
14.上	8.0~10.0	6.0	"	8.0
15.上	"	"	"	4.0~12.0
16.下	5.0~8.0	無 利 子	—	4.0~8.0
18.上	6.0~8.0	"	—	"
19.下	5.0	ほとんど無利子 (日歩1銭のもの多少あり)	6.57	—
20.上	"	"	5.50	—
20.下	"	"	5.40	—
22.下	5.0	"	6.66	—
25.上	"	5.0	"	—
26.上	4.7	4.7	"	—
27.下	4.5	4.5	5.00	—
29.上	5.5	5.0	"	—
30.下	"	"	6.00	—

(注)：最低・最高のないものは平均利率である。

を示すものである。その後、民間預金は、長い低迷から脱して26年12月末に21万3,000円と初めて20万円台に達したあと、日清戦争後の好況を背景に著増し、30年12月末の残高は41万5,000円を記録しピークを更新した。

なお、民間預金のうち、23年まで高い構成比を占めたのは別段預金と約定預金であった。約定預金は、14年ころまでは士族共有金や社寺共有金などが主なもので、約1~2年の約定で預かり、利率も預入期間に関係なく一律年8%で定期預金と大差がなかった。15年から約定預金の利率は預入期間に応じて最高と最低が決められたが、最高は定期預金利率を下回ることはなかった。

また約定預金の預入者は、15年以降、会社・商人が多くなり、18年12月末の残高4万2,000円のうち商人からの預金高は3万9,000円とその92%を占めている。

約定預金は、19年5月31日限り廃止され別段預金に吸収されるが、別段預金の平均利率は19年下期以降27年まで、表1-23にみられるように、定期預金の平均利率を0.5~1.66%上回っており、別段預金が定期預金に比較して金利面で優遇されていたことを物語っている。約定預金には、商人・会社などの一時的な余裕資金が預入されたと思われるが、15年以降18年まで不況が深刻化するなかで、商況の不振から運転資金に余裕が生じたため、約定預金の比重が高まったものであろう。

19年以降23年まで、当座預金は別段預金を上回ることはなかった。当座預金が別段預金を上回るようになるのは24年以降である。25年からは当座預金にも定期預金とほぼ同率の付利が行われるようになり、23年の恐慌を脱してから商況が上向き、

日清戦争後の好況を背景に当座預金が増加し、その構成比もようやく50%台に定着するようになった。

さらに、定期預金が別段預金を上回るのは29年下期からで、定期預金利率が別段預金のそれを上回る時期とほぼ一致しており、定期預金が伸び悩んだ理由の一端は金利面にあったことを示すものである。

(貸出金の推移)

貸出金も西南戦争後の好況を背景に、創業2年後の13年12月には早くも40万円を上回り、15年12月末には50万円台に達する躍進ぶりであった。しかし、15年以降17年ころまで、米価の暴落から農村の不況が深刻化し、商況が不振を続けるなかで農村の金融が逼迫し、金融は繁忙を告げた。この間、第六十九国立銀行の資金繰りも増資では賄いきれず、借入金に頼らざるを得なかった。

貸出金の職業別貸出残高の動きをみると、表1-24に示すように、西南戦争後の好況を反映して、14年6月末の商業向け貸出は30万円と農業向け貸出の3.4倍にも達していた。しかし、15年以降、農村の不況深刻化に伴い農業向け貸出が急増し、15年12月末の残高は19万円と前年の2倍以上となり、17年まで高水準が続いた。18

表1-24 貸付金・当座貸越の職業別貸出残高と構成比の推移

(単位：千円、%)

期 末	商 業		農 業		会 社		そ の 他		残 高 合 計
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比	
明治14.上	300	71.1	89	21.1	—	—	33	7.8	422
15.下	299	56.1	190	35.7	7	1.3	37	6.9	533
16.下	306	60.7	161	31.9	17	3.4	20	4.0	504
17.下	308	57.2	193	35.8	19	3.5	19	3.5	539
18.下	344	76.6	78	17.4	15	3.3	12	2.7	449
19.下	299	61.0	117	23.9	53	10.8	21	4.3	490
20.下	297	61.0	150	30.8	34	7.0	6	1.2	487
21.上	324	64.0	97	19.2	70	13.8	15	3.0	506
22.下	316	66.1	96	20.1	42	8.8	24	5.0	478
23.下	242	49.1	189	38.3	45	9.1	17	3.5	493
24.下	260	45.9	221	39.1	69	12.2	16	2.8	566
25.下	270	49.5	196	35.9	58	10.6	22	4.0	546
26.下	319	54.4	173	29.5	65	11.1	29	5.0	586
27.下	344	57.0	171	28.3	46	7.6	43	7.1	604
28.上	334	49.5	157	23.3	89	13.2	94	14.0	674
29.下	412	56.0	102	13.9	60	8.1	162	22.0	736
30.下	522	59.4	94	10.7	129	14.7	134	15.2	879

(注)：1) 明治28年以降は会社に銀行を含む。

2) その他には士族を含む。

3) 明治13年以前は資料欠。

年以降は、米価の連年安から農家の窮乏がその極に達し、安易な借金依存に頼れなくなったため、ようやく農業向け貸出が減少したものと思われる。その後、22年まではやや落ち着きをみせた農業向け貸出も、23年以降再び増勢に向かい、24年12月末には22万1,000円のピークを記録し、その構成比も39.1%の高率を示した。

しかし、農業向け貸出は25年以降漸減をたどり、30年12月末には10万円を割って9万4,000円となり、会社・その他に対する貸出をも下回り、その構成比も10.7%を占めるにすぎなくなった。このように農業向け貸出が急減したのは、29年11月の長岡銀行開業により、農業向け貸出中の大口のものが同行に移ったためであるとみななければならない。29年、30年のような2年続きの凶作に、農業向け貸出が増加せず逆に減少する理由を他に求めることはできないからである。

一方、商業向け貸出は、14年以降日清戦争勃発まで続いた長期不況のなかで、商況の不振からほぼ横ばいに推移したが、29年以降著増を示した。これは、29年と30年の凶作により、新潟県下の産米が2年間で約200万石の大減収となり米価が高騰したことと、日清戦争後の好況を反映して商人の資金需要が増大したことによるものである。

さらに、当地方では、25年以降石油ブームが訪れ、新会社の設立が相次いだため、法人取引も増加し、商業・農業以外の雑業に対する貸出も28年以降急増した。かく

表1-25 貸付金・当座貸越の担保別構成比の推移 (単位：千円、%)

期 末	有 価 証 券			商 品	不 動 産	信 用	残 高 合 計
	公 債	株 式	計				
明治14.上	11.0	—	11.0	4.5	53.0	31.5	422
15.下	11.0	—	11.0	1.0	36.0	52.0	533
16.下	11.5	6.5	18.0	1.5	42.0	38.5	504
17.下	13.0	5.0	18.0	4.0	37.0	41.0	539
18.下	10.0	8.5	18.5	1.0	40.5	40.0	449
19.下	1.3	16.9	18.2	0.2	38.1	43.5	490
20.下	6.2	8.9	15.1	0.3	43.5	41.1	487
21.上	7.9	8.0	15.9	0.0	42.1	42.0	506
22.下	4.9	9.0	13.9	3.3	35.2	47.6	478
23.下	3.8	9.2	13.0	6.3	41.6	39.1	493
24.下	12.9	6.1	19.0	9.0	43.4	28.6	566
25.下	16.5	4.0	20.5	3.4	42.7	33.4	546
26.下	10.9	14.9	25.8	3.9	38.3	32.0	586
27.下	11.6	11.2	22.8	9.3	34.3	33.6	604
28.上	10.9	14.3	25.2	8.8	35.6	30.4	674
29.下	9.6	22.4	32.0	0.7	32.0	35.3	736
30.下	9.4	19.4	28.8	1.2	25.1	44.9	879

(注)：明治13年以前は資料欠。

して、久しく低迷を続けた貸出金も、27年以降増勢を強め、30年12月末の残高は88万4,000円の多額にのぼった。

次に、貸付金・当座貸越の担保別構成をみると、表1-25に示すように、当座貸越の根抵当に不動産が多かったため、26年までは不動産担保が40%前後の高い構成比を占めたが、26年以降になると、低金利を背景にした全国的な企業熱の勃興に加え、当地方の石油ブームによって一般に株式の取得が増加したため、有価証券担保の構成比が漸次高まった。29年以降は、東山油田の産油量の増加に伴って石油株も高騰し、株式担保も20%前後を占めるようになった。公債を含めた有価証券担保の構成比は30%前後となり、30年12月末には不動産担保の構成比を上回るようになったが、これは特筆に値する大きな変化である。

一方、信用貸は30~40%前後の高い構成比のまま推移した。商品担保貸出は金額的には1~5万円前後で、構成比も10%を超えることはなく、1%を割ることもあった。担保商品は28年までは米・大豆・苧麻・紬などが主なものであったが、29年以降は生糸・麦などが加わった。

次に、貸出金の科目別構成をみると、表1-26に示すように、当座貸越は、12年以降17年まで貸付金を上回っていたが、18年に急減したあと、27年まで商況不振に

表1-26 貸出金の科目別残高と構成比の推移

(単位：千円、%)

期 末	貸 付 金		当 座 貸 越		割 引 手 形		荷 為 替 手 形		残 高 合 計
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
明治11.下	70	94.6	4	5.4	—	—	—	—	74
12.上	37	49.3	38	50.7	—	—	—	—	75
13.下	186	45.0	227	55.0	—	—	—	—	413
14.下	117	28.6	292	71.4	—	—	—	—	409
15.下	188	35.3	345	64.7	—	—	—	—	533
16.下	219	43.5	285	56.5	—	—	—	—	504
17.下	267	49.5	272	50.5	0	0.0	—	—	539
18.下	267	59.3	182	40.5	1	0.2	—	—	450
19.下	295	60.2	195	39.8	—	—	—	—	490
20.下	279	57.1	209	42.7	1	0.2	—	—	489
21.下	231	46.7	264	53.3	—	—	—	—	495
22.下	246	51.1	235	48.9	—	—	—	—	481
23.下	291	59.0	202	41.0	—	—	—	—	493
24.下	319	56.1	247	43.4	—	—	3	0.5	569
25.下	322	58.9	224	40.9	—	—	1	0.2	547
26.下	338	57.7	248	42.3	—	—	—	—	586
27.下	317	52.5	287	47.5	—	—	—	—	604
28.上	275	40.7	399	59.1	0	0.0	1	0.2	675
29.下	296	39.6	440	59.0	2	0.3	8	1.1	746
30.下	393	44.5	486	55.0	1	0.1	4	0.4	884

よる金融緩慢が続くなかで一進一退の動きを示した。28年以降は日清戦争後の好況を反映して増加基調をたどり、再び貸付金を上回るようになった。

一方、貸付金は、農村不況が深刻化した17年に既往のピークを示したあと、18年に当座貸越を上回り、以後27年まで、21年を除いて常に当座貸越を凌駕した。28年以降は、当座貸越が急増するなかで増加の足取りが鈍かったため、貸付金の構成比は再び40%前後となった。

割引手形・荷為替手形については、年間の取扱高で10万円を超える年もあったが、残高面では期日の関係で翌期にまたがるものが少なかったことから、期末残高の構成比は1%前後を占めるにすぎなかった。

表1-27 貸付金・当座貸越の職業別貸出数推移

期 末	貸 付 金					当 座 貸 越					合 計	1口当 たりの 貸付金額
	商 業	農 業	会 社	雑 業	計	商 業	農 業	会 社	雑 業	計		
明治14.上	214	165	—	(598) 598	977	112	75	—	—	187	1,164	360
15.下	174	105	—	(491) 492	771	136	111	2	(6) 6	255	1,026	520
16.下	91	87	—	(308) 308	486	104	74	2	(6) 6	186	672	750
17.下	118	71	—	(279) 279	468	123	57	3	(6) 6	189	657	820
18.下	90	49	—	(184) 184	323	106	37	3	(5) 5	151	474	950
19.下	108	55	—	(109) 109	272	93	28	5	(3) 3	129	401	1,220
20.下	83	49	—	(87) 87	219	100	23	4	(2) 2	129	348	1,400
21.上	101	46	4	(95) 100	251	110	31	7	(2) 2	150	401	1,260
22.下	89	53	1	(49) 72	215	105	26	5	(8) 9	145	360	1,330
23.下	67	51	—	(38) 53	171	102	23	7	(8) 10	142	313	1,580
24.下	91	79	—	(32) 47	217	84	27	7	(1) 2	120	337	1,680
25.下	110	62	—	(45) 70	242	86	22	6	(9) 20	134	376	1,450
26.下	152	43	—	(52) 67	262	106	35	7	(11) 14	162	424	1,380
27.下	151	82	—	(48) 75	308	119	27	5	(11) 14	165	473	1,280
28.上	145	79	—	(45) 73	297	121	35	5	(9) 17	178	475	1,420
29.下	114	62	—	(37) 66	242	147	25	10	(10) 35	217	459	1,600
30.下	120	71	10	(39) 55	256	160	30	10	(10) 25	225	481	1,830

(注)：1) 会社には銀行を含む。

2) 雑業には士族を含みかっこ内に示した。

次に、職業別の貸出口数について、その推移をみると（表1-27）、まず、貸付金の口数のなかで、18年まで圧倒的多数を占めたのは士族であった。士族の貸付金口数は20年に100口を割り、22年に50口を割ったあと、ようやく横ばいに推移した。農業の貸付金口数は、16年に100口を割ったあと18年には49口にまで減少した。これは、農村の深刻な不況期を通じて貸出先の淘汰がかなり進んだことを物語るものであろう。その後は24年に急増したあと、26年を除いて60～80口前後で推移した。銀行を含む会社の貸付金口数は、当時会社との取引が当座貸越を主体に行われていたため21年、22年に散見される程度で、30年下期に10口を数えたにすぎなかった。士族を除いた雑業の貸付金口数が増加するのは21年以降で、期によってかなりの増減がみられるが、29年12月末にピークの29口となった。また、貸付金口数のなかで、士族の口数が激減したあとは商業の口数が大半を占めるようになった。

当座貸越の口数の推移をみると、商業の口数が圧倒的に多く、農業の口数が貸付金同様、18年に急減したあと横ばいを続けたのとはまったく対照的であった。銀行を含む会社の口数は19年まで漸増を続け、その後横ばいに転じ、29年には10口を数えるに至った。士族を除いた雑業の当座貸越口数が増加するのは22年以降で、29年12月末にはピークの25口となった。

貸付金・当座貸越の合計口数は、15年まで1,000口を上回っていたが、士族の貸付金口数の減少に伴って18年には500口を割って474口に激減した。その後、400口を割り込むこともあったが、26年以降増勢に転じ、30年12月末の口数は481口となった。ちなみに、1口当たりの貸付金額を算出してみると、14年6月末の360円が19年12月末には1,220円と初めて1,000円を上回り、その後29年まで1,200～1,600円台を上下していたが、30年12月には1,830円となっている。

収益の推移

（収益状況の推移）

第六十九国立銀行の資金運用は、ほぼ貸出金70～77%、公債23～30%の割合で推移したことから、収益面では収納利息（貸付金利息・当座貸越利息・荷為替利息など）の構成比が最も高く、公債利息がこれに次いだ。収納利息の総収入に占める構成比は、明治20年下期まで60%台であったが、低利の整理公債の保有が増加するに伴って公債利息がむしろ減少したため、25年下期には75.1%となり、30年下期には84.1%の高率を示すようになった。

一方、収納手数料は、15年下期に1万3,648円と国立銀行時代の最高を計上し、構成比も26.1%の高率であったが、その後漸減をたどり、17年以降は2,000～5,000円台を上下するにとどまった。その構成比も30年下期には5.7%の低率となった。収納手数料が15年下期に最高を記録したのは、当時の金融情勢が日歩4～5銭の高金利でも資金需要があとを絶たないという逼迫状態にあったことから、法定利率(12%)を上回る部分を手数料として徴求したことによるものである。

預金利息のほか借入金利息を含む支払利息は、表1-28に示すとおり、期によって著しい変化をみせるが、これは、支払利息に占める借入金利息の割合がかなり高かったことによるものと思われる。ちなみに、15年下期末の借入金残高は3万7,000円(期中の借入高・返済高は不詳)、20年下期末は残高がなく、25年下期末は2万円(期中借入高9万円、期中返済高14万円)、30年下期末は12万円(期中借入金19万5,000円、

表1-28 収益状況の推移

(単位：円)

科 目	明治15.下	明治20.下	明治25.下	明治30.下
	(60.5)	(63.2)	(75.1)	(84.1)
取 納 利 息	31,725	23,544	28,677	53,227
割 引 料	—	300	—	28
	(13.4)	(22.0)	(17.7)	(9.8)
公 債 利 息	7,026	8,194	6,773	6,213
	(26.1)	(13.5)	(6.8)	(5.7)
取 納 手 数 料	13,648	5,018	2,579	3,618
雑 益	—	—	132	209
公債証券売買益	—	176	16	—
総 収 入	52,399	37,232	38,177	63,295
	(57.5)	(37.5)	(56.9)	(43.3)
支 払 利 息	10,484	5,366	9,108	16,541
支 払 手 数 料	1,262	824	73	53
	(35.6)	(35.3)	(27.0)	(31.2)
諸 経 費	6,485	5,049	4,312	11,909
紙幣消却原資積立金	—	1,000	1,000	—
滞貸準備金繰入額	—	1,000	1,500	—
損 失 金・諸 損	—	1,055	—	320
	—	—	—	(24.6)
公債証券売買損	—	—	—	9,404
総 支 出	18,231	14,294	15,993	38,227
当 期 純 益 金	34,168	22,938	22,184	25,068
前 期 繰 越 金	4,519	4,373	3,639	11,382
当 期 利 益 金 (A)	38,687	27,311	25,823	36,450
割賦金(配当金) (B)	26,600	21,000	18,900	21,000
配 当 率 (年率, %)	18.0	12.0	10.8	12.0
社外流出率 ($\frac{B}{A}$, %)	68.8	76.9	73.2	57.6

(注)：諸経費には物件費・人件費・税金のほか役員賞与金を含み、かつこ内は構成比(%)を示す。

期中返済高7万5,000円)であった。

半面、人件費、物件費、税金などの諸経費は、25年まで人件費、税金、役員賞与金ともほぼ横ばいに推移したことで、物件費の主体であった雑費が物価の下落から減少したため漸減した。30年下期の諸経費は25年下期の2.8倍となり、7,597円の著増を示して1万1,909円となった。これは、物価の高騰を背景に人件費、物件費とも軒並み増加し、税金も銀行税を除いた雑税が増加したことによるものである。

30年下期の収納利息、支払利息、諸雑費は15年下期のそれぞれ1.7倍、1.6倍、1.8倍とほぼ均衡のとれた増加を示したが、収納手数料の1万円を上回る大幅な減少と、公債証券売却損の1万円に近い多額な損失が計上されたことから、30年下期の当期純益金は15年下期に比し9,100円の減少となった。

(利益金処分)

株主配当は、高金利を背景に好収益をあげたことから、14年下期から16年上期までの連続4期にわたり18%の高配当を維持した。その後は、金融緩慢を反映して貸出金利が低下したため14%を上回ることはなく、26年上期・下期の9.2%を最低におおむね12%配当を維持した。

積立金は、15年以降毎期2,000~6,000円が積み増しされ、30年下期末には紙幣消却金を合算して18万7,000円となり資本金の $\frac{1}{2}$ 以上となった。一方、増資剰余金(プレミアム分)が別段積立金に留保されたことから、15年下期末の別段積立金は11万8,000円の多額にのぼり、その後も漸増して30年下期末には16万4,000円となり資本金の46.9%に達した。

かくて、別段積立金を含めた積立金総額は35万1,000円となり、資本金の35万円を上回ることになったが、この積立金は、後述するように、普通銀行に転換するにあたり、3倍増資の一翼を担うことになるのである。

7. 株式会社六十九銀行に衣替え



臨時株主総会の混乱

第六十九国立銀行は、明治16年5月の「国立銀行条例」改正に伴い、明治31年11月1日に営業満期を迎えることになっていたが、「国立銀行営業満期前特別処分法」に基づき、31年1月1日から株式会社六十九銀行と改称して営業を継承することを

諮るため、30年7月15日、臨時株主総会を開いた。ところが、この臨時株主総会は、普通銀行への転換とはまったく無関係の特別財産問題が一株主から暴露的に提出されたことから紛糾した。

この次第は、創業まもないころ、関矢孫左衛門、三島億二郎ら首脳者が第一国立銀行の渋沢栄一に業務の取扱について教示を求めた際、渋沢は、「銀行の重役として、銀行の損失のないようその財産を運転するには、自己の財産を完固にし、なお、多少の準備をしておくことが肝要である」と懇諭した。それからしばらくして、第六十九国立銀行では渋沢に、当時発行された日本銀行株券の申し込み周旋を依頼したが短時日で満株となり、新たな買い受けが困難なため、渋沢の持ち株のうち100株を譲り受けることになった。しかし、銀行でこれを買求めるのは妥当でないとの見解から、岸宇吉個人の名で第六十九国立銀行から借金して購入したところ、この株式の価格が次第に騰貴するに及び、これを売却し、諸費を差し引き、その差益金を別途積み立てた。もともとこの財産は、銀行に欠損が生じた際に補填し、また、災禍に遭った行員の助成に充てるほか、給料・賞与の幾分かを補ういわば隠し財源であり、したがって、役員が、自己の所有財産と同様の注意を払って利殖してきた。そしてこの財産は、時の頭取の名義で所有し、明治15年に山田権左衛門、17年に三島億二郎、次いで24年から岸宇吉が継承していたのである。

岸は、新発足にあたり、この財産の一部を割いて関係者の特別慰労金および満期の祝賀会費に充てようと考えた。しかるに、一方では、関係書類・財産の一切は銀行が引き継ぐべきであるとして譲らず、いちだんと感情的な激しさを加えた。

普通銀行への転換広告 (『新濁新聞』明治30.10.3)

8月13日、撃石館において前回の継続会が開かれたが、紛糾の件の解決を別にして、一応、国立銀行営業満期前特別処分法に従って株式会社六十九銀行と改称し、継続後の資本金は、従来の35万円に、諸積立金・紙幣消却原資積立金・紙幣消却金35万円および新たに株主の払込金35万円を加えて105万円(2万1,000株、1株50円)にするなど5項目の議案を可決し、9月15日、営業継続ならびに資本金増加の認可申請書を新潟県知事経由で大蔵大臣に提出、9月27日

付で認可された。

その後、事件はますますもつれ、改革派と目すべき一株主から特別財産に関する帳簿検閲請求の訴訟が長岡区裁判所に提起され、同時に、銀行および岸宇吉宅における関係帳簿差押仮処分の命令を申請し、裁判官土屋為太郎のもとで裁判が行われることになり、東京から弁護士朝倉外茂鉄が来岡するなど最悪の事態となった。長岡銀行頭取山口権三郎もそのまま見過ごすわけにもいかず、第一銀行新潟支店長松井吉太郎をわずらわした。また、新潟銀行専務取締役白勢春三、三条銀行取締役源川万吉、長岡銀行取締役渋谷善作らも仲介の労をとった。いずれにしても問題解決の糸口が次第にほぐれ、30年11月18日に和解が成立した。

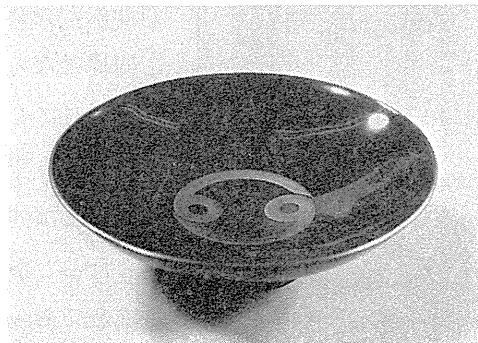
ともあれ、事件の発端そのものは、岸の私欲によるものでもなければ、着服したというでもなく、刑事上うんぬんされる筋合いのものではない。それはひとえに、創業以来中心的な存在であったことから、「喬木は風に折らる」のたとえのとおり、なにかとワンマンに受け取られ、役員や大株主のなかにも快からず思っている者がいたようで、こうした感情が絡み合って発生した事件といえる。

六十九銀行として新発足

明治31年1月1日、「国立銀行営業満期前特別処分法」に基づき、第六十九国立銀行は、資本金105万円をもって普通銀行——株式会社六十九銀行として新発足し、国立銀行開業免状を還付した。そして同年3月11日には、祝賀の意味から株主や得意先に木杯および反物を贈呈し、また、関矢孫左衛門ら旧頭取に六十九銀行の株券4株（1株50円払込）のほか、蒔絵、書架などを贈呈した。

この改組により、従来の役員のうち、取締役長部杉四郎、同遠藤六太郎、同高橋九郎のほか支配人小林喜平が退任し、頭取岸宇吉を筆頭に、次のような新経営布陣となった。

頭	取	岸	宇	吉
取	締	役	渡	辺
同			山	口
同			渡	辺
同			山	田
同			長	部
				松
				三
				郎



記念木杯

取締役 柳町勘平
 監査役 大橋小左衛門
 同 山崎又七
 同 関矢孫左衛門



越えて2月2日、1月7日に開かれた臨時株主総会の決議に基づき、貯蓄銀行業務兼営についての定款変更 貯蓄部開業広告

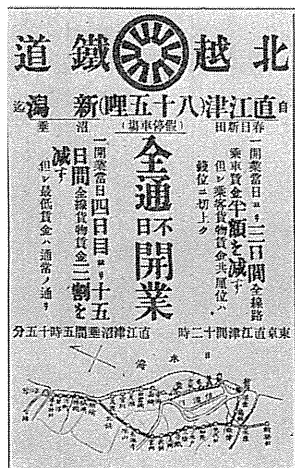
更認可願書を提出し、3月12日に認可を得、資本金105万円のうち3万円を割いて貯蓄部資本金とし、同月17日から貯蓄部業務を開始した。

新発足後の業況

明治31年を迎えても、新潟県下は連年の凶作から外国米の輸入が著増し、米価が高騰を続けた。農家の窮乏ははなはだしく、商況不振による資金の渋滞から金融は逼迫し、金利のいかに聞かずひたすら融通の道を求めるありさまであった。

幸い、米が大豊作となったため、その後、金融は漸次緩慢となったが、米価の下落から農村の購買力が減退して商況不振が続ぎ、年末に至るも例年のような金融の繁忙を告げることはなかった。

32年に入ると、当地方の主要物産となった石油は、ようやく需要者の信用を得られるようになり、北越鉄道の開通（明32全線開通）によって販路が拡大した。さらに、



北越鉄道開業広告（『新潟新聞』明治31.12.20）

に、刈羽郡内における石油良鉱脈の発見と石油製品の騰貴により、石油事業の発達が促され、当地方の経済は大きく変貌した。すなわち、採油・製油業が続々と興り、石油株の売買も盛んに行われるようになった。先にはほご同様となった株券も、市価の騰貴によって払込額に達し、瞬日にして2倍となり、次いで3倍、4倍、5倍となるものも現れた。このため、石油株購入の資金需要が直接または間接に殺到した。一方、前年が全国的に豊作だったことから米価は漸落し、販路を求めるのに苦慮するほどであった。

金融は春来、緩慢の傾向にあったが、北越鉄道の全線

開通によって貨物の停滞が少なくなり、資金需要が例年に比較して減退したためますます緩和した。

生糸も、みぞうの高値を現したため自家織物の原料まで輸出に向けたことが災いして絹糸が欠乏し、売値よりも高値で群馬・長野両県はもちろん、横浜・福井からも逆移入する始末となった。このため資金需要が一時にふくそうし、当地方の金融はようやく繁忙となり、資金の回収は意のごとく進まず、11月下旬の金融逼迫はその極に達し、逼迫状態のまま越年した。

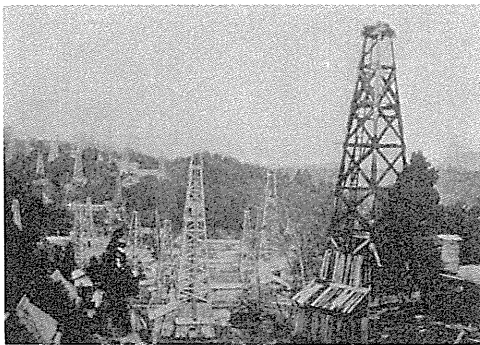
33年を迎えると、前年末の金融逼迫はやや落ち着きをみせた。米穀・石油とも信州・関東地方へ続々移出され、資金も相応に回収されて旧正月を終わるころには金融は一時緩和し、石油株も高騰して商況が活発となった。

しかし、3月と4月の2回にわたり日本銀行が公定歩合を引き上げたことから、一転して不景気となった。石油も好況当時の粗製濫造がたたり、信用を失って市価が暴落し、外油に比し1函(2罐=36リットル)1円以上の安値を付けても販路が渋滞した。石油株も一時の高値より4~5割以上の暴落で、石油業界は恐慌状態となった。このため、金融は漸次逼迫し、6月下旬には近年にない超繁忙となった。

その後も、生糸、石油は芳しくなく、米は豊作だったものの、農家の売り惜しみから資金の回収は少なかった。商況も不振が続く、金融は運転資金が固定し、終始逼迫状態を続けた。

34年を迎えても、商況の不振、金融の逼迫は日を追って激しさを加えた。

米価は6月末には久しぶりに高騰したが、絹織物は近年にない不況で、夏物などは前年に比し4~5割の暴落であった。石油は原油を一手に集めて製油の品質を一定にし、粗製濫造を防止したことから信用を回復し、外国との価格競争にも耐えられるようになった。さらに、長嶺・鎌田油田に第2層が発見されたことから前途希望となった。



宝田石油西山鎌田油田

一方、長岡三品取引所(米穀・株式・石油)における5月限石油株の大受け渡しが大問題となった。6月末に至るも解決されず、損失を被った者は多数にのぼったといわれる。

7月以降、生糸の売れ行きが好調となり、製糸業者は相応な利益を確保したが、

内地向け織物は概して不振で、一般商況もさえなかった。米は豊作であったが、米価が漸落したため、農家の売り惜しみから市場にはあまり出回らなかった。

この間、金融はきわめて平穩に推移し、7月以降は漸次緩慢となり、年末も繁忙をみることはなかった。

35年に入っても金融は緩慢を続け、日本銀行は、3月、6月、10月に公定歩合をそれぞれ2厘引き下げ、さらに12月にも1厘引き下げて当所割引歩合を日歩1銭7厘とし32年11月の水準に戻した。

当地方の金融情勢に目を転じると、引き続き平穩に推移したが、6月の成繭期には購繭資金の需要で繁忙となった。

織物は終始不振をかこつたが、米価は漸騰を続けて6月末には正米1石12円50銭という近年にない高値を現した。

一方、石油業界は不況知らずで、宝田石油(株)が採油・送油・製油関係の大小24に及ぶ会社・組合を合併し、鉢崎・小千谷方面にも新油脈が発見され、前途はますます好望となった。

当地方の7月以降の商況をみると、織物は、一般の不況を反映してほとんど需要がなく、機業家はむなしく工賃を失うありさまであった。米穀は、天候の不順から平年作の15~20%の減収となったが、米価の騰貴によって収支を賄うことができた。石油は、9月ごろから好況となり、一般の不況にもかかわらず石油株が暴騰し、新会社の設立も相次いだ。

当地方の金融情勢は、生糸資金の回収されるころから次第に緩慢となり、その後も金利は下落傾向をたどった。しかし、新穀取引の開始、石油の好況による諸株式の売買が活発化するにつれて資金需要が増大し、年末には一時繁忙を呈した。

8. 経営体制の拡大

210万円に倍額増資

明治31年1月1日、普通銀行に転換と同時に、国立銀行時代の資本金35万円を3倍増資により105万円としたが、新発足の時点では35万円が未払込であった。その後、33年5月に第2回払込金17万5,000円、34年6月に第3回払込金17万5,000円を徴求して全額払込済みとなった。

しかし、長岡を中心とした県内石油業の発展と北越鉄道の開通以来、六十九銀行

の営業基盤は拡大され、資金需要も増大しつつあった。そこで、さらに増大する資金需要を賄い、業容の拡大を図るため倍額増資が決議されたのは、36年1月15日に開かれた株主定時総会後の臨時総会であった。

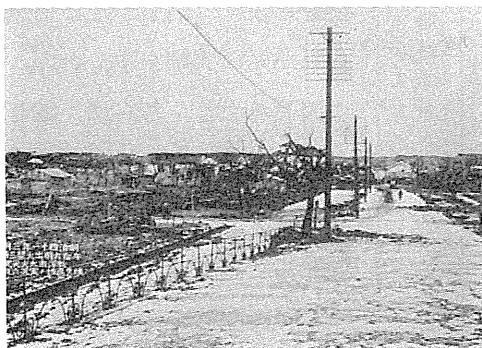
これに伴い、同年5月、105万円の資本金（普通部102万円、貯蓄部3万円、株式2万1,000株）を210万円（普通部200万円、貯蓄部10万円、株式4万2,000株）の倍額に増加し、新株第1回払込金として増資額の $\frac{1}{4}$ にあたる26万2,500円を徴求した。その後、39年3月に第2回払込金、41年2月に第3回払込金を徴求し、払込資本金は183万7,500円となったが、明治期を終わるまで第4回（最終回）払込金の徴求は行われず、26万2,500円が未払込のままであった。

新潟支店開設

第一銀行は、地方の金融は地方銀行に一任する方針に基づいて、33～38年にかけて地方業務の整理を行ってきたが、明治17年3月に開業した新潟支店と長岡出張所（明33.9開業）も、当然ながら整理の対象におかれた。

38年2月ころ、新潟支店と長岡出張所を、六十九銀行に譲渡する話が内々進められた。同時に第一銀行新潟支店長松井吉太郎と長岡出張所主任佐田左一の処遇についても交渉がなされ、渋沢や第一銀行取締役佐々木勇之助が間に入って折衝を重ねた。

やがて話も煮詰まり、38年4月23日、六十九銀行の臨時株主総会において、新潟支店の開設とこれに伴う定款の改正を決議し、第一銀行でも5月20日に臨時株主総会を開いて新潟支店と長岡出張所の廃止を可決した。佐田左一はとりあえず副支配人として六十九銀行に入行、6月1日、新潟市上大川前通八番町の第一銀行新潟支店跡に開設した六十九銀行新潟支店長に就任し、松井は、7月15日、小林喜平に代



新潟大火の惨状（明治41.3.8）

わって六十九銀行取締役に選任された。

第一銀行新潟支店の業務一切を引き継いで開設された支店第1号の新潟支店は、明治期を通じて六十九銀行の唯一の支店であったが、貸し出し面では米の荷為替を中心とする米穀資金の貸出を主体に業績を伸ばし、預金も42年ころには全店の預金の約 $\frac{1}{3}$ を占めるようになった（表1-

29)。

六十九銀行は、後述するように、長岡銀行が明治期において新潟を除く県内主要地に7カ店の支店網を配置したのとはまったく対照的に、長岡と新潟を営業基盤に業容を拡大した。

41年3月8日午後6時半ごろ、おりからの強風のなか新潟市古町通八番町で火災が発生し、本町、古町、大川前通の目抜き1,198戸を焼き、新潟支店も類焼の厄に遭った。幸いに金庫・諸帳簿は無事で、とりあえず仮建築で業務を続け、新築落成のうえ移転したのは同年11月24日であった。

割引手形の増大と貸し出し面の特色

六十九銀行の貸し出し面での特色として挙げられる点は、一般には低調ななかで、早い時期に割引手形が非常に多かったことである。

割引手形は、表1-30にみられるとおり、明治34年から41年まで、残高・構成比とも県内主要3行のなかでも圧倒的な高水準を示した。すなわち、35年下期末に割引手形の構成比が50%を上回って58.3%となったあと、39年下期末には79.2%の高率を占め、その後も73%を下ることはなかった。新潟銀行（現第四銀行）、長岡銀行の割引手形の構成比が50%を超えるのはごくまれであったのに比較し、異常な高率で推移している。

表1-30 県内主要3行の割引手形残高と構成比の比較

(単位：千円，%)

期 末	残 高			構 成 比		
	六十九	長 岡	新 潟	六十九	長 岡	新 潟
明治31.下	17	9	104	1.9	1.8	5.5
32.下	331	72	436	22.8	9.8	17.4
33.下	420	218	701	26.8	20.8	24.9
34.下	471	167	360	34.1	17.6	14.9
35.下	963	564	720	58.3	42.2	28.3
36.下	827	608	776	49.9	39.8	29.0
37.下	848	704	800	43.8	42.5	30.7
38.上	1,168	726	835	50.9	41.1	30.1
39.下	3,120	1,300	1,251	79.2	48.8	35.3
40.下	2,487	1,431	1,928	73.6	43.5	38.6
41.下	2,146	1,353	2,105	73.0	46.8	40.5
42.下	1,942	1,493	3,411	74.9	47.6	54.3
43.上	2,702	1,531	3,344	78.1	47.5	50.3
44.下	2,946	2,134	3,260	75.6	52.4	44.5
45.上	2,867	2,001	3,133	75.5	47.3	42.8

(注)：荷付為替手形を含まない。

表1-29 店舗別預金の内訳
(明治42.8末現在)

店 舗 名	残 高	構成比
	千円	%
本 店	1,547	69.0
新潟支店	694	31.0
計	2,241	100.0

(注)：貯蓄預金は含まない。

また、39年下期には、表1-31に示すとおり、貸出金は期末残高で新潟銀行を上回ったが、これは日露戦争後の好況を背景に、割引手形が前期比91.8%の著増を示したのが主因であった。さらに、39年下期末の貸出金の科目別内訳をみると、割引手形は新潟銀行の2.5倍、長岡銀行の2.4倍と圧倒的に多く、一方、貸付金はこれとは対照的に新潟

表1-31 県内主要3行の貸出金の推移

(単位:千円, %)

銀行名・科目		明治39.上		明治39.下		明治42.下		明治45.上	
		残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
六十九銀行	貸付金	387	15.3	189	4.8	185	7.1	229	6.0
	当座預金貸越	424	16.7	405	10.3	370	14.3	629	16.6
	割引手形	1,627	64.3	3,120	79.2	1,943	74.9	2,867	75.4
	荷為替手形	93	3.7	225	5.7	95	3.7	75	2.0
	計	2,531	100.0	3,939	100.0	2,593	100.0	3,800	100.0
長岡銀行	貸付金	453	22.9	604	22.7	570	18.2	636	15.0
	当座預金貸越	698	35.2	686	25.7	968	30.9	1,468	34.7
	割引手形	774	39.0	1,300	48.8	1,493	47.6	2,001	47.4
	荷為替手形	58	2.9	75	2.8	103	3.3	122	2.9
	計	1,983	100.0	2,665	100.0	3,134	100.0	4,227	100.0
新潟銀行	貸付金	1,726	55.2	1,688	47.7	1,932	30.8	2,476	33.8
	当座預金貸越	490	15.7	370	10.4	823	13.1	1,566	21.4
	割引手形	777	24.8	1,251	35.3	3,411	54.3	3,133	42.8
	荷為替手形	136	4.3	232	6.6	112	1.8	144	2.0
	計	3,129	100.0	3,541	100.0	6,278	100.0	7,319	100.0

銀行の約11%、長岡銀行の約31%と少なかったのが特色である。

明治期を通じて、貸出金残高がピークを示したのは39年下期末であった。しかし、40年上期から42年下期までは、不況を反映して割引手形が漸減したことから貸出金は減少し、43年上期以降再び漸増傾向を示して、45年上期末にはほぼ39年下期の水準に復した。この間、長岡銀行、新潟銀行の貸出金は増加を続け、六十九銀行は長岡銀行に追いつかれることになったが、割引手形の残高では常に長岡銀行を上回り、新潟銀行との比較でも遜色がなかった。

このように、六十九銀行の割引手形が早い時期に非常に多かったのは何故であろうか。

明治30年代に入ると、県内経済は、石油産業の急速な発展によって大きな飛躍を遂げた。すなわち、34年以降、東山・西山・新津油田の産油量増大に伴い、県内総生産額に対する石油生産額(原油・製油)の比率は20%前後を占めるようになった。なかんずく、長岡の商工業は、28年以降最盛期を迎えた東山油田(長岡の東方約12キロ)の活況と、32年の北越鉄道全通によって著しい発展を遂げた。東山油田の原油産額は、28年の12万石(31万円)から、31年には23万石(47万円)、35年には32万石(100万円)、40年には34万石(152万円)と順調な増加をたどり、その価額も、40年まで県内原油産額の約1/3を占めた(表1-32)。

一方、製油関係でも、長岡が県内の中心地であった。『北越石油業発達史』(明42.



最盛期の東山油田

9刊)によれば、41～42年ころの県内製油所は89の多きを数えたが、そのうち宝田石油(株)は長岡に2カ所、新潟に2カ所、柏崎、新津、三島郡にそれぞれ1カ所、合計7カ所の製油所を有していた(日本石油は柏崎、直江津、新津の3カ所)。さらに長岡には、宝田石油(株)のほか、長い伝統を誇る個人経営の製油所が13カ所もあり、長岡は名実ともに石油の町であった。

当時、宝田石油(株)(本社長岡)は、日本石油(株)(本社柏崎)とともに石油界の双壁と称されたが、前者と六十九銀行はきわめて密接な関係にあったと思われる。

宝田石油が明治26年3月に会社組織として発足して以来、42年3月までに合併・買収した会社・組合の主なものは127の多きにのぼった。この間、同社は、数次に

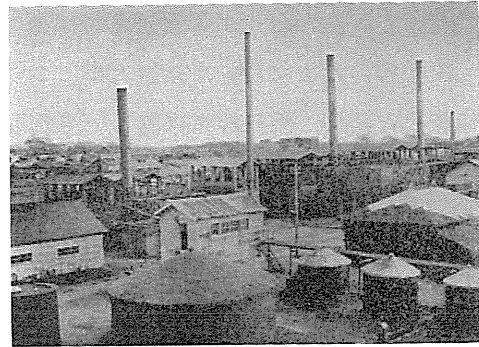
表I-32 県内原油産額・製油産額の推移

年次	原油				製油	
	数量	うち東山油田	価額	うち東山油田	数量	価額
明治31	千石 355	千石 239	千円 670	千円 476	千石 317	千円 1,508
32	545	257	1,441	828	491	3,032
33	838	266	2,201	929	761	4,884
34	1,129	291	2,532	854	1,014	6,159
35	1,065	328	2,866	1,004	976	6,060
36	1,069	337	3,201	1,276	980	7,135
37	1,239	327	3,674	1,309	1,113	8,886
38	1,299	273	4,158	1,277	1,175	8,351
39	1,504	305	4,225	1,363	1,359	10,082
40	1,744	342	4,811	1,528	1,516	14,275
41	1,814	332	7,076	1,911	1,089	13,328
42	1,735	206	7,094	1,567	1,128	13,429
43	1,680	284	6,842	1,573	1,068	9,134
44	1,522	240	6,405	1,379	1,065	9,754
大正元	1,420	230	8,662	1,504	1,036	11,646

(注)：製油は揮発油・灯油・軽油・重油・機械油の合計である。

資料：『北越石油業発達史』、『新潟県産業調査書』、『新潟県総攬』より作成。

わたる大合同によって増資を重ね、35年には資本金が150万円（日本石油240万円）、40年には1,000万円（日本石油と同額）、44年には1,500万円（うち払込1,248万円）と、創業時（1万5,000円）の実に1,000倍の資本金を擁する大会社となった。



宝田石油長岡製油所

このような宝田石油(株)に代表される石油産業の大発展は、当然のことながら、長岡の商工業を潤し、六十九銀行の業績を著しく伸展させたとみなければならぬ。県内他行に比較して六十九銀行の割引手形が多かった理由については、資料の関係で実証できないが、石油関連の資金決裁に手形が多く用いられたのではないかと推測される。

頭取岸宇吉の死去と後継人事

明治43年7月15日、取締役牧口義矩が辞任し、頭取岸宇吉もこのころから臥床していたが、薬石効なく、10月9日に死去し、12日、菩提寺西福寺で遺言に基づいて質素な葬儀が執り行われた。

その生涯のおよそ半ばを六十九銀行の発展に尽くした岸宇吉は、天保10年(1839)、新潟上大川前通四番町、山本平蔵の4男に生まれ、11歳のときに長岡表一ノ町で呉服商を営む岸家の養子となり、傾きかけた家業を立て直した。20歳のころには信州上田縞を仕入れ、練上田と名づけて広く県内に販売するとともに長岡でも試織をし、あるいは、横浜へ出かけて当時まだ珍しがられた唐物品を買い求め、唐物商として次第に地歩を固めた。また、正米十石建米社創設に参画して米穀の売買に奔走したかと思うと、石油に手を伸ばし、北海道開拓にまで関心を示したが、旺盛な事業欲のなかで、その本拠を六十九銀行においていたといえる。さらに岸宇吉は、小林虎三郎(病翁)をはじめとして、福沢諭吉、松方正義、渋沢栄一などから多くのものを学び、銀行経営の指針とした。

松方正義は、「堅実な人であると同時に、自分の主張を一步も曲げなかった」と故人を評し、渋沢栄一は、「感受性の強かった人だ」といい、石黒忠恵は、「包容性に富んでいた」と観察し、子息吉松の言葉をかりると、「その事業はいずれも失敗の連続ではあったが、できるだけ人のため、世のために尽くしたいと願っていたよ

うだ」(『岸宇吉翁』より)と控え目に語っている。

岸宇吉の死去に伴い、後継人事について、取締役長部松三郎、同遠藤六太郎らが協議した結果、銀行経営に詳しい専務取締役松井吉太郎を推挙することに一決した。しかし、松井自身にとっては、いわゆる“余所者”^{よそももの}であることから、応諾することにはいささかためらいを感じ、渋沢栄一に相談したうえ、ようやく就任を決意した。

かくて、43年10月20日、第5代頭取に松井吉太郎が就任した。松井は、旧尼ヶ崎藩士で、大蔵省紙幣寮に勤めたあと、館林の第四十国立銀行に入行し、明治24年、さらに第一国立銀行に転じて秋田支店長となり、同支店の廃止に伴い新潟支店長となったが、その経歴が示すように銀行経営のベテランであった。専務取締役在任中、松井は、老齢の頭取岸宇吉に代わってすでに行務の実権を握り、第一銀行の行風を六十九銀行の経営に移すことに全力を傾けていた。

日露戦争前後の長岡地方の経済金融情勢

明治36年の長岡地方の金融情勢は、一般的な商況不振を反映しておおむね緩慢に推移し、購繭資金の需要期と米穀の取引期日には一時的に繁忙を呈することはあったが、年末にも例年のような繁忙はみられなかった。

37年2月、日露戦争が勃発し、当地方の商況はとみに不振となった。特に織物は、内需の不振から輸出向け羽二重に転業する者が続出した。石油は、4月から9月まで消費税を課せられたため一時市価が3割以上低下したが、8月ころから持ち直し、その後は概して好況であった。

金融は、2月以降、前途の警戒からやや引き締まり気味となり、6月には例年の購繭資金の需要でやや繁忙となった。10月以降、金融は漸次引き締まり、11月には国庫債券応募による資金の流出、12月には年末資金の需要でやや逼迫した。

日本銀行は、12月19日、7月に続いて公定歩合を2厘引き上げて2銭としたが、六十九銀行も貸出金利を2厘方引き上げ、「夫戦時ノ經濟ハ寸前不明ニ屬ス、唯慎重ニ慎重ヲ加ヘテ處スルノ外ナシ」(『第拾四期營業報告書』)の経営方針を掲げて運営に当たった。

これよりさき、5月23日、株主臨時総会において三島郡与板町に支店を設置する案が決議されたが、戦時中の厳しい経営環境からついに実現しなかった。

38年に入ると、金融は、商況の不振が続くなかで、3月末、酒造税の納期と米穀取引のため繁忙となり、6月下旬には購繭資金、国債払込などで逼迫した。その後、

金融は次第に引き締まり、7月には預金・貸出金とも日歩2厘方引き上げた。

9月5日、日露講和条約が調印されたが、賠償金は皆無であった。このため諸株は一斉に暴落した。さらに、春來の天候不順による米の凶作と戦争終結に伴う軍需生産の低下により、財界にはようやく沈静気分があふれるようになった。かくて、一般事業家はすべて前途見送りの態度をとり、中央の金融情勢も緩慢のうちに越年した。

しかし、当地方では、天候不順と下越地方を襲った豪雨のため県内産米が大凶作（前年比38.1%の減収）となり、外国米の輸入が著増したことから資金需要が増大し、金融は終始弛緩することはなかった（表1-33）。特に新潟支店において、外国米に対する資金の需要が旺盛となり、本店は不急の貸出を制限してこれに応じなければならぬほどであった。

39年を迎えても、一般の商況は、前年の不作と戦時の打撃により委縮して振るわず、不景気というほかなかつた。しかし、7月以降、金融緩慢を背景とした株式の暴騰と企業熱勃興により、一般の商工業は、ようやく活況を呈するようになった。

新潟県の主産物である米穀は豊作となり、米価も高騰したため農家の購買力が増大した。石油は引き続き好況を続け、新津油田の産油量は80万石を超え、県内の産油量も初めて150万石に達する盛況であった。織物も久しぶりに活気を取り戻し、

表1-33 県内の米の作付面積・収穫高・米価の推移

年次	作付面積	収穫高	米価（1石当たり）	
			新潟期米 平均相場	指数（明治 30年=100）
	千町	千石	円	
明治31	164	2,810	10.57	98.9
32	163	2,393	8.62	80.6
33	164	2,351	10.35	96.8
34	165	2,645	10.73	100.4
35	161	2,006	11.80	110.4
36	165	2,371	13.08	122.4
37	166	2,668	11.79	110.3
38	165	1,651	11.68	109.3
39	167	2,718	13.34	124.8
40	167	2,631	15.47	144.7
41	167	2,787	15.21	142.3
42	166	2,735	12.55	117.4
43	167	2,561	12.16	113.8
44	168	2,409	15.80	147.8
大正元	169	2,413	18.85	176.3

資料：『新潟県統計書』、『日本米価変動史』より作成。

県内生産額は、38年の約403万円から39年には約76%増の710万円となった。そして、県内総生産額に占める織物生産額は9.6%の比率となり、米穀・石油とともに県内主要物産としての地歩を固めるようになった（表1-34）。

当地方の金融情勢は、年初から回収が多く、2月に入ると公債・株式が暴騰し、加えて石油株の注文が県外から殺到したため、これらの代金流入によってようやく緩和した。

表I-34 県内の米・織物・石油生産額の推移

(単位：千円, %)

年次	米		織物		石油 (原油・製油)		計	県内 総生産額
	生産額	構成比	生産額	構成比	生産額	構成比		
明治37	31,458	52.5	2,664	4.5	12,560	20.9	46,682	59,960
38	19,576	37.0	4,028	7.6	12,509	23.7	36,113	52,855
39	35,340	47.8	7,100	9.6	14,307	19.4	56,747	73,901
40	39,464	43.7	7,447	8.3	19,086	21.1	65,997	90,236
41	41,803	35.2	8,569	7.2	20,404	17.2	70,776	118,680
42	36,733	33.0	8,625	7.8	20,523	18.5	65,881	111,124
43	31,798	31.2	9,434	9.2	15,976	15.7	57,208	101,990
44	39,269	34.2	9,857	8.6	16,159	14.1	65,285	114,748
大正元	48,782	38.3	10,726	8.4	20,308	15.9	79,816	127,498

資料：「新潟県統計書」、「新潟県産業調査書」、「新潟県総攬」、「北越石油業発達史」より作成。

さらに、7月以降9月まで緩慢状態が続き、余裕資金も潤沢であった。10月以降は、米穀取引と諸株式の騰貴によりやや繁忙となったが、金利は依然として低落傾向を続け、12月から預金・貸出金とも2厘方引き下げた。

明治40年代の業況

日露戦争後にはほうはいとして起こった企業勃興熱、投機熱による株式相場の熱狂的騰貴も、単なる人気の現象にすぎなかったため、同年2月末には暴落を演じた。年末にはほぼ38年の水準に低落し、多数の商人や農家は大きな損失を被り、特に権利株の騰貴を目的に計画した泡沫会社などは姿を消していった。このため、銀行はじめ金融界にも大きな影響を及ぼし、ブーム期に融資したものが焦げつき、資金繰りに窮する銀行が続出し、支払い停止や取り付け騒ぎが発生した。

当地方は、幸い銀行の破綻はなかったものの、株式暴落の痛手が大きく、前年、他府県へ売り出した石油株の大部分をさらに高値で買い戻す羽目となり、地方富力を著しく低下させることになった。しかし、県内の一般商工業は、株式暴落の影響をあまり受けず概して順調であった。米穀は、前年の豊作に加えて米価が漸騰したことから移出が増大した。石油は、価格の上昇と新津油田の原油産額増加により近年にない好況であった。織物は、絹・綿とも売れ行き好調で、10月以降の原料系下落の影響も比較的少なかった。

当地方の金融は、株式暴落のため資金が固定化し、金利も次第に上昇した。6月末の成瀬期には繁忙となり、このため繭価が下落するほどであった。その後11月まで静穏に推移したが、年末には銀価の下落とニューヨーク市場の恐慌の影響を受けて、中央市場の資金が逼迫したため、日本銀行の公定歩合2厘引き上げに追随して、

貸出金利を日歩2厘方引き上げた。

41年は、日露戦争後の反動不況の影響を受けて、県内の一般商工業は不況となった。特に織物は、代金回収が渋滞するなど不振が続いた。米穀は、天候の適順から前年比約6%の増収であったが、全国同率の増収であったため米価が漸落し、農家は売り惜しみの状態であった。石油は、日本石油(株)の西山油田における宮川・後谷地帯の深層試掘が奏効し、産油量が激増した。

金融は、8～9月ころまで緊縮状態が続いたが、中央の金融情勢に加えて、9月ごろから産油量増加のため石油株が高騰し、盛んに県外へ売り出されたことから予想外の資金流入があり、次第に緩慢となった。さらに、例年10月以降は米穀資金の需要から相応に繁忙となるのであるが、41年は新穀の出回りが意外に少なく、諸商品の仕入れも控え気味だったことから資金需要は不活発で、12月には預金・貸出金とも金利を引き下げるほどであった。42年には景気の回復が期待されたが、従来の彌縫策から大日本製糖(株)が同年1月に破綻し、同社と関係の深い藤本ビルブローカー銀行が3月に支払いを停止し、さらに大日本水産(株)などの有力会社の失態が相次いで表面化し、株式投資の危険性が痛感されて不況が深刻化した。

当地方の商況は不振を続け、米穀は、前年の残米が豊富なうえ豊作が見込まれたため、米価が漸落して1石10円以内を示すに至った。しかも実収は前年と大差がなかったことから、農家の購買力を著しく減少させることになった。石油は、産油量が減少したうえ売れ行きが鈍化した。織物は、はなはだしく不振で、11～12月ころは一時の高値より2割方下落し、採算がとれなくなった。このため製織を手控え、ようやく1割方引き戻すことができた。石油株は、12月中旬には直取引で日本石油が73円、宝田石油が57円の最低を示した。年末までには約1～2割方引き返したが、なお前年末に比較して4～5割の暴落であった。このため、株式市場はますます消沈した。

金融は、依然として閑散を続け、3月の貸出金利日歩2銭方の引き下げに次ぎ、7月と11月の2回にわたり2厘方引き下げたが、年末にも一時的な繁忙を呈するにすぎなかった。

43年を迎えても、金融は依然緩慢を続け、景気も低迷から脱することができなかった。

当地方の金融は、1月中旬に預金・貸出金とも金利を日歩2厘方引き下げたが、大勢に押されてますます閑散となり、3月ころまでは遊資の運用に苦しまねばなら

なかった。その後、7月に再び預金・貸出金とも2厘方引き下げ、割引日歩を最低1銭6厘と創業以来の最低としたが、資金需要は起こらず、常に多くの余裕資金を抱えざるを得なかった。

44年も、上期中は商況の不振は改まらず、金融もまた緩慢を持続した。

7月の土用を迎えると、天候の不良と東京湾の海しょう、全国各地の暴風・洪水被害のため米価が奔騰し、東京定期米当限相場の最高はついに1石20円10銭の高値を現した。このため、6月以降やや好況をみせていた財界にはわかにかに形勢一変し、株式市場も新安値を示した。しかし、8月、桂首相の挂冠に伴って第2次西園寺内閣が成立し、前途がやや楽観されたことと、豊作気構えから米価が漸落し、東京定期米相場は1石18円台で越年した。

中央の金融情勢は、7月以降次第に緊縮し、9月には海外金利の引き締めから、日本銀行は公定歩合を2厘方引き上げたが、年末に近づくに従って繁忙を告げた。

当地方の商況をみると、県内産米の当地相場は1石14円10銭で始まり、6月末には17円前後の新高値を呼び、農家は値ぼれ売りに傾き、蔵元の売米はほとんど一掃されて市場に上った。9月には正米1石最高19円20銭に高騰したが、年末には17円前後となった。石油は概して好況で、なかんずく、機械油は技術の進歩によって需要が増加した。織物は消長が激しく、春來不振を続け、5月以降は特に絹物が2割前後下落した。8～9月ころには1割から1割5分方値を戻したが、10月中旬から下向いた。

当地方の金融は、例年のように3～4月ころまで多くの余裕資金を有したが、新潟で5月切11万石の米穀の大受け渡しがあり、必要とする資金は170～180万円にも及んだ。この資金のうち114～115万円を六十九銀行が賄ったため遊資は一掃され、なお一時若干の借り入れを行った。6月には新繭資金の需要で金利も小締めりとなったが、一時的・局部的な現象にすぎなかった。しかし、7月以降隔月ごとに定期米の多額な受け渡しが行われたため、金融は次第に引き締めりをみせた。

45年は、金融緩慢時に企画された新規事業への投入資金がようやく固定化して前途が懸念されたが、7月末、明治天皇の崩御により大正と改元、人気は沈静した。さらに8月、名古屋で偽造手形事件が発生し、大阪でも銀行・会社の破綻が続出して預金の取り付けが各地に起こり、金融界は警戒の色を濃くした。このため日本銀行は、2月の公定歩合1厘引き上げに続いて、10月と11月の2回にわたり金利をそれぞれ1厘方引き上げたが、同行の一般貸出は9月以降増勢に転じた。

県内の商況をみると、米穀は、年初来の米価漸騰に伴い4月までに約130万俵が県外に移出されたため在米が払底し、県内の需要を満たせなくなった。このため米価は、前年末1石17円前後であったが月を追って高騰し、6月には正米が23円50銭という破天荒の高値を現した。その後、豊作見越しから8月、9月にかけて期米は最低1石15円40銭にまで下がったが、二百二十日の翌日の台風が全国を荒し、被害が甚大であったため形勢一変、その後、米価は高騰に高騰を重ねて12月20日ころには正米が1石22円80銭となり、乱高下のうちに越年した。

織物は、米価高騰の影響を受けて概して不振であった。売掛金は固定し、夏物の製織も手控えざるを得なかった。11月以降はとみに不振となり、県下の一物産となった内地向け羽二重などは、供給過剰から近年にない安値を呈し、ついに生産を一時休止するに至った。

一方、石油は不況知らずで、わが世の春を謳歌した。3月ころ、外油の在庫が払底したことからいちだんと活況を呈し、価格も強含みであった。その後も好況を持続し、東山原油は、10月から1石8円10銭に値上げしてみぞうの高値を維持した（前年の1石平均価格に対し約4割の値上げ）。

当地方の金融は、年初来、特別の変化がなく順調に推移したが、1月と3月末には期米約8万石の受け渡しがあり、その資金の大部分を六十九銀行が賄ったため一時若干の借り入れを行った。6月には購繭資金の需要から小締めりとなった。その後8～9月ころまで順調に推移したが、10月以降は米価の高騰から多大の資金を要し、11月には近年まれな繁忙となった。このため、10月と12月の2回にわたって預金・貸出金とも金利を日歩2～3厘方引き上げた。

9. 普通銀行転換後における業績の推移

主要勘定の推移

普通銀行に転換後の明治31年から大正元年までの主要勘定の推移は表1-35のとおりである。明治31年から大正元年までの15年間に、預金は6.4倍、貸出金は5倍、有価証券は3.1倍に増加した。ちなみに、新潟銀行（現第四銀行）は同じ期間に、預金は6.4倍、貸出金は5.1倍、有価証券は2倍に増加しており、増加率でみるかぎり、六十九銀行と新潟銀行の預金・貸出金は、それぞれほぼ同率の増加であった。

次に、この期間における業績を振り返ってみたい。

表I-35 主要勘定の推移

(単位：千円，%)

期 末	預 金			貸出金(貸付金+割引手形)				預貸率	有 価 証 券		
	残 高	対前年同期比 増 加 額	同増加率	残 高	うち割引手形	対前年同期比 増 加 額	同増加率		残 高	対前年同期比 増 加 額	同増加率
明治31.下	665	175	35.7	906	23	22	2.5	136.2	278	21	8.2
32.下	1,196	531	79.9	1,453	398	547	60.4	121.5	271	△ 7	△ 2.5
33.下	890	△ 306	△ 25.6	1,565	429	112	7.7	175.8	297	26	9.6
34.下	891	1	0.1	1,381	475	△ 184	△ 11.8	155.0	318	21	7.1
35.下	1,027	136	15.3	1,653	967	272	19.7	161.0	419	101	31.8
36.下	973	△ 54	△ 5.3	1,656	832	3	0.2	170.2	441	22	5.3
37.下	1,023	50	5.1	1,937	866	281	17.0	189.4	452	11	2.5
38.下	1,358	335	32.8	2,632	1,690	695	35.9	193.8	446	△ 6	△ 1.3
39.下	2,807	1,449	106.7	3,939	3,345	1,307	49.7	140.3	448	2	0.5
40.下	2,328	△ 479	△ 17.1	3,379	2,615	△ 560	△ 14.2	145.2	489	41	9.2
41.下	2,245	△ 83	△ 3.6	2,941	2,299	△ 438	△ 13.0	131.0	544	55	11.3
42.下	2,633	388	17.3	2,593	2,038	△ 348	△ 11.8	98.5	670	126	23.2
43.下	3,284	651	24.7	3,901	3,194	1,308	50.4	118.8	804	134	20.0
44.下	3,093	△ 191	△ 5.8	3,896	3,108	△ 5	△ 0.1	126.0	815	11	1.4
大正元.下	3,122	29	0.9	4,389	3,664	493	12.7	140.6	792	△ 23	△ 2.8

(注)：割引手形には荷付為替手形を含む。

(預金の推移)

預金は、明治31・32年の両年で約2.5倍に増加し、32年12月末の残高は初めて100万円の大台に乗り119万6,000円に達した。この2年間の純増額70万6,000円のうち、そのほとんどが特別当座預金と別段預金の著増によるものであった。特別当座預金は、普通銀行に転換後の31年から取り扱うようになったもので、早くも同年6月末には当座預金を上回る好調な滑り出しをみせた。別段預金は32年下期に著増したが、これは当時、ようやく隆盛期を迎えた石油事業の好望から石油株が急騰し、その売買資金が一時的に別段預金に歩留まったものと思われる。

その後、預金は、37年まで商況の不振を反映して伸び悩み、増勢に転じたのは38年以降であった。39年下期に至ると、日露戦争後の投機熱、企業勃興熱を背景に石油株が暴騰し、その株式売却代金の流入が多額にのぼった。さらに米の豊作、石油産額の増大、織物の好況によって預金は急増を示した。同年12月末の預金残高は280万7,000円となり、表1-36に示すとおり、新潟銀行と拮抗するに至った。

40年以降41年上期までは、日露戦争後の反動不況が続くなかで預金は漸減を続けたが、41年下期以降再び増勢をたどり、44年6月末には334万5,000円と明治期のピークを記録した。

預金の科目別構成比の推移をみると、表1-37のとおり、33年下期以降、定期預

表I-36 県内主要3行の預金・貸出金比較 (単位:千円)

期 末	預 金			貸 出 金		
	六十九	長 岡	新 潟	六十九	長 岡	新 潟
明治36.下	973	686	1,958	1,656	1,526	2,675
37.下	1,023	823	1,797	1,937	1,658	2,610
38.下	1,358	1,008	1,931	2,632	1,946	2,870
39.上	1,666	1,093	2,226	2,531	1,983	3,129
下	2,807	2,050	2,869	3,939	2,665	3,541
40.上	2,620	1,738	4,016	3,882	3,210	4,904
下	2,328	1,718	3,675	3,379	3,287	4,990

表I-37 預金の科目別構成比の推移 (単位:千円,%)

期 末	長 期 性 預 金			短 期 性 預 金					残 高 計
	定期預金	貯蓄預金	計	公金預金	当座預金	特 別 当座預金	別段預金	定期預金	
明治31.下	12.3	7.2	19.5	8.6	26.0	39.6	6.3	80.5	665
32.下	13.0	6.7	19.7	5.2	19.2	26.2	29.7	80.3	1,196
33.下	22.6	13.2	35.8	2.6	20.9	31.3	9.4	64.2	890
34.下	24.7	13.7	38.4	0.1	29.3	27.3	4.9	61.6	891
35.下	25.5	14.7	40.2	0.4	21.6	31.7	6.1	59.8	1,027
36.下	26.1	17.7	43.8	0.0	26.7	23.9	5.6	56.2	973
37.下	24.7	19.0	43.7	0.5	27.5	22.2	6.1	56.3	1,023
38.上	28.2	15.7	43.9	0.4	28.6	22.3	4.8	56.1	1,368
39.下	29.8	9.9	39.7	0.4	25.9	13.5	20.5	60.3	2,807
40.下	32.9	13.2	46.1	0.4	22.5	15.0	16.0	53.9	2,328
41.下	27.1	17.3	44.4	0.4	28.0	18.7	8.5	55.6	2,245
42.下	28.4	19.5	47.9	0.4	30.1	17.0	4.6	52.1	2,633
43.上	27.5	22.5	50.0	0.3	30.1	14.6	5.0	50.0	2,818
44.下	32.4	22.1	54.5	0.2	27.0	11.6	6.7	45.5	3,093
大正元.下	33.4	23.8	57.2	0.3	28.8	11.0	2.7	42.8	3,122

(注)：1) 公金預金には、国債元利預金・県金庫預金(為替方預金)・新潟県土木公債預金・新潟県債元利預金を含む。

2) 別段預金には預金手形を含む。

金が次第にその構成比を高め、大正元年下期末には33.4% (残高104万円) と総預金の1/3以上を占めるようになったのが特徴的である。一方、貯蓄預金は、残高で每期順調な増加を続け、43年上期以降、その構成比は20%を上回るようになった。かくて、定期預金と貯蓄預金を合算した長期性預金の構成比は、43年上期以降常に50%を超えるに至った。

定期預金に次いで高い構成比を占めたのは当座預金であった。32年下期末には別段預金が急増したことから構成比は20%を割ったが、その後はおおむね20~30%の安定した推移を示した。

また、特別当座預金は、35年下期まで30%前後の高い構成比を占めたが、定期預

金や貯蓄預金への移行などもあって36年以降その構成比は次第に低下し、大正元年下期末には11.0%を占めるにとどまった。

公金預金の構成比は、32年下期まで5%を下回ることにはなかったが、34年4月から長岡・三条・与板・小千谷・十日町・六日町の県支金庫事務を新潟県農工銀行に譲り渡したため公金預金が減少し、その構成比も0.4%前後を占めるにすぎなくなった。

(貸出金の推移)

貸出金は、32年6月末に初めて100万9,000円と100万円の大台に乗せたあと、同年12月末には145万3,000円に急増した。これは、石油の販路拡大による資金需要の増大が大きな要因であった。その後、34年には恐慌の影響で貸出金は減少したものの、石油の好況を背景に39年上期まで漸増を続けた。

39年下期に至り、日露戦争後の好況を反映して貸出金は著増を示した。39年12月末残高は、同年6月末に比較し140万8,000円(55.6%)増加して393万9,000円となり、新潟銀行、長岡銀行をそれぞれ39万円、127万円上回り、県内銀行のトップを占めた。これは、石油・織物の好況に加えて、米価の高騰と豊作により米穀取引が増大したことと、諸株式の熱狂的な高騰により株式購入資金の需要が多額にのぼったことなどが要因であったと思われる。

40年以降42年まで、日露戦争後の反動不況が続くなかで貸出金は漸減を続け、42

表1-38 貸出金の科目別残高と構成比の推移

(単位：千円、%)

期 末	貸 付 金		当座預金貸越		割 引 手 形		荷付為替手形		残高合計
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比	
明治31.下	443	48.9	440	48.6	17	1.9	6	0.6	906
32.下	367	25.3	688	47.3	331	22.8	67	4.6	1,453
33.下	386	24.7	750	47.9	420	26.8	9	0.6	1,565
34.下	309	22.4	597	43.2	471	34.1	4	0.3	1,381
35.下	327	19.8	358	21.6	963	58.3	5	0.3	1,653
36.下	365	22.1	459	27.7	827	49.9	5	0.3	1,656
37.下	580	29.9	491	25.4	848	43.8	18	0.9	1,937
38.上	559	24.3	527	22.9	1,168	50.9	43	1.9	2,297
39.下	189	4.8	405	10.3	3,120	79.2	225	5.7	3,939
40.下	185	5.5	579	17.1	2,487	73.6	128	3.8	3,379
41.下	113	3.8	529	18.0	2,146	73.0	153	5.2	2,941
42.下	185	7.1	370	14.3	1,943	74.9	95	3.7	2,593
43.上	235	6.8	389	11.3	2,702	78.1	132	3.8	3,458
44.下	250	6.4	538	13.8	2,946	75.6	162	4.2	3,896
大正元.下	234	5.3	491	11.2	3,486	79.4	178	4.1	4,389

表1-39 貸付金・当座貸越の担保別構成比の推移

(単位：千円、%)

期 末	有 価 証 券				商 品	不 動 産	信 用	残高合計
	公債	社債	株式	計				
明治31.下	1.9	—	18.7	20.6	4.2	28.4	46.8	883
32.下	4.7	0.2	15.3	20.2	13.7	23.7	42.4	1,055
33.下	3.5	0.9	31.2	35.6	7.2	22.2	35.0	1,136
34.下	0.9	0.8	57.8	59.5	0.5	26.4	13.6	906
35.下	0.1	1.4	30.9	32.4	0.1	38.1	29.4	685
36.下	0.5	0.3	30.4	31.2	0.1	39.7	29.0	824
37.下	0.6	0.4	54.5	55.5	0.1	31.1	13.3	1,071
38.上	1.3	1.2	45.7	48.2	2.1	28.8	20.9	1,086
39.下	4.4	2.4	43.8	50.6	3.6	26.2	19.6	594
40.下	17.3	0.6	39.2	57.1	8.8	18.7	15.4	764
41.下	2.3	3.6	55.7	61.6	5.6	18.1	14.7	642
42.下	6.9	2.6	46.7	56.2	1.7	22.8	19.3	555
43.上	7.3	2.3	49.3	58.9	4.7	18.2	18.2	624

(注)：明治43年下期以降は、資料を欠き不詳。

年12月末残高は259万3,000円となり、38年12月末の水準に戻った。その後漸増して、44年6月末には451万円と明治期のピークを記録したが、44年下期・45年上期末とも380万円台に落ち込み、大正元年12月末にようやく438万9,000円とピーク時に近づいた。

次に、貸出金の科目別残高と構成比の推移をみると、表1-38に示すとおり、割引手形の構成比が32年以降急速に高まり、39年以降70%台の高率を維持したことが特色として挙げられる。このことは既出（「割引手形の増大と貸し出し面の特色」）で触れたとおりであるが、一方、貸付金は、39年12月末に残高が著減したあと20万円前後に推移し、構成比も6%前後の低率を占めるにすぎなくなった。また当座貸越は、好・不況を反映して期末残高の増減が著しいが、40~60万円前後で推移しており、39年下期以降、その構成比は20%を上回ることはなかった。荷付為替手形は、39年下期以降急増し、期末残高は10~20万円前後で推移したが、割引手形に比較すれば微々たるものであった。荷付為替手形の増大は、新潟支店開設（明38.6）により米の荷為替が増加したことと、石油および株式の荷為替が増加したことによるものと思われる。

さらに、貸付金・当座貸越の担保別構成比の推移をみると、表1-39に示すとおり、株式担保の構成比が34年以降50%前後を占めるようになった。これは、石油株を担保とするものが多くなったためである。

不動産担保の構成比は、35~37年には30%を上回っていたが、38年以降は漸落し、

43年6月末には18.2%を占めるにすぎなくなった。

信用貸も、31年以降33年までは最も高い構成比を占めていたが、34年から漸落し、43年6月末には不動産担保と同率の18.2%に低下した。

(有価証券の推移)

有価証券は、明治31年から大正元年までの15年間に53万5,000円の純増を示し、大正元年12月末残高は明治30年12月末残高に対し3.1倍となった。

有価証券の科目別構成比の推移をみると、表1-40に示すとおり、平均して国債の構成比が最も高く、株式と社債がこれに次ぎ、最も低かったのは地方債であった。しかし、37年下期末には株式の構成比が国債を上回り、39年下期から41年下期までは社債の構成比が株式を上回るなど、区々な動きを示しているのが特徴的である。

国債の構成比は35年下期から40年下期まで30%台に低下するが、これは、国債の期末残高がほぼ横ばいに推移するなかで株式と社債の保有が漸増したためである。しかし国債は、42年下期にその保有が急増したあと漸増を続け、大正元年末の構成比は73.0%を占めるに至った。

株式の構成比は、33年下期から38年上期までその保有が漸増し、37年下期末と38年上期末には30%を上回ったが、39年下期の株式高騰時に売却が多額にのぼったことや、私設鉄道の国有化に伴う私鉄株の償還が相次いだことなどから残高が著しく減少し、大正元年末には5.3% (残高4万2,000円) の構成比を占めるにすぎなくな

表1-40 有価証券の科目別構成比の推移

(単位：千円、%)

期 末	国 債	地 方 債	社 債	株 式	残高合計
明治31.下	62.0	—	12.2	25.8	278
32.下	58.8	5.4	17.6	18.2	271
33.下	53.9	4.9	16.0	25.2	297
34.下	46.6	4.4	20.2	28.8	318
35.下	35.3	20.9	15.4	28.4	419
36.下	32.6	16.1	22.5	28.8	441
37.下	31.4	15.8	21.0	31.8	452
38.上	36.5	13.7	18.5	31.3	500
39.下	38.7	13.0	30.9	17.4	448
40.下	37.1	11.0	28.7	23.2	489
41.下	44.2	3.7	29.2	22.9	544
42.下	70.6	4.3	6.0	19.1	670
43.上	71.6	3.9	11.8	12.7	742
44.下	71.0	11.9	10.5	6.6	815
大正元.上	73.0	11.7	10.0	5.3	792

った。

一方、社債の構成比は、北越鉄道社債の保有が漸増したため、39年下期末には30%を上回るようになったが、同社の国有化に伴い、42年下期に額面で12万4,000円の償還が行われたことから、同年下期末の構成比は6.0%に低下した。その後、43年上期に東京人造肥料社

債を額面で5万円（実価4万7,500円）引き受けたことから、構成比も10%前後を占めるようになった。

地方債の保有は、32年上期に新潟県土木公債を額面で1万5,000円（実価1万4,640円）を引き受けたのが最初で、35年下期には新潟県整理公債を額面で4万7,400円（実価4万7,812円）引き受けたことから、同期末の構成比は20.9%に上昇した。その後、償還が続いたため構成比も次第に低下したが、44年に新潟市水道公債を額面で7万8,000円（実価7万7,715円）引き受けたため、再び10%台に復した。

収益の推移

（収益状況の推移）

明治31年下期から大正元年下期までの15年間の収益状況の推移は表1-41に示すとおりである。経常利益は、この期間に4万円から8万6,000円と2.2倍に増加した。

38年上期までは自己資本が運用資産の過半を占め、預金利息の支払いが少なくてすんだことから、経常収支率は50%を上回ることがなかった。しかし、39年下期以降、預金が払込資本金を大幅に上回るようになったため、経常収支率は次第に上昇して60%を上回るようになり、大正元年下期には68.0%となった。

表1-41 収益状況の推移

（単位：千円、%）

期 別	経常収入	経常支出	経常利益	経 常 収 支 率	運 用 資 産		自 己 資 本		配当率 (年率)
					期末残高	利益率	期末残高	利益率	
明治31.下	80	40	40	50.0	1,184	6.8	710	11.3	7.0
32.下	80	40	40	50.0	1,724	4.6	724	11.0	8.0
33.下	118	58	60	49.2	1,862	6.4	918	13.1	9.2
34.下	107	42	65	39.3	1,699	7.7	1,114	11.7	9.2
35.下	116	51	65	44.0	2,072	6.3	1,132	11.5	9.2
36.下	105	45	60	42.9	2,097	5.7	1,410	8.5	8.0
37.下	116	51	65	44.0	2,389	5.4	1,423	9.1	8.0
38.上	122	58	64	47.5	2,796	4.6	1,430	9.0	8.0
39.下	189	117	72	61.9	4,387	3.3	1,725	8.3	8.0
40.下	236	146	90	61.9	3,868	4.7	1,750	10.3	8.0
41.下	244	142	102	58.2	3,485	5.9	2,044	10.0	8.0
42.下	229	144	85	62.9	3,263	5.2	2,084	8.2	8.0
43.上	212	142	70	67.0	4,199	3.3	2,099	6.7	7.0
44.下	247	165	82	66.8	4,711	3.5	2,144	7.6	7.0
大正元.下	269	183	86	68.0	5,181	3.3	2,166	7.9	7.0

（注）：経常利益＝経常収入－経常支出

経常収入＝利息＋割引料＋手数料＋有価証券利息＋株式配当金

経常支出＝利息＋割引料＋手数料＋税金＋給料＋旅費＋當繕費＋雑費

経常収支率＝経常支出÷経常収入

運用資産利益率＝経常収入×2÷（貸出金＋有価証券）

自己資本利益率＝経常収入×2÷（払込資本金＋諸積立金）

また、運用資産に対する経常利益の比率は、34年下期の7.7%をピークに運用利回りの低下から次第に低下傾向をたどり、43年上期以降3%台の低率となった。しかし、預金の増加による資金量の増大によって利鞘の縮小を補い、経常利益は、39年下期以降7万円を下ることはなかった。

(利益金処分状況の推移)

明治31年下期から大正元年下期までの利益金処分状況の推移は表1-42に示すとおりである。

当期純益金は、資金量の増大に伴い41年下期まで順調な増加を続け、41年下期には10万1,000円とこの期間のピークを計上した。しかし、運用利回りの低下と預金コストの上昇から利鞘が縮小し、43年上期以降、当期純益金は8万円台で推移した。

また、この期間の配当率の推移をみると、32年から42年まで8%を下ることはなかったが、43年以降7%に低下した。しかし、これは低金利を背景としたもので、業績の悪化によるものではなかった。

一方、積立金は、每期順調に増加し、大正元年下期末には32万8,000円と払込資本金の17.9%を占めるようになった。

表1-42 利益金処分状況の推移

(単位：千円、%)

期 別	当 期 純益金	社 外 流 出					社 内 留 保			
		配当金	配当率	賞与金	計	流出率	諸積立金	繰越金増減	計	留保率
明治31.下	38	25	7.0	2	27	71.1	9	2	11	28.9
32.下	38	28	8.0	2	30	78.9	7	1	8	21.1
33.下	59	40	9.2	3	43	72.9	16	—	16	27.1
34.下	63	48	9.2	3	51	81.0	9	3	12	19.0
35.下	64	48	9.2	3	51	79.7	10	3	13	20.3
36.下	62	53	8.0	3	56	90.3	7	△1	6	9.7
37.下	61	53	8.0	3	56	91.8	7	△2	5	8.2
38.上	65	53	8.0	3	56	86.2	7	2	9	13.8
39.下	78	63	8.0	5	68	87.2	10	—	10	12.8
40.下	91	63	8.0	5	68	74.7	15	8	23	25.3
41.下	101	74	8.0	6	80	79.2	20	1	21	20.8
42.下	95	74	8.0	6	80	84.2	15	—	15	15.8
43.上	85	64	7.0	5	69	81.2	15	1	16	18.8
44.下	87	64	7.0	5	69	79.3	15	3	18	20.7
大正元.下	86	64	7.0	5	69	80.2	17	—	17	19.8

(注)：当期純益金＝当期利益金－(前期繰越金＋諸積立金戻入)

社外流出率＝(配当金＋賞与金)÷当期純益金

社内留保率＝{諸積立金＋(後期繰越金－前期繰越金)}÷当期純益金

第3節 長岡銀行の創立



1. 新銀行設立の波動

銀行新設の動機

鉄道事業をはじめとし、紡績業、鉱山業などに新規企業設立の機運が起こったのは明治19年後半からである。そして鉄道事業については、20年5月、私設鉄道に関する最初の立法である私設鉄道条例が公布され、21年には山陽鉄道会社、九州鉄道会社などが設立された。東海道線新橋・神戸間が全通したのは22年7月、日本鉄道会社（明14設立）による上野・青森間が全通したのは24年9月であった。

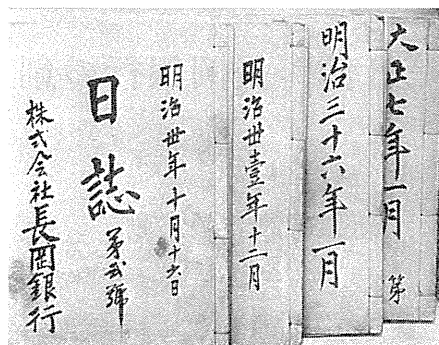
明治25年6月21日、政府による幹線鉄道の建設、公債募集による費用の調達、さらに将来における私設鉄道の買収を盛り込んだ鉄道敷設法が公布された。そして27年、私設鉄道会社による直江津・新潟間の鉄道敷設が認定されるに及び、新潟県内の鉄道誘致に奔走していた前島密、渋沢栄一、大倉喜八郎、銀林綱男、山口権三郎、久須美秀三郎、岸宇吉らは、同年4月、北越鉄道株式会社の「起業目論見書」を立案、本社を東京・日本橋倶楽部に置き、支社を新潟に設け、資本金を370万円とし、直江津を基点に、柏崎～長岡～三条～加茂～新津を経て新発田に至る本線と、新津から分岐して沼垂に達する98マイル45チェーン（約157キロメートル）の鉄道を敷設する計画をたてて出願した。

もともと、この区間については、21年に出了願したが不許可となり、鉄道局で独自に21年から22年にかけて実測を行い、23年11月の第1通常議会で直江津既成線を延長し、柏崎間の施設費100万円を政府案として提出した。しかるに、信越線案、上越線案、それに海岸線案が激しく対立して収拾がつかず、この渦中に巻き込まれて北越鉄道案はあえなく否決されてしまった。そこで、翌24年の第2通常議会にも再び上程するよう貴衆両院に請願したが進展をみず、かくて、上述の出了願となった。

幸い、27年12月12日に本免許が下付され、いよいよ創設への歩を踏み出すことになり諸般の準備が進められたが、29年2月20日、新潟市において北越鉄道線の臨時株主総会が開かれたとき、はしなくも県央長岡に第六十九国立銀行のほかもう1行新設してはどうかと論議されたのを動機に、銀行新設がにわかに具体化したのだっ

た。長岡銀行創立事務所『日誌』第1号（明29.2.25付）はその経緯を次のように記述している。

「新潟市ニ於テ北越鐵道會社株主臨時總會ノ開設アリ。北越ノ資産家多ク是ニ列ス。此際一タ大塚益郎・久須美秀三郎・澁谷初次郎・澁谷善作ノ四氏某所ニ會スルアリ。談適々長岡ニ於テ一銀行ヲ設立スルノ件ニ及ブ。而シテ社會現時ノ形勢ト北越將來ノ氣運トハ期セズシテ諸氏ノ意見ヲ同一ナラシメ、四氏即チ三月十日長岡ニ日本石油會社臨時總會ノ開設アリ、縣下資産家ノ來リ會スルノ機ヲ以テ更ニ再會熟議スベキ事ヲ約セラル。」



日誌

創立委員らを選定

明治29年3月11日、前約に基づいて、久須美秀三郎、大塚益郎、澁谷善作、野本松二郎らが長岡市内敦賀屋で会合したが、この集まりに山口権三郎は、再三の誘いを受けて出席した。

山口権三郎は、山口平三郎を父として天保9年（1838）6月、刈羽郡小国郷八石山の麓横沢村に生まれ、幼年には亀治といい、11歳のときに上ノ山藩から庄屋見習役を拜命、次いで大庄屋格を許された。明治に入ると、県内で結成された改進黨に加わってその中心として活躍し、12年6月には府県会規則による初めての県会議員選挙に刈羽郡から推されて当選、翌13年に第2代県会議長となって以来、第4代・第6代議長を務めるなど政治に少なからぬ興味を抱いていたようである。

一方、新潟第四・高田第百三十九国立銀行取締役に就任したほか、日本石油会社の設立、あるいは北越鉄道(株)の設立に奔走し、経済界進出の足場を固めつつあった。その矢先、23年7月に行われた第1回総選挙に刈羽郡から強引に出馬を促されて立候補したが、惜敗した。以後は、30歳の若さの日本石油会社初代社長内藤久寛の後盾となり、同社の付属事業として新潟鉄工所の設立や水力電気事業をも手がけるなど、持ち前の鋭い洞察力と先見性を駆使して斯業の発展をもたらしたばかりでなく、後述するように、長岡銀行の初代頭取に推挙されて65歳で死去するまでその発展に尽力した。権三郎の嫡男達太郎が続いて第2代頭取、達太郎の令嗣誠太郎が第

3代頭取と父のあとを受け継いだことからみて、明治から昭和期にかけて長岡銀行と山口家は深いかわりがあった。

さて、敦賀屋における会合では、金融市場を円滑にするため新銀行を設立することを前提に話題が絞られ、資本金を50万円とし、県下に広く株主を勧誘することを決定し、さらに取締役、支配人の選定についても相談して大綱について意見の一致をみた。翌12日、再び会合のうえ、各自の持ち株のほか株式募集者の人選を話し合い、定款の策定なども協議し、3月25日に再会して設立発起認可申請書を大蔵大臣に提出することを決定、その25日、裏町能登屋に会して案を煮詰め、とりあえず地域ごとに株式を募集することにし、創立にかかわる委員を次のように選定した。

創立委員…山口権三郎、大塚益郎、久須美秀三郎、渋谷初次郎、渋谷善作、星名佐藤治、長谷川儀左衛門、三輪潤太郎、広川莊二、川上淳一郎、野本松二郎
 常務委員…大塚益郎、久須美秀三郎、渋谷善作、広川莊二、川上淳一郎、広井一定款
 その他起草委員…渋谷善作、広井一

29年3月28日、野本松二郎、渡辺清松、小坂松五郎、酒井由蔵、覚張治平、遠藤清平ら市内の重立つ45名を真澄亭に招き、久須美、大塚から、仮定款の要領ならびに銀行創設の意図が述べられた。その内容を『日誌』第1号から摘出すると、「膨張的日本ノ将来」を考え、ことに鉄道の敷設のほか新潟築港の完備、さらには石油事業はまさに旺盛をきわめつつあって、北越今後の発展は期して待つべきものがあり、このとき、市内に1カ所くらい銀行の新設は必要欠くべからざるものと思われる。側聞するに、東京の安田銀行、あるいは新潟の第四国立銀行が長岡に進出する意図ありとか。長岡銀行新設の計画に対して、「長岡銀行ハ六十九銀行ト競争センカタメニ起シタルモノナラサルカヲ疑ハントスルモノ、如シ」との世評がないでもない。しかし、それは「他ヲ誣^ウユルノ甚シキモノナリ」と記述し、長岡銀行としては、あくまで「国立銀行ヲ師トシ兄トシ其教示ヲ受ケ、友愛ヲ保チ相提携セン事ヲ希望スルモノナレハ同行ニ関係アル諸君ハ殊ニ懇親ヲ願ハサル可ラス」うんぬんである。

翌29日付『日誌』第1号に、「朝来長岡市中ヨリ予約申込ヲナス者踵ヲ接シテ来リ、正午既ニ満株トナリタルニ付、不得已以後ノ申込ヲ謝絶スルニ至ル」と記述するように、人気はまさに上々であった。

新銀行設立にあたって、世間から“鵜蚌^{いっぽう}の争い”，つまり、しぎとはまぐりが争ううちに第三者に漁夫の利を占められる，という例えのとおりになりはしないかとの風説が流れて発起者の神経をひりつかせ、あえて「国立銀行ヲ師トシ兄トシ其教示ヲ受ケ」といわしめた。そして後日、第六十九国立銀行が「国立銀行営業満期前特別処分法」によって株式会社六十九銀行に転換するにあたり、第2節で触れたように、一株主から頭取に対して特別財産に関する帳簿検閲請求の訴訟が提起されたが、その際、長岡銀行の首脳陣は口をそろえて六十九銀行を責め、そこには追いつき追い越せの対抗的意識をあらわにみせ、意気軒昂たるものがあつた。このことは後述することにして、創立事務のふくそうにつれ、仮事務所の敦賀屋では手狭のため、3月30日、裏一ノ町遠藤清平方に移転し、設立に向かって準備を進めた。

前評判上々

新銀行の出現は、地元長岡はもとより、新潟県内に大きな期待を抱かせた。株式募集の「予約申込ヲナス者尚ホ引キモ切ラズ。謝絶ノ申訳ニ忙ガシ」とは、明治29年3月31日付の『日誌』第1号の記事だが、このように前評判の高いことから、4月8日、敦賀屋に山口権三郎、久須美秀三郎らが集まり、資本金を予定の50万円から70万円に増額する可否について協議した。しかし、仮定款も50万円として発表したことでもあり、50万円説が多数を占めた。そのおり、新潟において株式募集中の大塚益郎から、「募集上の勢いやむをえず、70万円にせよ」との強硬電報が入るなどで決定をみるに至らず、あらためて同月10日、山口権三郎、大塚益郎、渋谷善作、広川莊二、関矢橋太郎、星名佐藤治、川上淳一郎らが会合して審議した結果、当初のとおり資本金を50万円にすることにし、同月13日、調整済みの設立発起認可申請書、目論見書、仮定款を広井一が携行し、長岡町役場および古志郡役所に出向いて大蔵大臣に提出の手続きをとった。設立発起認可申請書は、次のとおりである。

株式會社長岡銀行設立發起認可申請書

今般私共發起致、新潟縣古志郡長岡町大字長岡裏一之町五十二番戸ニ於テ株式會社長岡銀行ヲ設立致、別紙定款ニ基キ營業致度。尤、御規則ノ儀ハ遵守可仕候間、御聽許爲被下度此段申請候也。

明治二十九年四月十日

新潟縣刈羽郡横澤村 山口 権三郎

新潟縣三島郡片貝村	大塚益郎
同 縣三島郡小島谷村	久須美秀三郎
同 縣南蒲原郡郷分村	澁谷初次郎
同 縣三島郡宮本村	廣川莊二
同 縣中魚沼郡上野村	星名佐藤治
同 縣三島郡與板町	三輪潤太郎
同 縣南蒲原郡郷分村	澁谷善作
同 縣三島郡與板町	大橋小左衛門
同 縣三島郡塚山村	長谷川儀左衛門
同 縣古志郡山本村	鈴木義延

大藏大臣 子爵 渡邊國武殿

長岡銀行創立の企画、さらには創業初期における経営の中核として責めを負ったのは渋谷善作であり、次いで広井一であろう。刈羽郡新道村（現柏崎市）出身の渋谷は、文久3年（1863）10月10日の生まれで、南蒲原郡葛巻村（現見附市）素封家渋谷権之助の養子となり同家を継いだ。明治10年に長岡学校に入学、次いで慶応義塾に進み、京都同志社で学んだのち教師を志して教壇に立った。日清戦争後、経済界の動きに関心を抱き、一転して長岡銀行の設立を思い立ち、ここを足場に地元実業界に進出を試み、あるいは初代長岡市会議長に推され、4期連続して就任するなど声望の一端がうかがわれる。また広井は、慶応元年（1865）9月11日、古志郡二十村郷東山村大字小栗山広井十三の子として誕生、長岡学校、慶応義塾から東京専門学校に転じ、研究より実行へと若い血をたぎらせ、越佐毎日新聞社（北越新報社の前身）主筆から政治活動に転じ、中央の改進黨を母体とする同好会に参加して明治26年2月に県会議員に当選し、やがて、渋谷とともに長岡銀行の創設に専心した。

設立発起認可申請書提出後、郷土出身者で在京中の衆議院議員波多野伝三郎を通じて認可の促進方を図った。しかるに、なにゆえに遅滞しているのか、申請書の処理がいっこうに進まない。『日誌』第1号の5月27日付によると、長岡銀行の関係者で県会議員の広川莊二、鈴木義延、広井一がたまたま臨時県会のため出県中であることから、とりあえず「県庁へ出頭シ、小野塚属ニ面会シ、銀行ノ件ヲ談ジタルニ、調査ヲ要スル事アリ、古志郡役所へ照会中ナレバ、右ノ書類到着ノ上ハ二日内ニ大藏省へ進達スベシトノ事ヲ答ヘラル。毎度ナガラ地方庁ノ事務ノ遅緩ナルハ驚クノ外ナシ」と嘆じている。とにかく、古志郡役所に対して速やかに調査書を提出

するよう督促し、ようやく29年5月30日に書類が県庁に届き、直ちに大蔵省に進達された。

行名確定の経緯と発起認可

ところが、明治29年6月16日、浅田県知事を通じて古志郡役所に申し越しがあり、大蔵省では、「長岡銀行」という名称は既存の長岡第六十九国立銀行と紛らわしく好ましくないの、他に適当な名称を付けるように、とのことであった。というのは、これまで第六十九国立銀行という長い呼び名になじみがたく、地元では専ら“長岡の銀行”と呼び慣らされ、それがいつの間になまって“長岡銀行”でまかり通っていた。

名称について大蔵省から“待った”をかけられて、いささかあわてたのは発起人たちである。急ぎ対策会議を開くことになるのだが、おりから、東京の安田銀行で為替掛に編入されて銀行業務を見習い中の渋谷善作から、山口権三郎、広川荘二、久須美秀三郎にあてて、商売敵の第六十九国立銀行と対立の様相が見え始め、長岡銀行の名称をあくまで固執すると大蔵省のあらぬ疑いが深まり認可が遅れるばかりだから、むしろこの際、速やかに名称を“越後銀行”か“北陸銀行”に変更してはどうか、との書信が届いた。

6月19日、山口権三郎、久須美秀三郎、広川荘二、広井一が集まり、渋谷の書信を中心に善後策を協議したが、あくまでも名称は変更しないことに決し、上申書を作成して宮地古志郡長に提出した。その骨子は、「従前長岡町ニハ一銀行サヘ無之事故、長岡銀行ト申セバ第六十九国立銀行ノ事ト推知シ得ベキニ付、第六十九国立銀行ト呼バズシテ間々長岡銀行ト略稱スル者モ有之候得共、實際ノ取引上ニハ長岡銀行ノ名ヲ以テシタル者アルヲ聞カズ。故ニ二個ノ銀行設立開業ノ上ハ、漫然第六十九国立銀行ヲ長岡銀行ト略稱スルガ如キコト決シテ無之ノミナラズ、取引上紛敷コト更ニ無之ト確信致候」うんぬんである。

幸い、上申書は、そのまま大蔵省の承認を得た。29年7月9日付『新潟新聞』は「長岡銀行設立発起認可」と題して、「刈羽郡横沢村山口権三郎氏外十名の発起に係る長岡銀行発起の件は此程其筋より認可せられたり」と報じたが、長岡在住の発起人たちは、この報道によって認可されたことを初めて知った。そして、遅ればせながら翌10日午後、在京中の久須美、渋谷(善)から創立事務所あてに、「去ル四日附ヲ以テ長岡銀行ハ認可セラレタリ」の電報が入り、同月15日、次の認可書が到着

した。

第一三四二號

新潟縣刈羽郡横澤村大字横澤第四十四番戸

株式會社長岡銀行設立發起人

山口權三郎

外十名

株式會社長岡銀行設立目論見書及假定款ヲ審査シ、其發起ヲ認可ス。

明治二十九年七月四日

大藏大臣 子爵 渡邊國武

7月17日、久須美、広川、三輪らは、発足への事務の段取りを協議し、まず、8月5日に発起人会を開いて証拠金の整理や申合規約を検討、引き続いて、翌日には創業総会に提出する議案を確認した。

第1回創業総会開く

明治29年8月19日午後1時、上田町願浄寺において第1回創業総会が開かれた。当日の出席株主は133名(株数4,976株)、委任株主は143名(株数2,951株)であった。

発起人を代表して久須美秀三郎があいさつし、次いで、株主の賛同を得て山口權三郎が座長席に着いて議事に移り、創立委員代表渋谷善作から創業経過の報告が行われ、続いて、7章43条の定款を議定し、創業費のほか取締役俸給(年額100~500円)ならびに監査役年報酬(50円)を原案どおり可決したのち、取締役7名の選挙が行われ、次のように決定した。

山口 權三郎	4,637 票
久須美 秀三郎	4,401 票
大塚 益 郎	4,185 票
渋谷 善 作	4,014 票
広 川 莊 二	3,581 票
星 野 伊三郎	3,424 票
川 上 淳一郎	3,357 票

次に、監査役選挙では、三輪潤太郎（4,000票）、星名佐藤治（3,700票）、太刀川了居（3,635票）、覚張治平（3,533票）、渋谷初次郎（3,528票）が当選した。役員に選出される資格としては、取締役は長岡銀行の株式60株以上、監査役は30株以上を所有する者と定められていた。そして、取締役および監査役の被選挙権者は91名を数えたが、その多くは、地主と各種問屋などの地場商人が中心であった。

翌8月20日、同じく願浄寺において第1回取締役会を開き、山口権三郎を頭取、大塚益郎と星野伊三郎を専務取締役、渋谷善作を取締役兼支配人に互選して首脳人事を確定し、8月29日に設立願書を県庁に提出、大蔵省あて発送の手続きを終了した。

渋谷善作は、銀行事務調査のため8月30日に上京した。そして、前々から安田銀行支配人若菜福朗の指導を受けていたこともあって、引き続き若菜の助力を仰ぎ、9月2日付の書簡で、次のように、開業に伴う事務その他についての所信を山口権三郎らに伝えた。

- 一、着後ハ昨一日ヨリ安田銀行へ日勤致居申候。
- 一、別紙計算組織出来仕候間入貴覽候。御三君御覽濟之上ハ乍御手数早速御廻送被下度奉願上候。数枚浄書之閑無之故ナリ。他之諸君へハ追々入御覽申度候。右ハ経験家諸氏之是認スル所ニ御座候間、諸賢台ニ於テモ御是認願上候也。
- 一、開業後ニ至て計算係となるべき者一人必要に御座候故、若菜氏に相談中ニ御座候。只今何分人不足故何とも申上兼候へ共、若シ見當り候ハゞ御相談を仰ぎ可申候間、此段御合置被下度奉願上候。
- 一、帳簿ハ別紙記載之中國元にて出来候者を除き、本日代金積り立を命し申候。多分二百圓内外と存候。何れ後報可仕候。當座通帳・同小切手・別口通帳をも同時に注文之積リニ御座候。
- 一、明日頃大蔵省へ出願、願立ノ様子を見度存候。當地ノ例より見るも、時々督促せずんバ矢張り際限なしと之事ニ候。

そして、渋谷によって業務体系が立案されて、後日そのまま採用のうえ、貸付、預金、計算、為替、庶務、出納の6係が置かれた。参考までに、各係に備えた主な帳簿をみると次のとおりである。

貸付係…貸附金元帳 割引手形元帳 雑勘定記入元帳
 預金係…当座預金元帳（当座預金貸越を含む） 別口当座預金元帳 定期預金元帳 別
 段預金元帳 振出手形記入元帳 預ヶ金元帳 借入金元帳
 計算係…総勘定元帳
 為替係…他店勘定元帳 支払送金手形記入帳 荷為替手形記入元帳 諸取立手形記入元
 帳
 庶務係…諸雑費内訳帳 所有地所・家屋・什器元帳 株主勘定元帳 株式番号元帳 諸
 株式売買元帳 地金銀売買元帳
 出納係…金銀有高帳

2. 長岡銀行の誕生

設立許可書入手

明治29年9月3日、渋谷善作は、大蔵省に出向き、先に提出した設立願書がどの
 ように進展しているか確認したところ、30株不足のため却下するとのことだった。
 寝耳に水の出来事を知り、渋谷は、直ちに山口権三郎にあてて「カブタラス、サゲ
 ラル」と電信した。この電報を受け取った地元でも驚き、株式申込陳述書の原簿に
 ついて念入りに当たったものの、間違いを発見することができず、「ゲンボフソク
 ナシ、シラベヨ、イサイイフビン」と打電した。渋谷は、再度大蔵省に出向いて係
 官に面会したが、近日中に県庁から返送されるはずだから訂正のうえ提出するよう
 にとの話であった。

一方、長岡では、この却下は関係書類そのものの不備なのか、ないしは名簿だけ
 なのか、電文では詳しい事情が不明であった。そこで、星野伊三郎らは株式名簿を
 読み合わせて計算し、さらに公証人事務所に出向いて申込陳述書原簿と公証人の控
 帳とを突き合わせた結果、一株主の30株申し込みの陳述書が2枚あることが判明し、
 たまたま在岡中の県属久保田堅治を通じて株式名簿を引き換えのうえ大蔵省に再提
 出した。

しかし、一日千秋の思いで吉報を待ったが、なかなか設立許可指令に接せず、9
 月21日の発起人会議も、事務用器具の調製と、設立許可があり次第、第1回払込金
 を徴取することを決定しただけで散会せざるをえなかった。

その後も、依然として音さたがなかった。種々調査したところ、古志郡役所係員
 の手違いで19日提出の書類を4日間も温めておいたことが判明し、長岡銀行創立事

務所『日誌』第1号は、「毎度ナガラ郡吏ノ緩慢，縣廳ノ繁文縟禮呆然タル外ナシ」と嘆じている。

やがて，10月9日，東京から「去ル七日付以テ許可セラル」の電信があり，同月13日，古志郡役所，長岡町役場を経て次の設立許可書を入手した。

第二〇〇六號

新潟縣刈羽郡横澤村大字横澤第四十四番戸

株式會社長岡銀行設立發起人

山口權三郎

外十名

株式會社長岡銀行ノ設立ヲ許可ス

明治二十九年十月七日

大藏大臣 伯爵 松方正義

かくて，ここに資本金50万円（払込12万5,000円）の株式會社長岡銀行の設立が本決まりとなり，経営陣も次のように決定した。

取締役頭取	山口 權三郎（刈羽郡横沢村 地主）
専務取締役	大塚 益 郎（三島郡片貝村 地主・酒造業）
同	星野 伊三郎（古志郡長岡町 洋反物卸）
取締役兼支配人	渋谷 善 作（南蒲原郡郷分村）
取締役	久須美 秀三郎（三島郡小島谷村 地主）
同	広川 莊 二（ ” 宮本村 地主）
同	川上 淳一郎（古志郡前東谷村 地主）
監査役	三輪 潤太郎（三島郡与板町 地主）
同	星名 佐藤治（中魚沼郡上野村 地主）
同	渋谷 初次郎（南蒲原郡郷分村 地主）
同	太刀川 了 居（古志郡長岡町 茶商）
同	覚張 治 平（ ” 書籍商）

第1回株式払込期日を10月24日から28日までとして，すでに各株主に通告してあ

ったから、株券の印刷および建物の決定を急ぐなど、開業に備えてあわただしい日
日の明け暮れだった。

近火の翌日開業

長岡銀行の仮事務所は、当初、敦賀屋に置いたが、狹隘のため裏一ノ町遠藤清平
方に移転した。さらに能登屋に転じたこともあるが、明治29年10月26日、裏二ノ町
17番戸永井万平の所有地および家屋・土蔵とも1,800円で買収して改修し、翌11月
6日に移転をすませ、第1回の株式払込も完了して11月10日の開業を待った。

ところが、その前日の9日夜半、隣町の渡里町から出火し、火勢が激しく一時類
焼が心配されたが、幸いに風向きが
かわって10日午前2時ごろ41戸を全
焼して鎮火し、予定どおり開業を迎
えることができた。開業当日のもの
うについて『日誌』第1号は、次の
ように記述している。

開業廣告

本行第一回株金拂込終了五日を以て登
記相済まし候より本日より開業
に移轉せし御便利を主とす
得意の方の御利便を主とす
銀行業務相續み候御用向御せ付
れ度此後廣告仕候也

本行役員左の通り就任仕候

専務取締役	山田口	星野伊三郎	久須美秀三郎	川上淳一郎	兼支配人	洪谷善作	支店長	大塚益郎	監事	三造川上	三輪谷善作	三輪谷善作	三輪谷善作	三輪谷善作
取締役	山田口	星野伊三郎	久須美秀三郎	川上淳一郎	兼支配人	洪谷善作	支店長	大塚益郎	監事	三造川上	三輪谷善作	三輪谷善作	三輪谷善作	三輪谷善作

明治廿九年十一月六日
古志郡長岡裏二ノ町十七番戸
長岡銀行

「午前、大塚氏出岡セラル。八時半、
頭取山口氏、専務取締役大塚益郎、同星野伊三郎、取締役久須美秀三郎、同川上淳一郎、
同兼支配人洪谷善作其他書記一同出行シ、昨夜近火之爲メ亂雜ナル店前ヲ稍々整理シテ
午前九時ヨリ開店ヲナス。此朝、近傍市中昨夜近火ノ爲メ亂雜ヲ極メ、業務ヲ抛ウツテ
整理ニ暇ナキ中ニ、吾店獨リ旭日ノ國旗ヲ晴天ニ交叉シテ開店セシハ寧ろ奇觀ナリシナ
リ。」



開業当時の本店

開業当時の営業所は、間口三間、奥行六間ほどの
狭いものであった。頭取山口権三郎は非常勤、専務
取締役大塚益郎も日勤ではなかった。日勤者は専務
取締役星野伊三郎、取締役兼支配人洪谷善作の両役
員、飯高、中村、吉田の3書記と給仕一人というこ
ちんまりしたものであった。また、石油の空箱の上
に机をのせてテーブルに代用し、椅子に座って板の
間で執務するという質素なものであった。当時多く

の銀行が畳に座り机に寄り掛って執務したのに比較すれば、進歩的ハイカラで、世間の注目を惹いたといわれている。

安田銀行と最初の為替契約を締結

開業まもない明治29年11月16日、安田銀行との間に最初の為替契約を締結し、翌17日から同行と為替取引が開始された。送金依頼人の第1号は与板屋（呉服本物・洋品雑貨商）であった。また、「為替係」が新設されたのも為替取引開始と同じ日であった。

長岡銀行と安田銀行とはきわめて親密であり、兄事というよりは師事した。開業に先立って渋谷善作を銀行業務見習いに出向させていることでもうかがわれる。あたかも第六十九国立銀行が、創業時から第一国立銀行の教示を受け、渋沢栄一の格別な恩顧にあずかったと同じく、頭取山口権三郎と安田善次郎とは維新前から交際があったようである。『山口権三郎翁伝記』によると、山口が上京した際は、まず安田を訪問するのがならわしで、安田銀行では山口に対して「特別待遇をする事になって居り、通帳の如きも一種特別の通帳を作り、特別の口座を設け」、別格の取り扱いをしたと記述している。

次いで、暮れも押し詰まった12月23日には、小千谷・柏崎・寺泊各行、高田第三百三十九国立銀行および同行柏崎支店と、さらに同月24日には新潟銀行（現第四銀行）、三条銀行の各行と為替契約を締結した。かくて、開業2カ月後の為替契約先は8カ所に及んだ。

この年末の景況を『日誌』第1号の12月30日付は、「長岡町ハ例ニ依リ本日ヲ以テ當年ノ大勘定日ト定マリアルニ付キ、朝來顧客ノ出入引キモ切ラズ。預金ノ引出シ、貸越引出シ甚ダ多ク、金庫餘リ豊カナラズ。然ルニ新潟銀行ヲ始メ寺泊、三條、小千谷、柏崎各銀行ヨリ爲替ノ振込ミ意外ニ多ク、一層逼迫ヲ告ゲタルモ、第六十九国立銀行へ豫ネテ預ケ置キタル壹萬圓ヲ引出シ、需用ニ應ジ聊カ不都合ナキヲ得タリ」と記述しているが、資金は逼迫を告げていた。

恐慌の波をかぶる

第1章第2節で触れたように、日清戦争が終結した明治28年の後半に入ると、経済界は企業ブームに沸き返った。そして、賠償金（3億6,400万円）の受領による財政の膨張を招来し、物価の奔騰と相まって企業熱をさらにおおいた。やがて、

29年下期には反動となって表れ、外国貿易の逆調、加えて天候不順による不作が重なり、「恐慌きたる」の声がちまたに広がった。

創業後いくばくもない長岡銀行では、日清戦争後の反動恐慌の波をまともにかぶり、資金のやりくりで手を焼いた。『第貳期営業報告書』(明30上期)は、その直接の原因として、例年であれば、春陽の融雪期に膨大な米穀が諸港から移出されるのだが、前年の水害で米穀100万石が減少し、資金が日ごとに県外へ流れ、かつ、日本勧業銀行設立(明30.8開業)のための株式募集に県内における多額の金額が吸い取られたためだと分析している。

しかも、株式・石油の二品取引所の開設を目前にして(明30.5設立)、資金需要に拍車がかげられ、おりから米穀仲買のためであろうか、佐藤惣吉に3万円の融資を行い、その他の貸出を加え、30年3月31日には5万円の支出となって、「創業以来第一ノ多額ナリ」(『日誌』第1号)といわしめた。少なくとも第六十九国立銀行を意識し、18年の遅れを取り戻すために新規取引の開拓に無理な貸出がなされたことは想像に難くない。ついには、在京中の広井一を通じて安田銀行に融資を依頼したが、同行支配人若菜福朗から、「こう、たびたび限度額超過の貸出をするならば融資を断る」との警告を与えられるほどであった。

『日誌』第1号の30年5月14日付に「此頃金融漸次逼迫シ來ルニ付、與板銀行ニ貸金督促ヲ爲ス」、翌15日付に「安田銀行ヨリ來電アリ、曰ク、爲替尻貸越大ニ嵩タレバ速ニ返済スベシト」、17日付には「金融逼迫ニ付、柏崎百廿九へ電信ヲ以テ返金ヲ督促ス。同時ニ先方ヨリ電報ヲ以テ貸附ヲ請求シタリ。逼迫之狀以テ見ルニ足レリ」などの一文が矢継ぎ早に出てくるほど資金は枯渇し、せっかく開花したが、しばまざるをえない羽目に追い込まれた。

たまりかねた取締役兼支配人渋谷善作は、新潟に滞在中の頭取山口権三郎に金策を依頼するため急ぎ長文の書信をしたため、5月27日、中村書記に携行させた。その書信は、当時の資金繰りの苦しさを切実に伝えている。要点を摘出すると、5月26日に、「東京新潟銀行支店より四千元、柏崎百三十九支店より二千元、直江津より五百円余其他種々払方相重なり」第六十九国立銀行から3,000円を借用し、急場をしのいだ。だが、焼け石に水であった。同行へは近日中に1万円の返済を要し、当月末までに貸出金の回収が4万円近く見込まれるものの、「何分斯之如き逼迫故大略延期之姿、有金ハ僅々二千余円」のありさまのため、頭取所有の公債か、株券のうち日本銀行の担保となるべきもの3~5万円程度をぜひ拝借したいと書き込まれている。

5月28日、中村書記から、「6,000円だけ借り入れ、山口頭取とともに来岡する」との一報が入った。そして、来着した頭取と具体策を検討したが、幸い、この日5,000円の入金があり、月末を乗り切ることができる見通しがたったので、他からの融資は暫時延期することに決した。

30年10月30日午後7時半、渡里町から再度出火し、おりからの北風にあおられ、表二ノ町、上横町、中横町を全焼、表三ノ町、裏二ノ町、渡里町、寺町なども焼失、同夜12時によやく鎮火したものの、長岡銀行も延焼した。しかし、金庫内の貴重品や諸帳簿は、いち早く上田町の倉庫へ搬出したため難を免れることができ、翌31日、専務取締役星野伊三郎の経営する裏一ノ町の洋反物店の一部を借り受け、日曜日にもかかわらず、勘定日であることから午後には営業を開始した。次いで、11月6日には裏二ノ町の焼け跡で上棟式を行い、同月17日から再築の家屋で業務を執った。

県内最初の貯蓄業務を兼営

明治31年当時、長岡には貯蓄銀行がなく、県内にもまた、普通銀行で貯蓄業務を兼営する銀行がなかった。

長岡銀行では、かねてから貯蓄業務を兼営することを考慮し、30年2月に広井一を上京させ、第百銀行、安田銀行などの貯蓄部を視察させていたが、その準備も整ったので、31年1月12日、臨時株主総会を開いて貯蓄銀行事業兼営とこれに関する定款改正を決議し、2月15日付で貯蓄銀行事業兼営認可願を大蔵大臣あてに申請した。そのなかに、「當長岡ハ縣下ノ中央ニ位シ、商工業最モ繁榮ヲ極メ候。就中石油事業ハ日ヲ追テ隆盛ニ赴キ、縣下ノ一大事業ト相成候。其他養蠶・製絲ノ業モ年毎ニ進歩致候。北越鐵道既ニ敷設セラレ、上越鐵道ノ敷設モ亦タ近キニアラントス。長岡ハ四通八達ノ要地ニシテ前途益々有望ノ地ト相成候。然ルニ貯蓄ヲ獎勵シ、貯蓄ヲ安全ニ保護スルノ機關完カラザル爲メ、人々ノ漸ク儲餘シタル金ハ遊蕩費トナリ、奢侈費トナリテ飛散致候事往々有之、當行茲ニ見ル所アリ、大ニ貯蓄ヲ獎勵シ」うんぬんとある。

かくて、翌3月12日、同月7日付大蔵省指令第521号をもって「三十一年二月十五日付願貯蓄銀行ノ事業ヲ營ムノ件認可ス」の認可書を手し、予定どおり3月15日から貯蓄業務を兼営したが、県内普通銀行では最初であり、六十九銀行より2日先行している。当日の景況について『日誌』第2号は、「貯金開業ニ付、朝來非常ノ盛況ヲ呈シ、預金者群集雜踏甚シ。吉澤源七其他星伊商店と員數名ヲ臨時雇トシ、

各非常ノ勉強ヲ以テ取扱ヒタリ。此日預ケ入數千三百卅二口、金額貳千三百餘圓ナリキ。行員手不足ニテ來行者ノ多クヲ取扱フ事能ハザリシハ遺憾ナリキ」とそのにぎわいぶりを描出している。

日本銀行とコルレス契約を締結

『日誌』第3号の明治32年1月27日付に、「今回、中村書記出京ノ節、澁谷支配人ヨリ其友人ニシテ目下日本銀行支配役ナル木村清四郎氏ニ親展書ヲ以テ當行ト同行ノ間爲替開始ノ事ヲ打合セタリ。依テ本日當行名義ヲ以テ爲替取引願ヲ同行ニ發送シ、且、木村氏ニ依頼書ヲ發ス」とあるが、この為替取引額は、当初5,000円を限度として申請することを考慮していた。しかしそれでは少額にすぎするため、倍額の1万円に改めて日本銀行総裁山本達雄あてに為替取引開始の願書を提出した。

その内容は、創業2カ年を経、50万円の資本金のうち15万円の未払込があるものの、預金は1カ年12万円あての増加を示し、しかも、北越鉄道の開通および石油事業の拡張が進んでいるおりに、「金融機關ノ之ニ伴ハザルヲ得ザルハ是又明白ナル事實」なので、ぜひ為替取引を開始してほしいというものだった。

やがて、2月13日に日本銀行から承諾の旨の通報が入り、同月22日にコルレス契約を締結した。

荷為替取扱高の増大

彼仕向荷為替はまだ六十九銀行に及ばなかったが、明治32年下期以降、仕向荷為替は同行を上回るようになった。長岡・六十九銀行両行の期中における荷為替取扱高の推移は表1-43のとおりであるが、仕向荷為替は32年下期に著増したあと、取扱高は金額で六十九銀行の約4～5倍を示すようになった。

32年下期に仕向荷為替が著増したのは、生糸・米穀・石油の荷為替取組が増大したためであるが、積極的な業容拡大策の現れでもあった。そして、毎年下期の荷為替取扱高は、枚数・金額とも上期を上回っている。これは、生糸の出荷が7月から11月にかけて、また、米穀が10月以降年内に大部分の出荷を終了するので、上期に生糸・米穀の出荷が減少するためである。したがって、上期の荷為替取組は石油が中心となり、その石油荷為替は積雪期（12～2,3月）の資金需要の最たるものでもあった。

また、生糸の販売もきわめて好調で、糸価が値上がりを続け、加えて産出高も多

表1-43 長岡・六十九銀行両行の荷為替取扱高の比較

(単位：千円、枚)

期 別	仕 向				被 仕 向			
	枚 数		金 額		枚 数		金 額	
	長 岡	六十九	長 岡	六十九	長 岡	六十九	長 岡	六十九
明治31.上	—	15	—	16	7	65	7	32
下	69	172	36	169	71	63	22	24
32.上	223	134	78	64	60	55	29	23
下	973	465	693	350	176	227	116	239
33.上	408	324	194	257	98	137	80	93
下	694	133	396	99	103	179	66	96
34.上	470	104	204	52	65	133	26	59
下	1,161	143	560	105	44	157	33	71
35.上	359	48	168	27	78	108	67	94
下	956	181	532	110	76	169	30	116

かったため魚沼地方から荷為替により、福井、横浜、金沢、富山などへ頻繁に送り出された。このため、7月下旬から11月まで生糸荷為替資金の需要は繁忙をきわめた。一方、同年の米穀の収穫はほぼ平年並みであったが、その後、雨にたたられ、変質を恐れて農家はもとより米穀商が売り急いだ。しかし、北越鉄道の輸送能力には限度があった。このため、新設もない長岡停車場(駅)付近の倉庫は、米で充満した。したがって、資金は、米代金となって農家に流入したが、米の荷為替は停滞して資金の回収が得られず、金融は逼迫した。

ここで、石油事業の好況ぶりについて述べると、『日誌』第3号の32年2月2日付に、次の記事が見受けられる。

「東京、大阪、信州其他ニ於テ越後石油ノ賣行キ大ニ模様ヨク成リタルヲ以テ直段モ騰貴シ、且、鐵道開通ノ爲メ運輸自在ナルヲ以テ製油家及原油會社トモ大ニ景氣附キタリ。茲ニ於テ古志、寶田會社大擴張ヲ計畫スルト共ニ株券ノ騰貴ヲ來タシ、諸會社一時ニ大騰貴ヲ現ハシ、神田街上再タヒ仲買婦人ノ群ヲ見ルニ至レリ。」

長岡における株券の売買は、専ら神田町を中心に繰り広げられた。それは、古志郡加津保の油田開発に誘因し、26年には同地で大噴油をみ、一獲千金を夢見た投機家が目白押しに石油に手をつけ、果ては、石油株の売買で神田二ノ町辺は「幾百ノ男女群集シテ道途填塞又立錐ノ地ナシ」曲ゲノ老人アリ白齒ノ姉サアリ田舎漢アリ紳士アリ子守リアリた三アリ異類異装長岡ノ風俗ヲ一場ニ集メタルカ如シ前十時頃ヨリ午下ヲ過クルノ比ロエ最モ雜沓ヲ極ム皆株券ヲ手ニシテ喧々囂々売買ノ對

表I-44 県内郡別原油産額の推移

(単位：千石、千円)

年次	古志郡(東山油田)		刈羽郡(西山油田)		その他		合計	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額
明治31	239	476	23	35	93	159	355	670
32	257	828	189	471	99	142	545	1,441
33	266	929	476	1,105	96	167	838	2,201
34	291	854	674	1,436	164	242	1,129	2,532
35	328	1,004	433	1,032	304	829	1,065	2,865

(注)：郡名欄のかっこ内は油田名である。

資料：『北越石油業発達史』より作成。

手ヲ求ムルニ忙ハシ」(『長岡郷友会雑誌』第17号所載「長岡通信」4.1発)のありさまであった。さらに西山油田開発も進み、三島郡鳥越・西山鎌田の試掘が効を奏して猛噴し、日本石油(株)では1日1,000石を採油、他の諸会社も1日数百石を出油し、再び石油の黄金期を迎えた。そして石油輸送のため、毎日10両余の貨車が長岡停車場を発着した。

当時の県内における郡別の原油産額の推移をみると、表1-44に示すとおり、古志郡内の東山油田の産油量が漸増するなかで、刈羽郡内の西山油田の産油量は32年から34年まで著増を示し、33年以降、東山油田の原油産額を上回るようになった。このため、県内の原油産出量は、32年に54万5,000石と初めて50万石台に達したあと、34年には112万9,000石と100万石の大台に乗り、目をみはる躍進ぶりであった。

100万円に倍額増資

石油事業の盛況が、どのように長岡銀行の業績に反映したか。厳密には石油にのみ限定するわけにいかないが、明治32年下期においては、前期に比較して金利が低落したにもかかわらず、預金で4割強増加し、純益で1割増加を示し、自行株が高騰し、さらに続騰の気配をみせていた。そして、石油で大いに利益を得ようとねらう新会社、新組合の続出から、増大する資金需要に対処し、資金繰りを円滑にする必要に迫られ、増資が具体的日程にのぼった。

同年7月12日に開かれた臨時株主総会において、頭取山口権三郎は新潟県農工銀行取締役、取締役久須美秀三郎は与板銀行取締役、また、同じく取締役川上淳一郎は栃尾銀行取締役をそれぞれ兼務することが承認された。

翌33年2月13日の取締役会において、増資そのものについては役員間に意見の相違はなかったが、倍額の100万円にするか、3倍の150万円にするかで議論が沸騰

し、論争のすえ、同月22日に30株以上の大株主の参集を求め、協議会を開いたうえで決定することになった。

この取締役会に先立ち、2月5日付で専務取締役渋谷善作（明32.8就任）は、山口頭取に書簡を送って所信を披瀝した。すなわち「(前略)右十三日之取締役会にて増資と支店云々之件、則、臨時総会に議案議決致度存候。増資ハ過日二倍説ニ候処、其後之模様を見候に、是非三倍にする之必要有之様被存候間、是非御賛成を仰度、当地にてハ当行株日々騰貴、目下四十三円払込にて五十九円之取引にて、猶上進之模様ニ候。是ハ全く誰申スともなしに、長岡銀行ハ三倍に増資するものなりと、市中一般ニ信用致居候故、事更ニ争ふて買進む模様ニテ」と述べ、次いで、「東京支店之件、先般之御申聞之義ハ至極御尤次第ニ候へ共、此際増資と共ニ支店設置ハ是又是非御賛成を願上候。小生ハ必ず誓て充分砕心尽力し、決して失敗などを招き、大君始め諸君之御名誉を傷付くる如きハ致さず、必ず成功可仕候間、是非々々御賛成を奉仰候。社会之進歩ハ著シク候故、吾銀行も是非進取之方針を取度熱望仕候。広井氏に支店を任セルも万間違無之、又、監督之方法も可有之と存申候」と記している。

しかるに、これに反対する慎重派の久須美取締役は、特に山口頭取から意見を求められたのか、2月10日付で山口頭取に書簡を出し、倍額増資を強調、東京支店の開設は時機尚早であると意見具申している。

いずれにしても、この渋谷、久須美の書簡でも触れているように、増資論とは別に、東京に支店を設ける話題が役員の間に取り交わされていたことがわかる。

さて、33年2月22日、上田町願浄寺において協議会が開かれた。2倍論者は山口頭取と久須美取締役、3倍を主張したのは星野・渋谷両専務取締役である。ここでも活発な論戦が展開されたが、結局は2倍論に落ち着き、3月18日の臨時株主総会において、100万円（普通部97万円、貯蓄部3万円）の倍額増資が決議され、翌4月14日、定款を改正し増資が認可された。

3. 不況下における業容の拡大

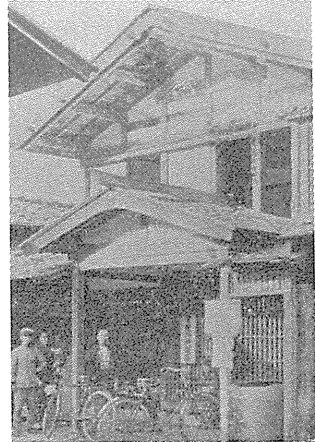
相次ぐ出張所の開設

明治33年8月10日、神田出張所設置についての定款改正が大蔵大臣の承認を得、同月20日から長岡町大字長岡神田二ノ町5番戸乙（三浦勇蔵方）で開業した。長岡

銀行の出張所としてはこれが最初の誕生である。初日の成績は、当座預金が3名の450円、特別当座預金が10名の960円、貯蓄預金が374名の1,333円であった。

おりから、石油各社を含めて企業の沈滞が著しく、長岡銀行も、そのあおりを受けた。『日誌』第4号は10月31日の項に、「金融逼迫ノ爲メ午後ニ至ルモ入金極メテ少ナカリシ。魚沼、刈羽其他トモ金渴ニシテ、當市ノ掛取りニ出シモノ皆々空ニテ歸岡セル位ナリシト云フ。以テ金渴ノ度ヲ知ルニ足ルヘシ。酒造税期ノ爲メ、猶多額ノ支拂アリ、益々困難ヲ増セリ」と当時の苦境を記述している。

29年秋以来の不景気は、いったんやや回復したかにみえたが、32年末から再び沈衰に向かい、33年6月の東都銀行、両国銀行など小銀行の破綻が続き、同年末には熊本地方の銀行に取り付けが発生したのを導火線として、翌年5月まで全国的に銀行取り付けが蔓延するに至ったのである。



神田出張所開業廣告（『越佐新報』片貝出張所 明治33. 8. 18）

こうした不況下でありながら、長岡銀行は、特異の経営方針を打ち出して業容の拡大に力を注ぎ、34年1月13日に開かれた株主総会では三島郡片貝村にも出張所を設置することが決議され、3月5日付の『越佐新聞』に、「実業家諸君の御便利を謀り、併せて勤儉貯蓄の徳風を鼓吹致し度」、ついては、「十五、十六、十七日の三日間実用的粗景を呈上仕候」と大きく広告した。そして、3月15日に同村大字片貝5263番地に開業した。当日の預金は1,250口、3,700円余であった。

古志郡支金庫事務の取扱開始

明治34年3月31日をもって新潟県本金庫の事務取扱が満期になるため、これまでの取扱銀行である新潟銀行から新潟県農工銀行（明32.6設立）が引き継ぎ、4月1日から新たに同行が新潟県本金庫となった。

長岡銀行では、かねて古志郡支金庫について県本金庫と折衝を重ねていたところ意見がまとまり、3月23日に県本金庫との間に古志郡支金庫事務の受託契約を取り交わした。また、4月1日には六十九銀行からも県税取扱の事務を継承した。これ

により、同年6月末の公金預金は3万1,565円余となったが、同年12月末は不況の影響もあって1万8,570円余に減少した。

米穀取引所不祥事件に巻き込まれる

明治34年には、不景気が次第に当地方にも浸透し始めた。『日誌』第5号の34年3月30日付も、「東京ノ黒雲ハ益々密ニシテ人心ヲ寒カラシメ、不景氣回復ハ未タ曙光ヲダニ見ルヲ得サルナリ」と書き、さらに4月10日付のところでは、「中央金融市況黒雲滿ツルニ反シ當市ハ格別ノ恐ナシト雖モ金融動カズ、店頭閑散ナリ」と記述するように、底冷えを感じさせていた。5月に入ると資金の需要がわずかながら起こり、商工業がようやく活況の気配を示した。

ところが、長岡米穀株式石油取引所で不祥事件が発生し、当市に大きな打撃を与えた。『第拾壹期營業報告書』（明34下期）は、「常ニ商工業ニ活氣アル當長岡カ沈滞ノ有様ニアルハ、長岡米穀株式石油取引所ノ停止其一因タラスンハアラス。（中略）長岡ニ於テハ取引所カ商業界ノ一動機タルハ疑ヒヲ要セサルモノ、如シ。紛擾ニ次テ停止ノ命トナリ、之カ爲メ石油株式ハ下落シ、市場ハ恰モ火ノ消エタルガ如キ觀ヲ呈シタルヲ以テモ知ルヘキノミ。茲ニ於テニケノ運動ハ始マレリ。一ハ取引所カ其筋ニ向ッテ取引所ノ解停ヲ迫マルノ運動之ナリ。一ハ有志者カ小資本ノ石油會社ヲ合同セントスルノ運動之レナリ」うんぬんと述べている。が、この事件に長岡銀行は、はからずも巻き込まれてしまった。

そもそもは、同取引所での蔵王石油株5月限未済に端を發したのである。『日誌』第5号の34年5月28日付に、「當地仲買若杉商店ニ於テ蔵王石油株三千餘株ノ買入アリ、人皆之其外商スタンダードノ手ニテ買入ルモノナリト信シ、近頃ニ至テ雜株トモ漸次騰貴シ、愈々本月切ノ定期引起ヲ無事結了セバ、石油株大ニ騰貴スヘシト人々前途ヲ喜ヒ望メリ。然ルニ此望ノ空ナリシノミナラズ、反テ一大頓挫ヲ來セシハ慨嘆ノ極ナリトス」と記述している。ところが、蔵王株の買方若杉某が、金策がつかぬため、この夜、姿を消してしまったので翌29日の取引所は混乱し、ついに立ち会いはすべて中止された。

この影響をまともに受けたのが長岡銀行である。月末の入金は手違いとなり、金庫のなか底をついたため、急ぎ行員を新潟銀行などに派して為替尻を受領させ、どうにか間に合わせた。しかし、このことを市内関東町に所在する自由派系の『平等新聞』がかぎつけ、「長岡第二の恐慌來らんとす」の題で、根も葉もない風説を

流すに及んで長岡銀行は座視するに耐えず、ついに訴訟に持ち込んだ。

こうして事件が表面化し、同年7月13日、長岡米穀株式石油取引所は、取引所法第27条に基づいて農商務大臣から営業停止処分を受けた。これは30年5月、株式・石油の二品取引所設立以来の出来事である。さらに、営業停止のほか、理事長若杉権一、理事野本松二郎、同川上兼太郎が解職、若杉仲買人が除名処分となった。

この事件で長岡銀行は、銀行の立場からどのように介入したのであろうか。『日誌』第5号の5月30日付には、「取引所事件愈々重大トナリ、星野氏ニ仲裁ノ依頼アリ、同氏本夕ヨリ運動ヲ始メラル」、また6月1日付には、「取引所、賣買兩仲買及株主及理事等ノ間ニ、星野伊三郎、佐藤惣吉兩氏仲裁ニ立チ、非常ノ盡力ニ依リ稍々望ヲ得ルニ至レリ」とし、専務取締役星野伊三郎が動き出したことを記している。しかし、そのかかわりがどの程度のものか明確でない。

この時期に、六十九銀行では割引手形が多少増加しているが、貸付金はむしろ減少しているので、同行が米穀取引所事件解決のため特に融資を行ったとは思われない。しかるに、長岡銀行の場合はまったく逆で、割引手形、荷為替手形はそれぞれ減少したものの、その減少分をはるかに超え、前期に比較して貸付金で9万7,068円、当座貸越4万1,421円の増加を示している。そして、星野専務取締役自ら取引所再建に積極的に取り組んでいることを思い合わせると、長岡銀行の資金がかなりこの方面に流れたのではなかろうか。

ともあれ、34年7月22日、取引所の定期総会で役員を一新して解決をみた。これを契機に長岡銀行でも、9月29日の取締役会において銀行業務の推進と責任体制確立のため役員および書記の専任職務を定め、課制を採用して課長を新たに設けた。

『日誌』第5号によると、頭取代理が渋谷善作、貸付割引主任に星野伊三郎、庶務課長には広井一が就任し、庶務のほかに貸付、為替、預金、公金、貯金、出納、精算の7課を配し、片貝・神田両出張所に主任を置き、米穀株式石油取引所とは金銭株式証券の出納取扱についての契約を解除した。

頭取山口権三郎の死去と後継人事

明治34年の除夜から明くる35年元旦にかけて猛吹雪となり、積雪は約2メートルにも達し、道路が途絶したうえ、列車は雪だまりに突っ込んで交通をマヒさせた。このため、各地は分断されて“陸の孤島”となり、荷動きがまったく止まったばかりでなく、資金需要も影をひそめ、余資は増大する一方であった。こうした金融情

勢から、1月に引き続いて、2月10日から貸越利子を日歩2厘引き下げて3銭3厘とし、預金利子は、当座預金1銭4厘、特別当座預金1銭6厘、定期預金（6カ月以上）年7分以上とした。

その後、日本銀行では、35年3月19日に公定歩合を2厘引き下げて2銭2厘としたが、長岡銀行ではすでに2回引き下げたのでその必要はなかった。3月下旬から4月にかけて米穀移出などのため資金はやや動いたとはいうものの、商況は活気に乏しく、金融は、創業以来最も緩慢であった。

同年下期に入っても、商工業界はこれまでの経緯から容易に警戒を解かず、各銀行が遊資を抱えて資金の動きが依然にぶいところから、日本銀行では、6月の2厘引き下げに次いで10月3日にも公定歩合を2厘引き下げて1銭8厘とした。そこで、長岡市内の長岡銀行、六十九銀行、中越貯金銀行および第一銀行新潟支店長岡出張所では協議のうえ、10月13日に定期預金年7分を6分5厘、当座預金日歩1銭4厘を1銭2厘、特別当座預金1銭6厘を1銭4厘にそれぞれ引き下げた。

35年10月12日夕刻、東京・小石川の別邸で病氣療養中の頭取山口権三郎の訃音が報じられた。この日は、たまたま取締役久須美秀三郎の衆議院議員当選祝いと監査役三輪潤太郎前代議士の慰労を兼ね、450余名を長岡館に招待して祝賀会が催され、宴まさにたけなわのときであった。華やかなさんざめきは、一瞬に愁音にか変わった。翌13日、急ぎ取締役会を開き、弔慰方法ならびに会葬、そして善後策について協議した。遺骨は14日に郷里横沢村に着き、17日にしめやかに葬儀が執り行われた。

葬儀その他で取り込みの間、助勢していた行員たちが戻り、夕食後の一服というとき、真向かいの新築工事現場の隣家から火の手が上がり、見るまに火炎が屋根を破り、長岡銀行の宿直室に吹きつけ危険な状態となった。が、必死の防火作業によって類焼を免れた。

後継人事については、翌36年1月18日の株主総会において審議された。まず、北魚沼郡小千谷町に出張所を設置することを決議し、次いで取締役1名の補充について、前頭取の長子山口達太郎を推挙することとし、引き続き開かれた取締役会で互選の結果、第2代頭取に山口達太郎が就任した。

初代頭取在任中の業績

初代頭取山口権三郎は、他に兼職が多く多忙をきわめたため、行務を専ら他の役員に任せ非常勤であったが、大綱だけは掌握していた。

故人在任中における6年間の業績の伸展ぶりをみると、預金は、明治30年下期には前期に比較して2倍近い増加、31年上期には前期に比較して2倍以上の増加を示して、期末残高は21万8,000円と初めて20万円台に達し、順調な滑り出しで軌道に乗るかにみえた。しかるに、33年6月、義和団事件（北清事変）が勃発し、清国向け輸出が激減するとともに、同国への出兵に伴い軍事支出が増加して景気後退に決定的な影響を与えた。

長岡銀行もその影響を免れず、これまで順調に伸びてきた預金は、同年下期には前期に比較して6万2,000円（13.5%）も落ち込んだ。が、当地の米穀が豊作で例年に比較して12%以上の増収が伝えられ、また、10月になると義和団事件の影響も解消し、清国向け輸出も回復をみせ始めた。だが、一般的な不況および金融の逼迫傾向は改まらないのみか、年末には担保株式の下落が原因で熊本地方の銀行の破綻、それに続き、34年には金融恐慌を招来して物情は不穏の度を加えていった。

しかしながら、長岡銀行ではむしろ好調に転じ、預金は増加傾向を示して、35年下期には期末残高が64万9,000円と前年同期比20万8,000円（47.2%）の増加を示し、貸出金も、同年下期末の残高は133万6,000円と前年同期比38万9,000円（41.1%）増加した。

ここで、六十九銀行との比較で主要勘定の推移をみると、表1-45に示すとおり、創業3年後の32年下期末の主要勘定の残高は、預金が六十九銀行の1/3に達しなかったものの、貸出金は同行の1/2を占めるようになり、この3年間で20年近いハンディをかなり縮めることになった。さらに、3年後の35年下期末の主要勘定の残高をみると、払込資本金は六十九銀行の76.2%、預金は63.2%、貸出金は80.8%、当期純益金も同行の78.1%を占めるようになり、この3年間（33～35年）の長岡銀行の飛

表1-45 長岡・六十九銀行両行の主要勘定比較

（単位：千円，%）

年次	銀行名	資本金	うち払込	預金	貸出金	うち割引手形	当期純益金
明治 32 ・ 下	長岡銀行	500	429	376	738	72	23
	六十九銀行	1,050	700	1,196	1,453	331	38
	対六十九比率	47.6	61.3	31.4	50.8	21.8	60.5
明治 35 ・ 下	長岡銀行	(500)	(371)	(273)	(598)	(310)	(27)
		1,000	800	649	1,336	382	50
	六十九銀行	(0)	(350)	(△169)	(200)	(632)	(26)
		1,050	1,050	1,027	1,653	963	64
	対六十九比率	95.2	76.2	63.2	80.8	39.7	78.1

（注）：1）当期純益金＝当期利益金－（前期繰越金＋諸積立金戻入）

2）かっこ内の金額は3年間（33～35年）の純増額。

躍的な発展ぶりがうかがわれる。また、割引手形も漸増を示して、32年下期末の残高は7万2,000円と10万円に満たなかったが、33年下期末には21万8,000円（構成比20.8%）に著増し、さらに35年下期末には38万2,000円と貸出金のなかに占める比率も42.2%に達した。

かくて、長岡銀行は、山口初代頭取在任中の6年間に、先発の六十九銀行に迫る業績の著しい伸展をみせたのである。

その原因を直截に解く資料はないが、石油事業の発展と北越鉄道の開通による長岡を中心とした中越地方の将来の大発展を明察し、旺盛な資金需要を背景に積極的な貸し出し政策をとったことが要因であったと思われる。そのため、31年3月には六十九銀行に先駆けて貯蓄業務を兼営して資金吸収に力を注ぎ、33年3月には倍額増資を決議して自己資本の充実を図り、さらに同年8月には神田出張所、翌34年3月には片貝出張所を開設するなど店舗網の拡大策を実行に移して行ったのである。この間、コルレス契約先も、31年の48カ所から35年には2倍余の110カ所に増加するなど為替取引の拡充も逸することができない。

4. 日露戦争前後の業況

本店の新築落成

明治35年末、一時繁忙を呈した東西の金融市場は、36年に入るとにわかに緩慢となり、1月中旬から下旬にかけて、東京・大阪をはじめ各都市の銀行ではいずれも預金利率の引き下げを行った。

当地方では、石油事業に対する融資などで順調に経過するかにみえたものの、3月に入ると資金の流動が止まって日々滞積した。そしてそのはけ口は、同月17日をもって締め切られた北越鉄道株社債に向けられ、募集額120万円に対し応募額は200万余円の多きに達した。このような趨勢から、3月23日、利子の引き下げを断行し、定期預金（6カ月以上）年6分、当座預金日歩1銭、特別当座預金1銭2厘、貯蓄預金年6分、当座貸越日歩2銭9厘とした。

4月16日、大蔵省から小千谷出張所新設の認可が下り、同月21日、小千谷町第372番地で開業した。おりあしく雨天であったことと宣伝が行き届かなかったことなどで、預金者は138名、預金額も2,382円65銭にすぎなかった。

ところで、本店店舗は手狭のうえ、腐朽がはなはだしいところから、かねて新築



長岡銀行本店（明治36年新築）



本店の店内風景

準備を進めていたが、筋向かいの裏二ノ町乙第927番地に格好の土地を入手し、県技師の加藤与之吉に設計を依頼した。しかるに、この移転先は方角が悪いと難癖をつける者が現れ、早速易者を呼んで占ってもらったところ、「子亥、つまり北方は、何事につけよろしい」との吉断が出て一安心する一幕もあり、35年4月10日に建築工事に着手し、年末までに移転するつもりでいた。ところが、堅牢な土蔵造りのためいっこうに工事が進捗せず、土蔵造り事務室（間口8間半・奥行8間半）のほか、金庫1棟、土蔵造り宿直室1棟、倉庫（間口3間・奥行10間）1棟が8分どおり竣工したのは年末であり、落成式を挙げたのは36年5月3日であった。

同月6日から、新店舗で執務した。そして、新築祝いとして預金者に贈呈した湯飲み茶碗が効を奏したわけでもないが、翌7日の預金者は1,914名（5,417円79銭）、8日には2,776名（6,352円53銭）に達し、9日には、預金者3,796名、金額にして6,173円91銭に及んだ。

その後、当地方の金融は5月に入って漸次繁忙となり、中央の金融情勢とは反対の趨勢をたどったが、さらに期末に至って、県一般に金融が逼迫し、各銀行とも貸出を停止せざるをえなくなった。年来の緩慢に慣れた金融界に一時の激変を与え、意外な緊縮のうちに越期した。

36年上期末における県下の金融逼迫の原因について、長岡銀行は、次の分析を行っている。まず、①繭の仕入れに資金を要したこと、②酒造税、地租、営業税となって国庫に納入されたこと、③外国米買入れ資金が多額にのぼったこと、④夏物仕入れ資金を必要としたこと、⑤社債の応募、株式の買入れに応じたこと、などを挙げている。そして、例年なら県内に流入すべき資金が流入しなかった理由として、①米穀が新潟港に堆積していたこと、②繭買入れ資金は、例年、東京、横浜、福井などから前借したが、本年は緩慢を予想して準備しなかったこと、などを挙げて

いる。

戦時下の資金繰り

明治36年の年末ごろから日露の風雲が急を告げ、37年2月10日、宣戦が布告された。戦争の勃発とともに政府と日本銀行が、日清戦争の場合と同様、民間資金需要の抑制を図ったことから、軍需関係部門を除き産業界は一般に沈衰状態に陥った。

膨大な軍費を賄うため、3月1日、第1回国庫債券1億円が売り出された。開戦早々であり、世界最強国の一つとの戦争であったから国民的興奮を盛り上げ、県内の応募額は1,050万円以上にのぼった。長岡銀行での取扱は、古志郡67万550円、三島郡11万3,600円、北魚沼郡2万1,000円、南蒲原郡2万4,500円、刈羽郡1,200円の計83万850円に達した。この取扱高は、六十九銀行を超えること20万円以上で、県内銀行中最高であった。

しかしながら、日露戦争の勃発で最も手痛い打撃を被ったのは民需産業であり、とりわけ、機業地を大きく揺り動かし、京都、桐生、足利の機業者の操短・倒産が続いた。県内でも同様に、『新潟新聞』(明37.6.3付)は「時局と十日町機業」と題し、「二月初旬動員令降り続き、尋で日露の開戦となり、爾来著しく不況を呈し」、購買力の減退とともに製品価格は2割ないし4割の暴落となり、十日町産地でも破産・休業や転業者が後を絶たないと報じている。長岡を含め、近くの栃尾・見附の機業も例外ではありえなかった。

機業地における極度の不振の結果、37年4月には日本紡織(株)が支払いを停止し、それが銀行界に波及した。大阪の第百三十銀行の破綻事件は同月である。すなわち、同行は、京都織物業界の不振により貸出が固定して支払い困難となった。このため、日本銀行が限度100万円の救済融資を行ったが効果をあげえず、ついに6月、支払い停止に陥った。このほか、名古屋以西九州に至る各銀行が連鎖的に混乱を起こした。加えて、37年6月、第2回国庫債券1億円が売り出されて金融界に対する重圧となったため、銀行の警戒が強まり、金利が強調に転じ、資金が日を追って枯渇していった。

『日誌』第8号の37年7月28日付に、「追々出金勝ニツキ新潟第一銀行へ依頼シ、貳萬圓ノ東京爲替金渡シ方頼ム」とか、8月18日付には、「資金不足ニツキ第一銀行出張所へ壹萬圓ノ爲替融通ヲ頼ミ、又、百三九支店へ壹萬圓借入ス」などの記事が散見され、ことに翌38年上期末には、6月16日の日本銀行の公定歩合2厘引き上

げもあって資金逼迫はその極に達した。『日誌』第9号からその一部を摘出してみると、38年6月29日付には、「明日一日アルニ在金以上ノ如シ甚ダ困却ヲ感ズルニツキ、新潟銀行へ依頼シ、五千圓ノ爲替尻引出シヲ請求シ、一面小千谷、片貝各出張所へ現送方申送り、又、覺張治平氏へ頼ミ七千圓ノ小切手ヲ借入ルコトヲ爲ス」、同月30日付には、「三、四日前ヨリ國庫拂込及小切手仕拂ニテ六十九銀行へ現金ノ拂込ミ少ナカラズ。本日朝ノ内ニ壹萬八千圓程ノ六九ヨリ取付ケアリタルヲ以テ、覺張氏ノ小切手ヲ一部ニ加ヘテ支拂ヲ爲スモ、危険ノ場合ニ陥リタルコト一、二度ニ止ラズ」と記し、さらに、「然カシ、烏合ノ衆ヲ以テ無事難關ヲ經過セリ。當座預金ノ減少シタルコト、現金ノ減少シタルコト、防戦ニ心配シタルコト今日ノ如キハ未ダ曾テアラザル所ナリシ」ともしたためている。確かに、37年6月末現在における4万5,000円の借入金、年末には11万5,000円、翌38年6月末に至って18万5,000円と異常に跳ね上がり、同年12月末に多少減少したといっても15万3,000円を示した。

この資金不足の因由について、首脳陣は、安易な大口の貸出のほか、次の5項目を掲げた。それは、①繭の季節が遅れ、勘定日と接近したこと、②国庫債券の払込、あるいは商品仕入れなどのため預金が減少したこと、③新たに国油販売尻の手形を割引した金額が7～8万円にのぼり、その他書き換えが頻繁に行われて回収が少なかったこと、④見越し輸入のため中央の資金が不足したこと、さらに⑤として、時節柄、日本銀行が抑制的に貸出を渋ったとみている。

そして、いまさらながら銀行業務の初歩的な貸借の要諦を味わわされたもののように、大口の貸付割引は控えめにすること、長期の貸付割引は内輪にとどめること、借り換えの資金はやむをえざる場合のほかは断ることなどと、『日誌』に備忘的に書き留めている。

200万円に倍額増資

かねて、日本銀行臨時出張所として国庫債券の払い込み事務の取扱指定を受けるため奔走していたが、明治37年10月31日、その取扱指定銀行となった。同年の「長岡銀行10大ニュース」のなかにもこのことが挙げられているように、待望久しい朗報であった。

創業の古い六十九銀行とのハンデを克服するため、当初から地方進出の足場を出張所に求め、その周辺地域の預金吸収に力を注いできたが、38年の新春早早、栃尾

出張所新設の申請書を提出し、2月2日に認可書が到着、神田、片貝、小千谷に続いて栃尾出張所が4月1日から古志郡栃尾町大字栃尾町甲110番地に開業し、着々と支店網拡大への布石が打たれた。栃尾出張所開業当日の成績は、預金者2,093人、預金額4,532円の好調な滑り出しであった。



おりから、関西方面に旅行中の専務取締役 栃尾出張所 役星野伊三郎が大阪でにわか発病し、4月24日に死去したため、同市の夕願寺で密葬のうえ荼毘に付し、5月4日、郷里大工町の菩提所本妙寺において本葬が執り行われた。

38年7月16日、株主総会後の臨時株主総会において資本金を200万円（197万円普通部、3万円貯蓄部）に増加することが決議され、直ちに手続きをとった。しかし、容易に認可されなかった。大蔵省では資本金の固定化を懸念していたのである。そこで8月16日、支配人広井一が上京して大蔵省に出向き、銀行課長永浜盛三に面会して現況を詳細に説明すると同時に、同郷の煙草専売局第2部長橋本圭三郎に口添えを依頼した結果、18日付で認可指令が交付された。これは33年に続いていたの倍額増資である。

ところで、38年6～7月以降、日露戦争の終結と講和による多額の賠償金取得の想定から、株式市場は次第に活況を呈し、一般的に景気上昇への兆しがみられた。しかるに、同年9月、ポーツマス講和会議において無賠償が決定すると、新しい企業勃興へ向かおうとしていた経済情勢は一転して再び沈衰状態に陥り、株式相場が暴落した。軍需産業の操業停止、商工業の手控え、加えて、当地の石油小会社などはいずれも経営困難となって事業を停止するものが続出し、したがって、この方面における資金の新需要が途絶えてしまった。また、天候不順から米作が悪化した。

しかし、11月の第5回外債募集が成功し、金融市場の資金は漸次豊富となり、39年上期から次第に企業熱勃興の機運が生じ始めた。

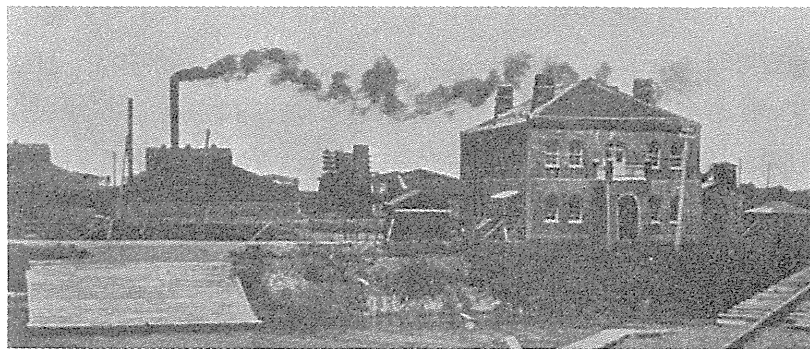
5. 石油の消長と経営の伸展

石油業との関連

県内に数ある石油会社のなかで、最も有力であったのは日本石油(株)と宝田石油(株)、それに蔵王石油(株)の3社であり、この間に群小の会社・組合がひしめき合っていた。おりもおり、資本金1,000万円を擁するインターナショナル石油(明33.11設立)がわが国の鉱区を盛んに買収し、新潟県はもとより北海道にまで手を伸ばし始めていた。日本石油界の双璧——日本石油(株)の資本金が当時120万円、宝田石油(株)は60万円にすぎない。したがって、その巨大な資本力の進出に大きな衝撃を受けざるをえなかった。

ときに、さかのぼること明治34年5月27日、伯爵大隈重信が来函し、真澄亭の歓迎会で熱心に資本分立の弊を論じ、合同の必要性を説いた。そして、インターナショナル石油が出油坑27井を持ち、日本・宝田両社に次ぐ蔵王石油(株)(資本金7万5,000円)に触手を伸ばすに及んで、宝田石油(株)は大合同へと踏みきった。『日誌』第6号の35年1月8日付は、「寶田會社ノ計畫シタル各會社ノ合同モ着々歩ヲ進メ、大平、高津谷、地獄谷、長岡鐵管、京越、油多加、五菱組、永嶺鐵管外二會社トノ契約締結シタル由ニテ、之ヲ氣構ヒ、石油株上向キタルニ、金利引下ノ通知ヲ各銀行申合ノ上發シタル爲メ一層人氣ヲ強メ、日本石油舊券百二十圓位、同新株九十二圓位、寶田石油株百四、五圓、蔵王石油株五十四圓位ノ如クニシテ、昨年末ノ相場ニ比シテ十四、五圓モ騰貴シ、株式市場活氣ヲ呈シタリ」と石油株の活況ぶりを記述している。

ところで、金融市場は緩慢の度合いを深め、金利が大幅に低下したことから、明治39年3月13日、日本銀行では公定歩合を2厘引き下げて2銭とし、5月1日にも



インターナショナル石油直江津製油所

2厘引き下げを断行したが、新潟・長岡の各銀行では、5月21日、貸出・預金とも2厘引き下げ、貸付日歩2銭6厘、当座貸越2銭8厘、定期預金年6分、当座預金日歩1銭、特別当座預金1銭2厘、貯蓄預金年5分7厘6毛に改めた。

これまで下向きの宝田石油株が、日露戦争後の投機熱を反映して39年3月17日ごろに至ってにわかに上向きに転じて136円50銭の高値を呼び、市況の活況に伴って他の小会社・組合の株式もおしなべて高騰した。このため、この好景気の波に乗ろうと新たに会社・組合などが雨後の竹の子のように設立された。しかし、金融界では、金利はますます低下し、預金は増加したものの放資の途がなく、遊資がいたずらに増大し、かつて経験したことのない現象を呈した。8月に入ると、石油株はにわかに県外へ流れ出し、したがって資金が流入し、9月1日から貸越日歩を2厘引き下げて2銭8厘としたが、依然として金融は緩慢を続けた。

その後も金融は緩慢を続け、12月1日、さらに貸越日歩を2厘引き下げ、最高2銭6厘とし、当座・定期の預金利率も引き下げた。

年の瀬も押し詰まった12月29日、安田善次郎が日本石油株と宝田石油株を各1,000株買い入れたため石油株はいっそう景気づき、日石株は213～214円、宝田石油株は212～213円に跳ね上がり、その他の弱小株も引き続いて上げ幅を増した。

歳末には、宝田石油(株)から14万円、(株)国油共同販売所から5万円の預金があり、近来にない盛況をみせた。『第弐拾壹期営業報告書』(明39下期)は、石油株式の県外売れ行きと新穀の荷為替のために資金の動きはやや繁忙の程度であったが、10月25日をもって「締切タル株式會社國油共同販賣所ノ募集株式ノ申込約三百倍ニ達シタリ。當行亦其關係ニ依リ一時預金及貸附ノ激増ヲ見ル」に至り、そして、当期は遊資が多く、金利の低下などから収益は比較的少なかったにもかかわらず、「預金多クシテ前期ノ約二倍ニ達シ、貸出亦隨テ増大シ、社會ノ事業ト共ニ營業ノ發展頗ル著シキモノアリ」と記述している。

ここで、長岡銀行と石油業との関連について一瞥してみると、長岡銀行は、創業以来、石油業と深いかかわりを持っていたが、長岡銀行の創設が話題に浮かび上がったのは29年2月の北越鉄道(株)臨時株主総会のおり、中越地方の地主ら数人が集まったときである。やがて、山口権三郎が一枚加わり、日ならず開かれた日本石油(株)臨時株主総会后、山口によって発議されたことを考えれば、いっそう明瞭であろう。長岡銀行の役員は、山口のほかにも石油会社役員を兼務している例が多い。例えば、久須美秀三郎、渋谷善作、覚張治平などである。このことは、直接・間接的に融資

が石油業へ向けられた証左となろう。

日露戦争後の反動恐慌の影響

明治40年1月15日の定時株主総会後の臨時株主総会において高田第一三師団が設置されるのを見越し、高田町に出張所新設を決議した。そして、4月1日から高田町大字中小町第83番地で開業した。

日露戦争後の反動恐慌が長岡銀行に及ぼした影響は、どうであったろうか。宝田石油株、日本石油株の暴落によって貸出金が固定したため、借入に借入を重ねたが、資金需要に応じ切れなくなり、やむをえないもののほかは貸出を謝絶し、回収に専念しなければならなかった。



高田支店（明治41.8.25支店に昇格）

当時の逼迫した資金繰りについて『日誌』第11号の40年6月30日付は、次のように記述している。

「半期間ノ成績ヲ概評スレバ、昨年末ノ預金過多ノ餘響ヲ受ケ、自然手持チ豊カナル爲メ大口ノ割引貸附ヲ承諾シタル傾キアリ。而シテ寶田、日本兩株ノ如キモ暴騰シタル爲メ、當市人ハ先キヲ争フテ買収シタルノ感アリ。昨年二、三月頃迄七、八千株名古屋、東京方面へ輸出シタル株式（百十圓前後ニテ）ガ壹萬二、三千株モ二百六、七十圓賣ニテ當地ニ流レ込ミタルヲ以テ、金融界ハ一層ノ繁忙ヲ來シ、當行ノ如キ寶田ノ擔保品合計壹萬株以上ニ達シタルナルベシ。一方ニハ預金ノ引出シアルニ、貸附割引ハ固定シテ動カズ。勢ヒ借入金ニ頼ラザルベカラズ。茲ニ於テ第一銀行、日本銀行ヲ始メ新潟銀行、高田一三九銀行、新潟貯蓄銀行等ヨリ多額ノ借入ヲナスニ至リタリ。然ルニ期末ニ近ク日本石油會社ノ拂込金ノ東京へ現送スルモノアリ、又、蘭買入資金ノ流出スルモノアリ、借金又借金ヲ以テスルモ需用ニ應ズル能ハザルノ情態ニテ、苦心ノ上ニ苦心ヲナシ、繰合セノ上ニ繰合セヲナシ、本期ヲ終了シタリ。不得已モノノ外ハ貸出シヲ謝絶シ、只管回収一方ニ苦心セリ。」

その後、10月に至ってアメリカにおける銅相場が下落し、銀相場も激落をたどってニューヨーク市場に恐慌が生じ、そのため欧米向け輸出がにわか鈍り、生糸、綿糸布、銅などの清国向け輸出も行き詰まるという変化が生じた。

金融界は、資金の需要に迫られ、金利が強調を加えるに及んで、当地方もその影響を受けざるをえなかった。日本銀行では12月4日に公定歩合を2厘引き上げて2銭とし、中央諸銀行もますます警戒を加えたことから、翌5日、長岡銀行の主唱で市内各銀行が集会のうえ、11日から当座貸越日歩2銭9厘、定期預金年6分、当座預金日歩1銭、特別当座預金1銭2厘、貯蓄預金年5分7厘6毛、荷為替最低日歩3銭1厘と改めたが、その後も株価はさらに低落をみせ、商況不振と金融緊縮のなかで越年した。

余談ながら、長岡銀行に女性が進出したのがこの40年である。かねて、銀行業務に女性が適応するかどうか検討中であつたが、同年8月1日、北越鉄道(株)が国有化されることになり同社の女性が整理されるのを契機に、このうち3名と他に2名の女子を10月1日から見習として新規採用した。これが長岡銀行における初の女子行員の誕生となった。

石油株の暴落とその影響

日露戦争後の反動恐慌は、明治41年に入っても依然として続いた。

ときに、41年2月28日付『新潟新聞』の「相場付録」に、次のような記事が掲載された。「宝田は頃日来下落に下落を重ね来りし為め、長岡某銀行及三条某銀行は其影響にて目下死活問題となりし為、愈よ此処に防止的躍起運動を始めたりとの説伝はる」、その翌日には、「宝田は既報の如く、某々銀行が株式暴落の為に運命旦夕に迫り、相場低落の防禦運動を開始しつつありとの噂は伝はり」——。長岡の某銀行とは、もとより長岡銀行を指したものである。宝田石油(株)ととりわけかわりのある長岡銀行が、同社救済のために融資の枠を広げ、手痛い打撃を受けたと取りざたしたものだが、続いて『越佐新聞』、『新潟日報』、『東北日報』、『新潟中央新聞』などの各紙も一斉に書きたてた。ぬれぎぬとはいえ、首脳陣はいささか当惑せざるをえなかった。『営業日誌』第12号の41年10月31日付には、当時の苦衷を次のように率直に記述している。

「昨年四月頃ヨリ石油株式ハ下落一方ニ傾キ、之ガ爲メ其影響ノ長岡金融市場ニ及ボスハ無論ニシテ、延テ銀行ノ業體如何ニ疑惑ヲ起シ、飛語流言、人ヲ中傷スルモノアリ。同業者ノ如キ嫉妬的ニ中傷ヲ喜ビナスモノアリ。一時當銀行ハ四面楚歌ノ感アリシモ、願ミテ業體上些ノ懸念スベキモノナク、疾シキ所ナキヲ以テ他ノ忠言ニ對シ厚ク謝シ、其無根ノ妄説ナルヲ説明シ、自然ニ疑惑ヲ氷解セシムルヲ待テタリ。」

幸いに、日本石油(株)・宝田石油(株)とも西山における良油田の開発が進んで石油株の人氣が回復し、宝田旧株1株130円以上、新株で90円以上となり、日本石油株も旧株1株125～126円、新株103～104円の高値を保つに至り(表1-46)、株主担保貸出も次第に返済され、一方、預金の増加とともに貸出金の回収もあって手元も潤沢となり、日本銀行からの借入もおいおい返済して緩

和の方向をたどり、『営業日誌』は、「最早今日トナリテハ、當行ノ業體ニツキ疑ヲ挟ム者ナカラント信ズ。然シ、順調ノ時ニ於テ大ニ警戒シ、世間ヲシテ指ダモ染メシメザルコト過去ノ経過ニ於テ吾人ハ有益ナル教訓ヲ得タリ」と自戒のほぞを固め、「既往ノ世間ヨリ受ケタル非難、風評ノ苦痛ハ決シテ忘ルベカラザル所ナリ」と深い決意で結んでいる。いずれにしても41年下期末は、商況不振のあおりで仕入れの差し控え、米価安のための売り惜しみ、株価下落などによって資金の需要は予想したほど伸びなかった。

景気の低迷続く

明治42年には景気の回復が期待される情勢とみられた。ところが、1月、弥縫を重ねていた大日本製糖(株)が破綻して、同社と関係の深い藤本ビルブローカー銀行が3月に支払いを停止し、さらには大日本水産(株)、東洋汽船(株)、東京米穀商品取引所、日本製布(株)、宝田石油(株)など有力会社と目された諸会社の失態が表面化した。このため財界は衝撃を受け、資金の需要は極度に緩慢となり、中央の銀行のなかでは多額の預金を断るところさえ現れた。もっとも宝田石油(株)の場合は、自社の失態というより、ライジングサン会社とスタンダード会社との角逐の渦中に巻き込まれ、両社の激しい競争から1函(36リットル)4円台のものが50～60銭方の値下がりとなって手痛い打撃を被ったためである。

資金のだぶつきについて『第貳拾六期営業報告書』(明42上期)は、「昨年度ノ上半期ハ古今無比ノ金融大緊縮ナリシニ、本年上半期ハ全然正反對ニシテ、未曾有ノ緩慢ナル状態ヲ現出セリ。僅マ一ケ年ヲ出デズシテ極端ヨリ極端ニ走ル。其變化實ニ激烈ナリシト謂フベシ」と42年上期を総括しているが、『営業日誌』第13号の42

表1-46 石油株式公定相場の推移 (単位:円)

年次	日本石油		宝田石油	
	最高	最低	最高	最低
明治39	152.1	135.0	300.0	110.0
40	195.0	90.0	268.0	122.0
41	130.4	91.0	146.2	97.5
42	119.5	69.1	135.0	56.2
43	100.0	66.5	94.0	49.4
44	82.0	65.1	71.1	54.1
大正元	90.0	68.9	71.8	60.1

(注)：東京株式取引所公定相場。
資料：『明治大正国勢総覧』より作成。

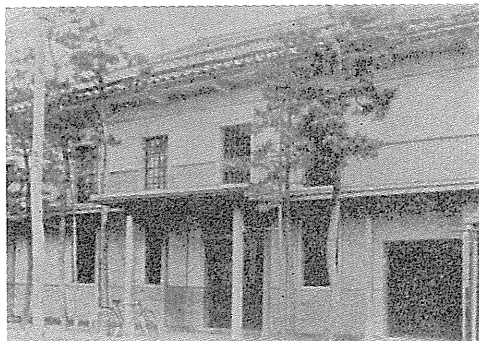
年2月5日付は、さらに具体的事例を挙げて次のように記述している。

「現金手元豊カニツキ湯本當榮，佐藤松次兩人ヲ東京ニ現送セシム。第三銀行五萬圓，安田銀行參萬圓，村井銀行貳萬圓，三井銀行參萬圓合計拾參萬圓現送ス。高田支店ヨリ貳萬圓ヲ托ス。然ルニ第三銀行五萬圓ハ全然受入ヲ諾セス。村井ノ貳萬圓モ漸ク一時受入レヲ諾シタル有様ニテ，東京ノ金融モ手持チ潤澤ニテ，差當り用途ヲ見出サズ。何レモ地方銀行ノ持込ミヲ迷惑ガル者ノ如シ。第三銀行ノ五萬圓，高田支店ノ貳萬圓モ共ニ安田銀行ヘ振込ム」

この一片の記事によっても、金融が著しい緩慢状態を現出していたことが察せられる。そして、商況は振るわず、沈滞ムードの間に資金はむなしく庫中に滞積するのみであった。

42年下期の金融情勢も「本期ハ前期ニ比シテ優ラルモ劣ラザル金融緩慢ノ間ニ経過セリ」と、『第貳拾七期営業報告書』（明42下期）が記述するように、景気の低迷が続くなかで超緩慢となった。

ところで、かねてから手狭をかこっていた神田出張所であったが、新たに神田一ノ町乙638番地に新築中のところようやく竣工し、42年6月20日に移転を終了した。また、柏崎支店の開設が同年7月15日の臨時株主総会において決議され、直ちに設置認可申請書を提出した。しかし、その後なんの音さたもなかった。そこで、煙草専売局第2部長から大蔵省主計局長に転じていた橋本圭三郎に督促を依頼し、一方、県庁、市役所を調査したところ、7月27日付で県庁から大蔵省に送付すべき書類が誤って市役所に逆送され、それを係員が机の中にしまい込み忘れていたことが判明



柏崎支店

神田出張所

した。このため9月15日の開業予定が遅れ、10月1日ようやく柏崎町1223番地に開業した。

県内基幹銀行の地歩を固める

日本銀行では、政府の4分利付公債発行による低利借り換えの実施に協力するため、明治43年1月11日、公定歩合を2厘引き下げて1銭4厘とした。さらに同年3月7日、日本銀行は、再び公定歩合を1厘引き下げて1銭3厘に改定したが、これは26年5月以来2回目の低率である。

43年も景気は低迷を続け、当地特産の石油は、2月に外油との協定が成立してやや前途に明るさが見えたものの、石油株は依然弱含みで活気を呈するに至らなかった。

一方、金融は依然として緩慢を続け、預金・貸出金ともはかばかしい伸びをみせなかった。

こうしたなかで、8月8日、東北・関東・東海地方一帯に豪雨があり、各地は大洪水に見舞われた。米作もこのため減収が明らかになり、しばらく落調を続けた米価が騰勢に転じた。新潟市の正米相場は、表1-47にみられるとおり、42年12月に1石10円台に落ち込んだあと、43年になって11円台に復したが、なお低迷を続けた。同年8月ようやく12円47銭と12円台に戻り、その後9月に13円台を現し、10月以降14円台を維持して越年した。

一方、長岡市内も、信州の豪雨により信濃川が破堤して町家の被災千余戸に達し、鉄道・電信ともに不通となり東京との連絡が絶たれた。生糸の荷為替時に加え、旧盆勘定の時期と重なったため各地とも一時に金融が逼迫を告げた。長岡銀行では、柏崎百三十九銀行支店ならびに長野十九銀行支店から融資を求められ、百三十九銀



長岡市内の大洪水（明治43. 8. 12）

表1-47 新潟市における正米相場の推移

（単位：円）

年次	3月	6月	9月	12月	平均
明治41	15.05	15.77	14.88	12.75	14.80
42	12.75	13.29	12.00	10.53	12.40
43	11.75	11.98	13.22	14.13	12.48
44	15.13	16.48	18.66	16.43	16.32
大正元	18.69	20.85	18.68	21.80	19.60

（注）：内地正米(中等米) 1石建平均卸売相場。

資料：『新潟県統計書』より作成。

行支店には1万円を融通したものの、手持ちの急迫から十九銀行支店までは手が回らなかった。

43年11月末、市内川上佐太郎こと川佐・帆坂両商店が売り方となり、買い方に回った佐藤惣吉こと油惣商店・反町商店の間に米に対する虚々実々の商戦が行われ、結局は2万9,800余石の受け渡しとなり、40余万円の授受が無事に結了したが、長岡銀行では、反町商店に対して17万円（日歩1銭8厘5毛）を融資した。

31年3月に貯蓄業務を開始して以来、貯蓄預金は順調な伸びをみせ、44年2月に入って100万円台に達した。そこで、紀元節の2月11日に祝宴会を開いたが、同月14日には本支店をあわせて101万3,994円23銭となった。貯蓄預金が100万円台に達したのは県内銀行では長岡銀行が最初であり、こうして、県内の基幹銀行としての地歩を固めていった。

44年上期中は、商況の不振が続き金融も緩慢であったが、下期には、全国各地の暴風・洪水被害から米価が高騰し、金融も次第に繁忙を告げるようになった。年末には東京の金融市場が空前の繁忙をきたし、長岡銀行でもここ数年にない繁忙のうちに越年し、同年12月末の貸出金は407万4,000円と初の400万円の大台に乗せることができた。『第参拾壹期営業報告書』（明44下期）は、「當行空前ノ新記録ナリ」と書きとどめている。

支店網の充実

長岡銀行は、創業当初から六十九銀行を目標にして、“追いつけ、追い越せ”を合言葉に業容の拡大に専念してきた。しかし、20年近いハンディを縮めることは並たいていのことではない。長岡市内は先発である六十九銀行の地盤が強固で、これを切り崩すことは容易でなかった。業容を拡大し業績の伸展を図るためには、県内主要地に店舗網を拡充し、経営基盤を拡大することがなによりも必要であった。

明治41年8月25日、高田出張所が新たに支店に昇格した。長岡銀行における支店第1号である。その後、神田・片貝・小千谷・栃尾の4出張所も43年3月1日にそれぞれ支店に昇格し、42年の柏崎支店設置をあわせ名実ともに地域に密着していった。



五泉支店開業広告（『北越新報』
明治44.10.22）

表1-48 支店・出張所設置状況一覧表(明治期)

店舗名	開業年月日	所在地	備考
神田出張所	明治33.8.20	古志郡長岡町神田二ノ町	明治43.3.1支店に昇格
片貝出張所	34.3.15	三島郡片貝村	〃
小千谷出張所	36.4.1	北魚沼郡小千谷町	〃
栃尾出張所	38.4.1	古志郡栃尾町	〃
高田出張所	40.4.1	中頸城郡高田町	明治41.8.25支店に昇格
柏崎支店	42.10.1	刈羽郡柏崎町	
五泉支店	44.11.1	中蒲原郡五泉町	

44年11月1日、中蒲原郡五泉町大字五泉5200番地に五泉支店が開業し、表1-48に示すとおり、これで7支店を擁することになった。当時の各支店の業況をみると、栃尾・小千谷両支店は生糸織物などの不況のため懸念されたにもかかわらず、相応に資金の需要が起こり、片貝支店の預金は増加の一途をたどり、神田支店また逐次業績の伸展をみせ、高田支店も同様、預金・貸出金ともに累年増加し、各支店はいずれも好成績をおさめていた。

明くる45年、1月末には例年のように地租・所得税の納入や旧年末勘定で決済資金を要したほか、川佐商店などで米穀3万石の大受け渡しがあり、金融は近年にない繁忙を呈した。その後、6月の購繭資金需要期まで、概して平穏であった。6月末は購繭資金と決済資金の需要が多く、繁忙のうちに越期した。

一方、年初来高騰を続けてきた米価は、7月に東京正米相場が1石24円90銭の新高値を現したあと、作柄が良好となり、8月から9月にかけて漸次下向いた。しかし、9月23日の台風被害は甚大で、米価は一転して再び高騰を重ねた。

こうしたなかで、9月末には当地方の石油株と米の売買が多額にのぼり、長岡銀行の出納は100万円を上回る盛況をみせた。当日の状況を『営業日誌』第16号の9月30日付は「東京、名古屋其他ヨリ宝田株ノ移入多キト米ノ売買大ナリシ爲メ、勘定日ニ非ズシテ金銭ノ出納百万円ニ達シタルハ実に驚クベキナリ。長岡ノ取引所米価大暴騰ヲ来シ、不穩ノ模様アルヨリ取引ヲ停止ス。石十九円ヲ呼ブニ至リタリ。日本石油八十円、宝田石油六十九円強ヲ見ルニ至リタリ」と記述している。

10月以降、当地方の金融も漸次繁忙となり、資金不足が懸念されたことから、10月28日に安田銀行3万円、第三銀行2万円、明治商業銀行1万円、第一銀行2万円、合計8万円の為替尻受領のため行員を上京させ、さらに新潟貯蓄銀行からも3万円を借用して、資金手当に万全を期した。

大正元年12月14日、主任会が開かれ、支店候補地のうち、糸魚川と十日町のいづ

れを先にすべきかが論議された。おりしも、高田の百三十九銀行が滞貸整理のため資本金 200 万円（うち払込 125 万円）を 100 万円に減じ、積立金を崩して無配当とし、同方面の成資銀行（中頸城郡中吉川村）ならびに糸魚川銀行も早晚同様の運命は免れまいとのうわさが専らであった。

このような情勢から、主任会では上越地方進出の好機とみて、糸魚川支店を先にすべしの論が多数を占めた。かくて、大正元年12月18日の取締役会において、翌年の上期にとりあえず糸魚川町に支店を設置することを可決し、十日町支店は暫時見送ることにした。

『営業日誌』第16号の12月31日付は、「昨年末ニ比シ回収少シ、世間不景氣ノ爲ナラン」と書きおさめている。

6. 業績の推移

主要勘定の推移

長岡銀行は、第六十九国立銀行に遅れること18年、明治29年11月の創業であったが、長岡を中心とした石油業の発展と北越鉄道の開通による交通網の整備を背景に、県内7カ店に及ぶ支店網の拡充策にみられる積極経営の展開によって、明治期16年間の業績は著しい伸展をみせた。

ちなみに、明治41年から大正元年までの5年間における預金・貸出金について、長岡銀行と六十九銀行ならびに新潟銀行（現第四銀行）を比較してみると、表1-49

表1-49 県内主要3行の預金・貸出金比較（単位：千円）

年末	預 金			貸 出 金		
	長岡	六十九	新潟	長岡	六十九	新潟
明治41	1,986	2,245	3,594	2,893	2,941	5,204
42	1,970	2,633	4,390	3,134	2,593	6,278
43	2,688	3,284	5,222	3,475	3,901	7,119
44	2,842	3,093	5,379	4,074	3,896	7,320
大正元	3,150	3,122	5,346	4,706	4,389	7,856

に示すとおり、貸出金は42・44年の両年末残高で六十九銀行を超え、大正元年末には預金・貸出金とも六十九銀行を上回っている。また、大正元年末の預金・貸出金は新潟銀行の約60%を占め、県内の基幹銀行とし

ての地歩を揺るぎないものとした。

明治29年から大正元年までの主要勘定の推移は表1-50のとおりである。この16年間に、預金は315万円、貸出金は470万円、有価証券は68万円の純増を示した。一方、大正元年末の払込資本金は175万円、積立金は22万円に達し、自己資本も充実した。

表I-50 主要勘定の推移

(単位：千円，%)

期 末	預 金			貸出金(貸付金+割引手形)				預貸率	有 価 証 券		
	残 高	対前年同期比 増 加 額	同増加率	残 高	うち割引手形	対前年同期比 増 加 額	同増加率		残 高	対前年同期比 増 加 額	同増加率
明治29.下	26	—	—	129	—	—	—	496.2	—	—	—
30.下	106	80	307.7	320	2	191	148.1	301.9	3	—	—
31.下	264	158	149.1	491	17	171	53.4	186.0	10	7	233.3
32.下	376	112	42.4	738	111	247	50.3	196.3	33	23	230.0
33.下	386	10	2.7	1,046	271	308	41.7	271.0	58	25	75.8
34.下	441	55	14.2	947	191	△ 99	△ 9.5	214.7	92	34	58.6
35.下	649	208	47.2	1,336	596	389	41.1	205.9	147	55	59.8
36.下	686	37	5.7	1,526	649	190	14.2	222.5	200	53	36.1
37.下	823	137	20.0	1,658	767	132	8.7	201.5	217	17	8.5
38.下	1,008	185	22.5	1,946	761	288	17.4	193.1	236	19	8.8
39.下	2,050	1,042	103.4	2,665	1,374	719	37.0	130.0	315	79	33.5
40.下	1,718	△ 332	△ 16.2	3,287	1,590	622	23.3	191.3	350	35	11.1
41.下	1,986	268	15.6	2,893	1,459	△ 394	△ 12.0	145.7	328	△ 22	△ 6.3
42.下	1,970	△ 16	△ 0.8	3,134	1,596	241	8.3	159.1	333	5	1.5
43.下	2,688	718	36.5	3,475	1,955	341	10.9	129.3	565	232	69.7
44.下	2,842	154	5.7	4,074	2,228	599	17.2	143.4	642	77	13.6
大正元.下	3,150	308	10.8	4,706	2,586	632	15.5	149.4	682	40	6.2

(注)：割引手形には荷付為替手形を含む。

次に、明治期における業績を振り返ってみたい。

(預金の推移)

預金は、この期間(明29下期～大元下期)に315万円の純増を示し、六十九銀行に比較して1.1倍の増加であった。明治38年末に100万円の大台に乗せたあと、翌39年末には205万円と200万円台に達した。その後、42年まで日露戦争後の反動恐慌で減少したが、43年下期以降、諸物価の高騰を背景に再び増勢に転じ、大正元年末には315万円と300万円台に達した。

預金の科目別構成比の推移をみると、表1-51のとおり、貯蓄預金が順調な増加を示しているのが特徴的である。37年下期末には総預金の1/3に達したあと、42年下期以降さらに構成比を高め、44年上期末には残高で101万円と100万円の大台に乗せた。さらに、45年上期末には約40% (残高114万円)と預金のなかで最も高い構成比を占めた。

このように、貯蓄預金が好調な伸びを示したのは、明治31年3月、県内銀行に先駆けて貯蓄業務の兼営を開始して以来、県内主要地に7カ店に及ぶ支店網をめぐらし、貯蓄預金の増強に専念したためにほかならない。

貯蓄預金に次いで高い構成比を占めたのは定期預金であった。40年下期末には金

表I-5I 預金の科目別構成比の推移

(単位:千円, %)

期 末	長 期 性 預 金			短 期 性 預 金					残高合計
	定期預金	貯蓄預金	計	公金預金	当座預金	特 別 当 座 預 金	別段預金	計	
明治29.下	19.5	—	19.5	—	48.2	32.1	0.2	80.5	26
30.上	19.6	—	19.6	—	24.3	48.1	8.0	80.4	57
31.下	9.9	9.9	19.8	—	54.2		26.0	80.2	264
32.下	14.7	14.8	29.5	—	21.9	32.3	16.3	70.5	376
33.下	15.6	21.5	37.1	—	17.8	35.3	9.8	62.9	385
34.下	17.6	22.0	39.6	4.2	16.2	35.1	4.9	60.4	441
35.下	16.9	21.7	38.6	2.6	15.8	33.5	9.5	61.4	649
36.下	19.0	29.9	48.9	2.0	17.1	29.8	2.2	51.1	686
37.下	14.3	33.9	48.2	1.9	20.6	26.6	2.7	51.8	823
38.下	15.1	31.5	46.6	3.3	28.5	18.7	2.9	53.4	1,008
39.下	12.3	20.9	33.2	1.3	44.2	15.7	5.6	66.8	2,050
40.下	26.7	30.7	57.4	2.7	21.5	17.5	0.9	42.6	1,718
41.下	18.3	32.9	51.2	1.9	24.3	20.1	2.5	48.8	1,986
42.下	19.6	36.1	55.7	1.5	22.2	16.7	3.9	44.3	1,970
43.上	23.0	37.2	60.2	0.9	20.7	15.6	2.6	39.8	2,211
44.下	24.8	38.6	63.4	1.4	19.7	12.9	2.6	36.6	2,842
45.上	29.3	39.8	69.1	0.6	16.2	11.4	2.7	30.9	2,882

(注): 別段預金には、振出手形(預金手形)、仮預金を含む。

融緩慢を背景に、前年同期の倍以上の構成比となった。しかし、その後の不況を反映して42年まで低下を続けた。43年上期以降再び増勢に転じ、45年上期末には29.3%の高率を占め、残高も84万円に達したが、定期預金に貯蓄預金を加えた長期性預金の構成比は総預金の69.1%を占めるに至った。

一方、当座預金は、日露戦争後の好況期には40%を上回る構成比を占めることもあったが、その後20%台に低下し、45年上期末には貯蓄預金の1/2以下の16.2%まで低下した。

また、特別当座預金は、35年まで30%台の高い構成比を占めたが、貯蓄預金や定期預金への移行などもあって36年以降その構成比は漸落し、45年上期末にはわずか11.4%を占めるにとどまった。

(貸出金の推移)

長岡銀行の貸出金が、この期間(明29下期~大元下期)に年末残高で前年比マイナスとなったのは、34年と41年の2回のみであった。41年は、日露戦争後の好況の反動による極度の商況不振から資金需要がまったく影をひそめ、金融が超緩慢となった年である。また、創業初期を除いて貸出金が著増を示したのは明治39年であった。日露戦争後の好況を背景に資金需要が増大したためである。この年は、貸出金を上

回る預金の増加によって預貸率が著しく良化し、六十九銀行に比較して10.3%も低い130%という低率を示した。

一方、六十九銀行の貸出金が40～42年の連続3年間、不況が深刻化するなかで前年比11～14%減少したのに対し、長岡銀行はこの間、41年に前年比マイナスとなったのみで、40年、42年とも増加を示した。これは、不況下でありながら、高田支店（明40.4開設）、柏崎支店（明42.10開設）の開設にあたって業容拡大のため積極的な貸し出し政策がとられたためである。さらに、44年下期末の貸出金は再び六十九銀行を上回るが、これも五泉支店（明44.11開設）の開設に伴う織物金融が要因であった。長岡銀行は、明治期を通して、石油業とのかかわりを深める一方、小千谷・栃尾・五泉の県内主要機業地に相次いで支店を開設するなど、織物との結びつきを強固にした。

次に、貸出金の科目別構成比の推移をみると、表1-52に示すとおり、割引手形の構成比が33年以降急速に高まったのが特徴的である。割引手形の構成比は、39年以降47%前後の高率を維持していたのが、44年下期末には50%を上回って52.4%を占めた。このように割引手形の構成比が高かったのは、石油産出量の増大と北越鉄道の開通によって商圈が拡大し、長岡の商工業が急速に発展したことによるものであった。

さらに、貸付金・当座貸越の担保別構成比の推移をみると、表1-53に示すとおり

表1-52 貸出金の科目別構成比の推移

(単位:千円,%)

期 末	貸 付 金 勘 定			割 引 手 形 勘 定			残高合計
	貸付金	当座貸越	計	割引手形	荷付為替手形	計	
明治30.上	66.0	33.4	100.0	—	—	—	266
31.下	59.5	37.0	96.5	1.7	1.8	3.5	491
32.下	46.0	39.0	85.0	9.7	5.3	15.0	738
33.下	32.0	42.1	74.1	20.8	5.1	25.9	1,046
34.下	35.7	44.1	79.8	17.7	2.5	20.2	947
35.下	24.6	30.8	55.4	42.2	2.4	44.6	1,336
36.下	23.7	33.8	57.5	39.9	2.6	42.5	1,526
37.下	23.3	30.4	53.7	42.5	3.8	46.3	1,658
38.下	31.1	29.8	60.9	35.7	3.4	39.1	1,946
39.下	22.7	25.7	48.4	48.8	2.8	51.6	2,665
40.下	22.4	29.2	51.6	43.5	4.9	48.4	3,287
41.下	19.0	30.6	49.6	46.8	3.6	50.4	2,893
42.下	18.2	30.9	49.1	47.6	3.3	50.9	3,134
43.上	16.1	33.5	49.6	47.5	2.9	50.4	3,222
44.下	13.8	31.5	45.3	52.4	2.3	54.7	4,074
45.上	15.0	34.7	49.7	47.4	2.9	50.3	4,227

表I-53 貸付金・当座貸越の担保別構成比の推移

(単位：千円、%)

期 末	有 価 証 券				商 品	不 動 産	信 用	残高合計
	公 債	社 債	株 式	計				
明治30.上	5.0	—	37.8	42.8	9.2	15.4	32.6	266
31.下	20.2	—	32.7	52.9	4.0	26.0	17.1	473
32.下	1.4	0.6	43.7	45.7	11.4	24.9	18.0	628
33.下	1.4	0.6	46.2	48.2	3.3	27.0	21.5	775
34.下	1.3	0.6	47.8	49.7	1.8	33.0	15.5	743
35.下	0.7	0.7	56.7	58.1	1.9	26.4	13.6	724
36.下	0.4	0.7	53.4	54.5	2.2	27.9	15.4	827
37.下	1.2	0.3	44.2	45.7	3.1	33.2	18.0	838
38.下	4.1	1.1	38.4	43.6	6.7	26.2	23.5	1,070
39.下	4.2	0.6	40.2	45.0	4.6	25.2	25.2	1,134
40.下	3.4	0.4	58.3	62.1	3.5	17.4	17.0	1,407

(注)：明治41年以降は資料を欠き不詳。

り、株式担保の構成比が50%前後を占めて最も高かったのが特徴的である。当時、長岡は県内における石油株売買の中心地であり、特に石油株に対する地元の投機熱が異常な高まりをみせていた。

不動産担保の構成比は、34年、37年の不況期には30%を上回っているが、38年以降は漸落し、40年下期末には17.4%を占めるにすぎなくなった。

株式に公債と社債を加えた有価証券担保の構成比は、31年から39年まで45~55%前後で推移したが、40年下期末には60%を超えて62.1%の高率を占めるようになった。

(有価証券の推移)

有価証券は、この期間(明29下期~大元下期)に68万円の純増を示し、六十九銀行に比較して1.2倍の増加であった。

有価証券の科目別構成比の推移をみると、表1-54に示すとおり、国債の構成比がきわめて高く、株式のそれが著しく低いのが特徴的である。所有株式の主なものは北越鉄道株であったが、34年上期に97株(実価2,345円)を取得したのが最初であった。その後漸増を続けて、42年上期には866株(実価3万4,640円)にまで増加するが、40年4月に同社が国有となったことから42年下期以降残高は零となった。その後、株式の取得が微増にとどまったため、その構成比は1%前後を占めるにすぎなくなった。

一方、社債は、34年上期に北越鉄道社債(7分5厘利付)を額面で2万円取得し

たのが最初で、同年下半年以降漸増を続け、40年には額面で7万6,000円にまで増加するが、同社の国有化に伴い42年下半年以降残高は零となった。

この間、36年下半年には宝田石油社債(8分利付)を額面で2万円取得したが、39年下半年に償還となった。このように、長岡銀行の明治期における社債保有は、地元に関連する北越鉄道

表1-54 有価証券の科目別構成比の推移 (単位:千円, %)

期 末	国 債	地 方 債	社 債	株 式	残高合計
明治29.下	—	—	—	—	—
30.上	100.0	—	—	—	3
31.下	87.1	—	—	12.9	10
32.下	94.4	—	—	5.6	33
33.下	95.2	—	—	4.8	58
34.下	61.3	—	32.6	6.1	92
35.下	77.8	—	20.3	1.9	147
36.下	57.1	—	40.7	2.2	200
37.下	59.3	—	37.5	3.2	217
38.下	63.3	—	33.7	3.0	236
39.下	74.9	—	19.7	5.4	315
40.下	74.0	—	21.0	5.0	350
41.下	71.3	—	22.4	6.3	328
42.下	98.7	—	—	1.3	333
43.上	98.9	—	—	1.1	379
44.下	97.7	1.6	—	0.7	642
45.上	97.5	1.5	—	1.0	643

・宝田石油両社債に限定されたため、その保有期間も34~41年の8年間にすぎなかった。

また、地方債は、44年下半年に新潟市水道公債を額面で1万円取得したのが最初であったが、その構成比も1.5~1.6%の低率にすぎなかった。

収益の推移

(収益状況の推移)

明治30年上期から45年上期までの収益状況の推移は表1-55に示すとおりである。経常利益は、この15年間に6,000円から7万円と約11.7倍に増加した。そして経常収支率は、38・39年の50%台から45年上期には66.2%となった。経常収支率の上昇要因としては、貸出金利など運用利回りが大幅に低下する一方、預金利息の支払いが多額にのぼったことが挙げられる。明治37年までは自己資本が運用資産の過半を占め、預金利息の支払いが少なかったことから、経常収支率は50%を下回っていた。しかし39年下半年以降、預金が払込資本金を大幅に上回るようになったことを主因に、経常収支率は次第に上昇し、40年代はほぼ60%台に推移した。

また、運用資産に対する経常利益の比率も、37年下半年に5%を割ったあと低下傾向をたどり、45年上期には2.9%にすぎなくなった。しかし、預金の増加による資金量の増大によって利鞘の縮小を補い、経常利益は、39年下半年以降43年上期を除い

表I-55 収益状況の推移

(単位：千円、%)

期 別	経常収入	経常支出	経常利益	経 常 収支率	運 用 資 産		自 己 資 本		配当率 (年率)
					期末残高	利益率	期末残高	利益率	
明治30.上	10	4	6	40.0	266	4.5	200	6.0	6.5
31.下	36	12	24	33.3	501	9.6	356	13.5	10.0
32.下	41	18	23	43.9	771	6.0	444	10.4	10.0
33.下	73	30	43	41.1	1,104	7.8	650	13.2	10.0
34.下	74	30	44	40.5	1,039	8.5	740	11.9	10.0
35.下	80	33	47	41.3	1,483	6.3	854	11.0	9.0
36.下	86	40	46	46.5	1,726	5.3	1,067	8.6	8.5
37.下	88	42	46	47.7	1,875	4.9	1,061	8.7	8.0
38.下	111	57	54	51.4	2,182	4.9	1,321	8.2	8.0
39.下	123	63	60	51.2	2,980	4.0	1,339	9.0	8.0
40.下	175	107	68	61.1	3,637	3.7	1,609	8.5	8.0
41.下	190	106	84	55.8	3,221	5.2	1,635	10.3	8.0
42.下	177	110	67	62.1	3,467	3.9	1,663	8.1	8.0
43.上	161	106	55	65.8	3,601	3.1	1,673	6.6	7.0
44.下	187	124	63	66.3	4,716	2.7	1,705	7.4	7.0
45.上	207	137	70	66.2	4,870	2.9	1,962	7.1	7.0

(注)：経常利益＝経常収入－経常支出

経常収入＝利息＋割引料＋手数料＋有価証券利息＋株式配当金

経常支出＝利息＋割引料＋手数料＋税金＋給料＋旅費＋営繕費＋雑費

経常収支率＝経常支出÷経常収入

運用資産利益率＝経常収入×2÷(貸出金＋有価証券)

自己資本利益率＝経常収入×2÷(払込資本金＋諸積立金)

表I-56 利益金処分状況の推移

(単位：千円、%)

期 別	当 期 純益金	社 外 流 出				社 内 留 保				
		配当金	配当率	賞与・ 交際費	計	流出率	諸積 立金	繰越金 増 減	計	留保率
明治30.上	7	6	6.5	0	6	85.7	1	—	1	14.3
31.下	24	18	10.0	1	19	79.2	5	—	5	20.8
32.下	23	18	10.0	1	19	82.6	4	—	4	17.4
33.下	43	31	10.0	2	33	76.7	9	1	10	23.3
34.下	44	35	10.0	—	35	79.5	8	1	9	20.5
35.下	50	36	9.0	—	36	72.0	8	6	14	28.0
36.下	46	39	8.5	2	41	89.1	5	—	5	10.9
37.下	47	40	8.0	1	41	87.2	5	1	6	12.8
38.下	56	45	8.0	1	46	82.1	8	2	10	17.9
39.下	61	50	8.0	2	52	85.2	10	△1	9	14.8
40.下	69	52	8.0	2	54	78.3	11	4	15	21.7
41.下	85	60	8.0	2	62	72.9	15	8	23	27.1
42.下	69	60	8.0	2	62	89.9	10	△3	7	10.1
43.上	72	53	7.0	2	55	76.4	15	2	17	23.6
44.下	62	53	7.0	2	55	88.7	7	—	7	11.3
45.上	71	59	7.0	2	61	85.9	10	—	10	14.1

(注)：当期純益金＝当期利益金－前期繰越金

社外流出率＝(配当金＋賞与・交際費)÷当期純益金

社内留保率＝諸積立金＋(後期繰越金－前期繰越金)÷当期純益金

て6万円を下ることはなかった。

(利益金処分状況の推移)

明治30年上期から45年上期までの利益金処分状況の推移は表1-56に示すとおりである。

当期純益金は、資金量の増大によって急速に増加し、創業6年後の35年下期には5万円に達した。その後も順調な増加を続け、45年上期の当期純益金は7万1,000円となった。

この期間の利益金処分状況をみると、創業2年後の31年下期から34年下期までの間、32年上期と34年上期の2期を除き、年10%の配当を行っている。その後、預金・貸出金利の低下から配当率を下げ、37年から42年までは年8%、43年以降は預金・貸金とも金利がさらに低下したため年7%の配当を行った。

一方、積立金は、每期順調に増加し、内部留保率が10%を割ったことは一度もなく、45年上期末には21万2,000円と払込資本金の約12%を占めるようになった。